

# 現 状 と 課 題

(県政課題全般事項)

## 1 地方の税財源の確保・充実

### 【現状と課題】

#### 1 地方一般財源総額の確保

- 令和7年9月に公表した岩手県中期財政見通しにおいては、給与改定や定年引上げによる人件費の増や人口構造の変化等に伴う社会保障関係費の増のほか、金利上昇に伴う公債費の高水準での推移により、歳入を上回る歳出の増加が見込まれ、令和8年度以降85～123億円の収支ギャップが生じるなど、本県財政は一層厳しい状況が続く見込みである。
- 本県では、厳しい財政状況下にあっても、人口減少などの課題に対応し、県民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを将来にわたって提供し、安定的で持続可能な行財政基盤の構築に努めていくため、4つの財政目標を掲げ、財政健全化に取り組んでおり、令和8年度当初予算編成時点においては目標を達成又は達成見込みとなっている。

一方、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、人口減少の進行や65歳以上人口割合の増加など、目標設定時点よりも厳しい想定があるため、単年度の目標達成により予断を持つことなく財政運営を行う必要がある。

- ①令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現
- ②公共施設に係る県民1人当たりの負担額16,000円以下の水準を維持
- ③プライマリーバランスの黒字を維持
- ④財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持

#### 2 地方財政措置の拡充

- 厳しい財政状況が続く中においても、地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な行政サービスの提供が可能となるよう、地域の実情に応じた財政需要を的確に反映する必要がある。
- 特に、公立病院の運営や小規模高等学校の配置など、広大な面積を有することに起因してかかり増しとなっている経費について、更なる地方財政措置の拡充が必要である。

#### 3 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が43：57であるのに対し、国と地方の税収比は62：38となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 自動車税環境性能割（令和7年度本県最終予算額1,365百万円）及び軽自動車税環境性能割並びに軽油引取税の当分の間税率（令和7年度本県最終予算額12,685百万円のうち5,928百万円（機械的な推計））に伴う地方税の減収分に対しては、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てすることとされており、令和8年度地方財政対策においては地方特例交付金により全額を補填することとされたものの、安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じることがないように、引き続き適切な措置を継続していく必要がある。

○ 消費税はその 19.5%が地方交付税の原資ともなっており、地方消費税（都道府県間の清算後）と併せると本県における収入額は令和 7 年度本県最終予算額ベースで約 1,277 億円と推計している。  
消費税及び地方消費税については、国の「社会保障国民会議」において、税率の見直しや「給付付き税額控除」について検討が進められているものと承知しており、この見直しに伴い、地方において減収することとなる場合には、地方の財政運営に支障が生じることがないように、適切な措置を講じる必要がある。

○ 税源の偏在性は人口 1 人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(628,670,300 円)は、全国平均(同 372,145 円)の 77.0%で、全国最高の東京都(同 637,562 円)に対しては 44.9%となっている。

○ 地方法人二税（法人県民税、法人事業税）については、人口一人当たりの税収額を都道府県で比較すると、最大の東京都と最少の県の倍率について、平成 20 年度（譲与税化前）：6.6 倍→平成 29 年度（地方法人特別譲与税化後）：4.0 倍→令和 5 年度（特別法人事業譲与税化後）：3.6 倍と年々縮小傾向にはあるものの、なお他の税目と比べて開きがあり、引き続き都市・地方間の偏在是正に取り組んでいく必要がある。

特に、複数の自治体に事務所等を有する場合の分割基準については、例えば法人事業税における資本金 1 億円以上の製造業の場合、F A 化、O A 化の進展を踏まえた従業者数への割り増し（1.5 倍）の見直しが平成元年度に行なわれているが、その後の更なる I T 化や D X の進展を踏まえた検討が必要と考えられるなど、各自治体における法人の事業活動の規模を適切に反映させるような制度とする必要がある。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課  
ふるさと振興部 市町村課

## 2 物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る 十分な財政措置

### 【現状と課題】

- 物価高から地域住民の生活や地域の経済活動を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しているが、今後も地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、十分な財政措置が必要。
- 財政基盤の弱い地方公共団体においても、国の対策を補完しながら取組を続けていく必要があり、財政運営に支障が生じることのないよう財政基盤の弱い地方自治体に対する交付金等の重点的な配分が必要。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課  
総務部 財政課  
ふるさと振興部 地域振興室

### 3 エネルギー価格・物価高騰への対応

#### 【現状と課題】

#### 1 エネルギーの確実かつ安定的な確保・供給

- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや、軽油、重油の価格は2014年（平成26年）以来の高値水準となり、また、LPガスについても同様の傾向にあるなど、燃料価格の高騰が続いている状況にある。

これら燃料価格の高騰は、県民生活への影響に加え、施設園芸農家の暖房費用や漁船漁業の燃料費の増加、物流コストの上昇等、農林水産業者や中小事業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

- ガソリン、電気、都市ガス等のエネルギー価格高騰対策については、国において実施しており、このうち電気、都市ガスについては令和8年3月まで対策が講じられたところ。

一方、LPガスについては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニューとして地方公共団体において対策を講ずることとされ、当県においても直近では令和7年12月臨時議会で予算措置して支援を行ってきたところであるが、支援の内容は自治体間で差が生じているところ。

今後、国際情勢の変化等により再度エネルギー価格高騰対策を行う場合には、燃料油価格や低圧・高圧電力、都市ガス料金の負担軽減策と同様に、自治体間で対策の内容に差が生じないように、LPガスについても国において一律に対策が講じられることが必要。

#### ≪LPガスの小売価格（各年12月）の推移≫（円/10m<sup>3</sup> 税込）

年 月	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
価 格	8,922	8,678	8,512	8,751	9,009

年 月	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
価 格	9,146	9,072	9,530	10,117	10,332	10,460	10,506

※（一財）日本エネルギー経済研究所調査 岩手県の平均小売価格

#### ≪令和6年度経済対策におけるLPガス一般消費者向けの北海道・東北各県での値引額≫

道県名	岩手	北海道、青森、 秋田、山形	宮城	福島
値引額	1,300円	2,000円	1,600円	600円 ※別途1,000円（9月補正）

#### 2 低所得者世帯や子育て世帯への支援

- 令和4年度以降、経済対策により低所得世帯への給付などの支援が行われているが、物価高騰による影響が特に大きい生活困窮者の支援は全国的な課題であることから、全国的な対策が継続して必要となる。

## 【「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)のうち、生活者支援策】

対策		内容
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金(推奨メニュー)	「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設により、住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象として、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減する財源について措置 ※本県はR4第7号補正により、いわゆる「福祉灯油」として実施(6,000円/世帯)
	国給付金(市町村事業)	住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付
低所得の子育て世帯に対する支援(市町村事業)		低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付
学校給食費負担軽減の取組への支援		子育て世帯に対し、学校給食費等の支援

## 【追加物価対策(令和5年3月22日閣議決定)のうち、生活者支援策】

対策		内容
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金(推奨メニュー)	「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援に要する財源について措置
	国給付金(市町村事業)	住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付
低所得の子育て世帯に対する支援(市町村事業)		低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付
学校給食費負担軽減の取組への支援		子育て世帯に対し、学校給食費等の支援

## 【「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)のうち、生活者支援策】

対策		内容
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金(推奨メニュー)	「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援に要する財源について措置 ※本県はR5第4号補正により、いわゆる「福祉灯油」として実施(7,000円/世帯)
	国給付金(市町村事業)	・住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付
学校給食費負担軽減の取組への支援		子育て世帯に対し、学校給食費等の支援

## 【「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)のうち、低所得者世帯支援策】

対策		内容
低所得世帯への支援	国給付金(市町村事業)	・住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付 ・住民税非課税世帯のうち子育て世帯については、子ども一人当たり2万円を加算
学校給食費負担軽減の取組への支援		子育て世帯に対し、学校給食費等の支援

【「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）】

対策	内容	
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金（推奨メニュー）	「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯等支援に要する財源について措置 ※本県はR7第4号補正により、いわゆる「福祉灯油」として実施（7,000円/世帯）
子育て世帯への支援	0歳から高校生年代までの子ども達に1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給	
学校給食費負担軽減の取組への支援	子育て世帯に対し、学校給食費等の支援	

《本県の福祉灯油助成事業の実施状況》

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請願の状況	9月議会請願採択				
県事業の実施	「被災地福祉灯油」として実施（12月補正予算）		「新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業」として実施（12月補正予算）	「生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策」として実施（12月補正予算）	
助成対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災津波の被害が甚大であった沿岸12市町村のうち、福祉灯油事業を実施する市町村</li> <li>高齢者世帯、障がい者世帯若しくはひとり親世帯であって市町村民税の非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯</li> </ul>		高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯であって市町村民税の非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯若しくはこれらに準ずる世帯であって市町村民税の非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯	
県補助基準額	市町村が助成した世帯数に5,000円を乗じて得た額の1/2を上限に、市町村の福祉灯油に要した経費の1/2			市町村が助成した世帯数に <u>6,000円</u> を乗じて得た額の1/2を上限に、市町村の福祉灯油に要した経費の1/2	市町村が助成した世帯数に <u>7,000円</u> を乗じて得た額の1/2を上限に、市町村の福祉灯油に要した経費の1/2
対象期間	令和元年12月～令和2年3月	令和2年12月～令和3年3月	令和3年12月～令和4年3月	令和4年10月～令和5年3月	令和5年10月～令和6年3月
補助実績 実施市町村 助成世帯数 補助金総額	12市町村 18,410世帯 46,022千円	12市町村 18,909世帯 47,270千円	33市町村 79,758世帯 199,388千円	32市町村 92,292世帯 276,843千円	33市町村 101,537世帯 355,306千円
国の支援	なし		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金措置		

項目	令和6年度	令和7年度
請願の状況	9月議会請願採択	
県事業の実施	「生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策」として実施(12月補正予算)	
助成対象世帯	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯若しくはこれらに準ずる世帯であって市町村民税の非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯	
県補助基準額	市町村が助成した世帯数に7,000円を乗じて得た額の1/2を上限に、市町村の福祉灯油に要した経費の1/2	
対象期間	令和6年10月 ～令和7年3月	令和7年10月 ～令和8年3月
補助実績 実施市町村 助成世帯数 補助金総額	33市町村 100,516世帯 351,800千円	33市町村 100,826世帯 353,651千円
国の支援	特別交付税	重点支援交付金

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課、子ども子育て支援室  
 教育委員会事務局 教育企画室  
 復興防災部 消防安全課

## 農林水産省

## 4 農林水産分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

## 【現状と課題】

## 1 農林水産分野における総合的な影響緩和対策

## (1) 燃料、生産資材等の安定的な確保・供給に向けた対策

- 昨今の中東情勢の緊迫化を受けた原油等の供給不安及び国際的な原油価格の高騰により、ガソリンや軽油、重油などの燃料価格は過去最高水準に達し、依然として先行きが見通せない不安定な状況が続いている。
- 燃料価格の高騰は、農林漁業経営を直撃するとともに、飼料・肥料等の生産資材価格や電気料金の高騰、生産資材等の調達不安定化を招いているため、価格高騰対策に加え、生産資材等の安定的な確保・供給に向けた総合的な対策が必要。

《県内関係団体・企業へのヒアリング状況（抜粋） 令和8年5月8日時点》

分野	影響の有無	具体的な影響及び今後の懸念点
農業	燃料の高騰 資材の入手困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃油価格が高騰。長期化した場合、生産資材等の価格上昇による影響が懸念。</li> <li>・ 農業マルチや包装資材の供給が不安定な状況。</li> <li>・ 飼料等については、第2四半期以降の影響を懸念。</li> <li>・ 電気料金等の高騰により土地改良区等の運営に大きな影響を及ぼすことが懸念。</li> </ul>
林業	燃料、資材の高騰 資材の入手困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しいたけ乾燥機用の灯油代が高騰。今後の更なる灯油代や資材費の高騰、しいたけ出荷用のトレーやラップ類の供給制限が懸念。</li> <li>・ 梱包用ビニールについて値上げ通告あり。今後、値上げ対象となる品目の増加が懸念。</li> <li>・ ナフサ不足により接着剤等の今後の安定的な供給について懸念。</li> </ul>
水産	燃料・資材・塗料 の高騰・調達難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系統ルート外から燃油を調達している一部の漁協では、仕入先の出し渋りによる調達難。</li> <li>・ 漁船やワカメのボイル等に用いる重油・灯油価格の高騰。</li> <li>・ 一部の資材価格は2～4割程度高騰。船や網の塗料が入手困難。</li> <li>・ 燃油や資材の価格高騰が続くことによる漁船漁業の操業への影響や生産経費の増加による収支の悪化を懸念。</li> </ul>

## (2) 農林漁業者への円滑な資金供給

国では、災害関連資金等に対する金融支援として、公益財団法人農林水産長期金融協会による2%を上限とする利子助成を実施しているが、金利の上昇に伴い貸付金利が上昇していることから、資金繰りが悪化する農林漁業者に対し、円滑な資金供給が図られるよう、「農林漁業セーフティネット資金」等について、無利子化等の金融支援策を講じる必要がある。

《農林漁業者の資金繰りに関する金融支援の実施状況 令和8年5月18日時点》

融資機関	資金名	基準金利	利子補給率		貸付金利
			農林水産長期金融協会	県	
農協・漁協等	農業経営負担軽減支援資金	4.05%	2.00%	1.25%	0.80%
	漁業経営維持安定資金	4.05%	2.00%	1.25%	0.80%
公庫	農林漁業セーフティネット資金※	2.65%	2.00%	-	0.65%

※ 農林漁業セーフティネット資金は、林業者向けの場合、貸付当初10年間無利子化

2 農業分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

(1) 燃料価格対策

- 現在実施されている「施設園芸等燃料価格高騰対策」は、事業期間が令和8年6月30日までとされているところ。
- 燃油価格は、平成28年以降、上昇傾向で令和7年も高値水準が続いている。今後も、社会情勢等により高騰が継続することも想定されるため、将来にわたり、園芸農家の安定的な経営が実現されるよう、恒久的な制度が必要。

《加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》

(円/リットル 税込)

油種	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
A重油	70.3	81.1	87.9	83.9	79.9	106.7	106.3	113.4	118.3	118.9
灯油	75.1	85.9	91.6	89.5	82.3	109.7	110.3	116.2	119.4	117.0

※ 石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※ R7は、A重油、灯油ともに11月～1月の平均値

- 「施設園芸等燃料価格高騰対策」の発動基準価格が上がることも想定されるため、急騰特例の発動基準の引き下げや基準価格算定方法の見直しが必要。

《急騰特例の発動基準》

補填対象の燃料数量は、原則として当該月の燃料の購入数量の70%であるが、次のいずれかに該当する場合には、補填対象となる燃料数量の割合が100%となる。

- ① 当該月の燃料価格が前事業年度の加温期間における平均燃料価格の111%以上。
- ② 当該月の燃料価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上。
- ③ 当該月の燃料価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上。

《対策の発動基準価格の推移》

(円/リットル 税込)

油種	R3	R4	R5	R6	R7	R8
A重油	83.1	81.6	81.6	88.9	94.1	100.2
灯油	88.1	86.5	86.5	94.2	99.7	106.2

※ 日本施設園芸協会より

※ 基準価格は、7中5平均にセーフティネット発動の基準となる額を基に算出。

- 「みどりの食料システム戦略」において、園芸施設を2050年までに化石燃料を使用しない施設へ完全移行することを目指すとしており、その実現に向けては、加温設備等の早急な技術開発が必要。
- 中山間地域が多い本県では、中小規模の施設が多いため、これらに対応した技術や設備の低コスト化が必要。

## (2) 飼料価格対策

- 「配合飼料価格安定制度」は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える影響を緩和するため、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる「通常補填」と、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合、国と配合飼料メーカーの積立による通常補填を補完する「異常補填」の2段階の仕組みで、生産者に対し補填。

(単位：円/トン)

		配合飼料 価格 ①	平均輸入 原料価格 ②	基準輸入 原料価格 ③	補填金額 ④=②-③	国の緊急対策 による補填金 ⑤	生産者の 実負担額 ⑥=①-④ (-⑤)
R2 年度	第1 四半期	66,538	27,655	27,911	—	—	66,538
	第2 四半期	65,653	25,349	27,649	—	—	65,653
	第3 四半期	66,986	25,078	27,038	—	—	66,986
	第4 四半期	70,859	29,669	26,332	3,300	—	67,559
R3 年度	第1 四半期	76,558	36,835	26,899	9,900	—	66,658
	第2 四半期	81,674	41,353	29,128	12,200	—	69,474
	第3 四半期	80,423	41,520	32,995	8,500	—	71,923
	第4 四半期	83,302	42,665	37,417	5,200	—	78,102
R4 年度	第1 四半期	88,599	50,462	40,623	9,800	—	78,799
	第2 四半期	100,270	60,846	44,000	16,800	—	83,470
	第3 四半期	101,092	63,264	48,654	7,750	6,750	86,592
	第4 四半期	100,237	55,478	54,497	950	8,500	90,787
R5 年度	第1 四半期	99,134	54,540	44,613 <sup>※1</sup>	7,050 <sup>※2</sup>	—	92,084
	第2 四半期	97,622	54,546	47,727 <sup>※1</sup>	5,250 <sup>※2</sup>	—	92,372
	第3 四半期	95,441	51,249	50,185 <sup>※1</sup>	1,050 <sup>※2</sup>	—	94,391
	第4 四半期	98,073	48,755	53,945	0	—	98,073
R6 年度	第1 四半期	94,569	47,518	52,281	0	—	94,569
	第2 四半期	96,785	47,247	50,504	0	—	96,785
	第3 四半期	93,342	42,856	48,762	0	—	93,342
	第4 四半期	96,278	45,643	46,537	0	—	96,278
R7 年度	第1 四半期	96,246	43,757	45,775	0	—	96,246
	第2 四半期	94,281	41,957	44,815	0	—	94,281
	第3 四半期	93,931	41,261	43,559	0	—	93,931

出典：(公社) 配合飼料供給安定機構「飼料月報」、農林水産省公表資料

※1 国の「新たな特例」により、令和5年度第1～第3 四半期は基準輸入原料価格の算定期間を直前の2.5年間としているもの。

※2 国の「新たな特例」により、令和5年度の第1～第3 四半期は、前四半期の補填金額の3/4が補填額の上限となるもの（なお、第1 四半期については、令和4年度第4 四半期の④と⑤の合計額の3/4が上限）

- 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会の「中間的総括」（令和6年10月）について  
農林水産省の「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」において、各基金が補填単価や借入れを個別に決定できる運用にすることが検討されているが、基本的には、各基金が足並みを揃え、同一単価で補填するとの方針が示されている。

## (3) 肥料価格対策

- 国では、肥料価格高騰対策として、肥料価格上昇分の一部補填や、国内資源由来肥料の製造施設整備支援、化学肥料原料の備蓄支援等に係る以下の事業を措置。

## ア 肥料価格高騰対策事業【令和4年度コロナ等対策予備費 78,777 百万円】

国では、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援。  
本県では、肥料コスト上昇分の1割を独自に支援。

《本県における肥料価格高騰対策事業の交付実績》

(単位：千円)

取組実施者数	参加農業者数	肥料価格高騰 対策事業 (国)	肥料価格高騰 緊急対策(県)	合計
162 組織	延べ 23,362 名	1,234,614 千円	176,731 千円	1,411,345 千円

イ 国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和8年度予算額8百万円(令和7年度補正予算額7,000百万円)】

(ア) 国内肥料資源活用総合支援事業【令和7年度補正予算額7,000百万円の内数】

堆肥や下水汚泥等の国内肥料資源による肥料製造施設等の整備(補助率：1/2以内)や国内資源由来肥料を用いた栽培実証(補助率：定額)等を支援

[民間団体向け補助金]

(イ) 畜産環境対策総合支援事業【令和7年度補正予算額7,000百万円の内数】

高品質堆肥の広域流通等を促進する取組や悪臭防止や污水处理などの高度な畜産環境対策を推進する取組等を支援[都道府県・民間団体等向け補助金]

(ウ) 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業【令和7年度補正予算額7,000百万円の内数】

温室効果ガス排出削減のための家畜排せつ物の管理方法の変更を実施するための施設整備又は補改修を支援[都道府県向け補助金]

(エ) 調査事業【令和7年度補正予算額7,000百万円の内数】

全国一斉地力調査事業[民間団体等向け委託費]

《本県における国内肥料資源利用拡大対策事業の実施状況(令和6年度実績)》 (単位：千円)

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費	
				国庫
国内肥料資源活用総合支援事業	久慈ファーム 有限会社	ペレタイザー整備	38,170	17,350
畜産環境対策総合支援事業	一関地方畜産 クラスター協議会	脱臭装置整備	418,000	190,000

ウ 肥料原料備蓄対策事業【令和8年度予算額26百万円】

化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援

[事業実施主体：基金管理団体]

- 堆肥等の活用や土壌診断に基づく化学肥料の使用低減の取組を進めているところであるが、令和8年1月の国内肥料価格は、令和2年の価格に対して、尿素は173%、過りん酸石灰は163%、高度化成は161%と依然として高い状況であり、農業経営に影響を及ぼしている。

《国内肥料価格指数の過去5年間の推移》

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
肥料(指数)	100	102.7	130.8	147.0	137.1	140.4	143.1

代表的な銘柄の価格

(単位：円(税込み)/20kg)

尿素 (R2対比)	1,776 (100%)	1,833 (103%)	2,996 (169%)	3,467 (195%)	2,991 (168%)	3,104 (175%)	3,071 (173%)
過りん酸石灰 (R2対比)	1,671 (100%)	1,728 (103%)	2,120 (127%)	2,559 (153%)	2,553 (153%)	2,654 (159%)	2,729 (163%)
高度化成 <sup>※2</sup> (R2対比)	2,367 (100%)	2,465 (104%)	3,546 (150%)	4,127 (174%)	3,615 (153%)	3,734 (158%)	3,819 (161%)

出典：農林水産省農作物価統計調査

※1 価格：R2-7は1-12月平均、R8は1月時点

※2 高度化成：N15% - P15% - K15

(4) 農業共同利用施設の電気料金等への支援

- 令和6年度の電気料金は令和3年度と比較し4割程増加し、高止まりしている状況であり、穀類乾燥調製施設等の農業共同利用施設の動力光熱費増加が、農業者で構成される農業協同組合の運営上、大きな負担となっている。

《電気料金を構成する単価の値上がり状況》

(単位：円/kwh)

区分	電気料金構成単価	R3	R5	R6	差額 (R6-R3)	上昇率 (R6/R3)	
低 圧	基本料金単価	627	662.89	662.89	35.89	1.06	
	電力量料金単価	夏季	11.86	23.13	23.00	11.14	1.94
		その他季	10.78	22.05	21.92	11.14	2.03
	燃料費調整単価	▲1.71	▲8.29	▲9.00	▲7.29	—	
共 通	再エネ賦課金単価	3.36	1.40	3.49	0.13	1.04	
電力量料金単価(夏季) + 燃料費調整単価		10.15	14.84	14.00	3.85	1.38	

※ 燃料費調整単価は4月～9月の平均値

(東北電力幷公表値)

- 県では、国の経済対策(重点支援地方交付金)を活用し、依然として高騰している電気料金の負担を軽減するため、農業者が共同で利用する穀類乾燥調製施設等の省エネルギー化を支援する「農業共同利用施設省エネルギー化事業」を令和5年度補正予算で創設。今後も、電気料金の高騰が継続することが想定されるため、国による電気料金等の動力光熱費の高騰分を支援する事業の創設が必要。

【農業共同利用施設省エネルギー化事業】(R5 予算額：78,000 千円 ※全額、R6 に繰越)

- ① 対象施設  
農業協同組合等が所有する穀類乾燥調製施設及び青果物集出荷予冷施設等
- ② 対象経費
  - ・ 発電設備：太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池等の発電設備
  - ・ 省エネルギー機器：LED等の省電力機器
- ③ 補助率：1/2 以内(補助上限 2,000 千円)
- ④ 事業実施主体：農業協同組合、生産者の組織する団体

(5) 農業水利施設の維持管理費への支援

- 集中豪雨の頻発化等に伴う維持管理の複雑化・高度化に加え、昨今の中東情勢の緊迫化を受けた燃油・資材の高騰により、土地改良区における農業水利施設の維持管理費が更に増加している状況。
- 農業水利施設を適切に維持管理し農業用水を安定的に供給するためには、増加する土地改良区の維持管理費に対応できるよう、「基幹水利施設管理事業」や「水利施設管理強化事業」の予算を確保する必要がある。

《県内土地改良区の数及び維持管理費》

(単位：千円)

	国営造成施設等を管理する土地改良区		左記以外の土地改良区		計	
	区数	維持管理費	区数	維持管理費	区数	維持管理費
R2 年度	12	542,834	31	313,930	43	856,764
R3 年度	12	529,085	31	352,870	43	881,955
R4 年度	12	575,035	31	382,108	43	857,143
R5 年度	12	550,832	31	373,226	43	924,058
R6 年度	12	578,779	30	470,046	42	1,048,825

↑ 増加傾向 ↓

※ 一般会計に占める維持管理費であること

出典：土地改良区運営状況調査(農村計画課)

### 3 林業分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

#### (1) 生産資材等の価格高騰に対する支援

- 国では、「燃油・資材の森林由来資源への転換等対策（令和7年度補正）」において、きのこ類の生産資材の導入を支援。岩手県森林組合連合会に聞き取りしたところ、しいたけ乾燥機の灯油代が高騰し、今後、灯油代や生産資材の更なる高騰が懸念されることから、事業の継続が必要。

《岩手県における燃油・資材の森林由来資源への転換等対策》（単位：千円）

	令和6年度補正予算	令和7年度補正予算
きのこの生産資材導入支援事業補助金	17,270	16,429

- きのこと同様に広葉樹の原木を生産資材として利用している木炭は、「燃油・資材の森林由来資源への転換等対策（令和7年度補正）」の対象となっていないが、岩手県木炭協会に聞き取りしたところ、原油を原料とする梱包用ビニールの値上げの通告があり、今後、値上げ対象となる資材の増加が懸念されており、原木価格上昇と併せて燃料等の高騰の影響を受けている木炭生産者への支援が必要。

《岩手県における木炭原木価格（運搬費込）》（単位：円(税込)）

	R4.2月末時点	R7.12月末時点
ナラ1m <sup>3</sup> 当たり	15,000	16,500

- 施設園芸等の農業や漁業では、燃油高騰等に対応したセーフティーネット対策が講じられているところであり、影響が長期化した場合も見据え、菌床きのこ等を対象とした新たなセーフティーネット対策が必要。

#### (2) 合板・集成材に使われる燃料等の価格高騰に対する支援

- 事業体に聞き取りしたところ、合板用接着剤の価格は5年前と比較して20～25%、集成材用接着剤の価格は令和6（2024）年に比べ、現在まで30%程度上昇している。

### 4 水産業分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

#### (1) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」の拡充

- 中東情勢の悪化等による原油価格の上昇に伴い、「漁業経営セーフティーネット構築事業」の発動基準価格が上がるのが想定されるため、急騰対策補填の発動基準の引下げや基準価格算定方法の見直しが必要。

《急騰対策補填の発動基準》

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 該当四半期の原油価格が、直前四半期の平均原油価格の120%。 |
| ② 該当四半期の原油価格が、前年同期の平均原油価格の120%。  |
| ③ 該当四半期の原油価格が、2年前同期の平均原油価格の140%。 |

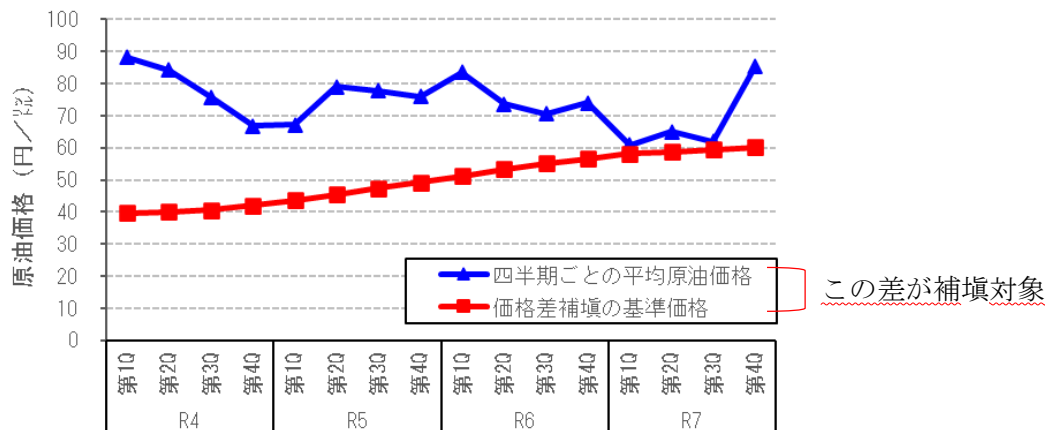
※ただし、該当四半期の原油価格が7中5平均原油価格の85%以下の場合には発動しない。

《価格差補填の基準価格（A重油）の推移》

(円/リットル 税込)

年度	R4				R5				R6				R7			
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
A重油価格	39.7	40.0	40.7	42.0	43.7	45.5	47.4	49.3	51.2	53.4	55.2	56.6	58.1	58.7	59.4	60.1

※ 一般社団法人漁業経営安定化推進協会HP

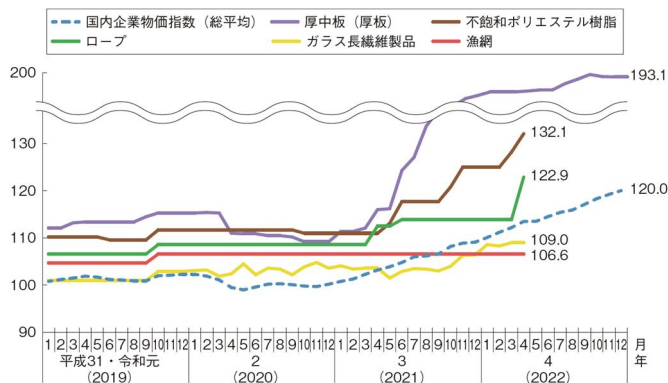


＜四半期ごとの平均原油価格と価格差補填の基準価格の推移＞

(出展：一般社団法人漁業経営安定化推進協会HP)

(2) 漁業用資材・放流用種苗の価格高騰に対する支援

- 漁業用ロープの価格は令和4（2022）年4月に1か月で10%近く急激に上昇している。
- FRP（繊維強化プラスチック）漁船の建造に使用されるプラスチックの一つである不飽和ポリエステル樹脂は、令和3（2021）年後半以降上昇し、平成27（2015）年の価格と比較して、32%上昇している。



＜漁業用生産資材価格指数の推移（平成27（2015）年=100）＞ (出典：令和4年度水産白書)

- 燃油、資材価格の高騰の影響により、県内の放流用種苗の価格が最大で45%上昇している。

《（一社）岩手県栽培漁業協会における種苗価格》

(単位：円)

	サイズ	R4年度 A	R5年度以降 B	上昇率 B/A
アロビ	殻長1mmあたり	2.1	2.4	114.3%
ウニ	殻径1mmあたり	1.4	1.8	128.6%
ナマコ	体長1mmあたり	1.1	1.6	145.5%
アユ	1kgあたり	13,636.4	16,000	117.3%

【県担当部局】農林水産部 団体指導課、農業普及技術課、農村建設課、農産園芸課、畜産課、林業振興課、水産振興課

## 5 エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する支援

### 【現状と課題】

#### 1 中小企業・小規模事業者に対する金融支援

- 岩手県が商工指導団体を通じて実施している「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査（令和8年2月分）」において、エネルギー価格・物価高騰等の「影響が継続している」「今後、影響が出る可能性がある」と回答した事業者の割合が、合わせて89.8%に上っている。

#### 【エネルギー価格・物価高騰等による経営への影響】

項目	回答数	割合
① 影響が継続している	347	84.2%
② 影響はあったが収束した	19	4.6%
③ 今後、影響が出る可能性がある	23	5.6%
④ 分からない	7	1.7%
⑤ 影響はない	16	3.9%
合計	412	100.0%

- また、「現在の経営課題」を複数回答で求めたところ、「原料・資材高騰への対応」を挙げた事業者が最も多く54.1%となっている。

#### 【現在の経営課題（複数回答可）】

項目	割合（複数回答）
原料・資材高騰への対応	54.1%
賃金の引上げ	43.7%
人材確保	41.7%
価格転嫁	41.5%
販路開拓	37.9%
資金繰り	37.1%
電気料金値上げへの対応	30.1%
生産性向上（施設整備含む）	28.2%
原油高への対応	25.5%
業態転換（営業形態の変更含む）・新分野進出	12.4%
事業再生（債務減免）	4.4%
その他	2.2%

- 本県の新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）をみると、令和8年1月以降に返済開始時期が到来する融資が305件あるほか、返済開始後数か月を経過してから資金繰りに課題が生じる事業者も相当数あると予想されるなど、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援は依然として必要であり、多額の予算が必要となることから、国の交付金等の財源措置が必要。

#### 【新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）の返済開始時期別件数】

返済開始時期	件数（※）
令和7年12月までに返済開始	5,868件
令和8年1月以降に返済開始	305件
合計	6,173件

※ 令和7年12月末時点で残高を有するもの。

## ○ 「中小企業者等経営改善支援事業費補助」事業の概要

## 1 事業の趣旨

県内中小企業者等が経営改善等に向けて行う取組を支援するため、岩手県信用保証協会に対して、専門家派遣に要する経費について補助するもの。(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)

## 2 事業内容

補助対象者	岩手県信用保証協会
補助対象経費	岩手県信用保証協会が実施する中小企業者等(直近決算における売上高及び負債額がいずれも1億円未満の企業に限る)に対する経営改善計画策定等に係る専門家派遣に要する経費(謝金)
補助率・負担割合	補助率:定額(10/10) 専門家への謝金の負担割合:事業者 1/5、岩手県信用保証協会 4/5(上限400千円/事業者)
予算額	20,000千円

## 2 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する直接的な支援

- エネルギーや物価高騰の影響を受ける中小企業者等の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、支援金支給事業を2回(令和4年度、5年度)にわたって実施。
- エネルギーや物価高騰の影響による中小企業等の厳しい経営状況は継続しているが、直接的支援の実施には多額の予算が必要となることから、国の交付金等の財源措置が必要。

## 【中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業(R4~R5)】

## &lt;実施概要&gt;

- ・支給対象者:県内に本店所在地がある法人又は県内に住所がある個人事業主
- ・支給要件:ア 対象期間のうち、いずれか1か月の売上がコロナ禍から過去4年間の中の任意の年の同月比で20%以上減少していること  
イ 上記アで確認された売上げが減少した単月に事業のために支払ったエネルギーの単価が前々年同月の単価と比較して増加していること  
ウ 事業を継続する意思があること
- ・支給金額:法人15万円、個人事業主7.5万円
- ・支給実績:
  - 第1弾:令和4年10月~令和5年3月  
支給実績:法人4,539者、個人6,196者(支給額合計 1,145,500千円)
  - 第2弾:令和5年4月~9月  
支給実績:法人4,489者、個人5,715者(支給額合計 1,101,975千円)

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課

## 6 物価高騰対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援

### 【現状と課題】

#### 1 新型コロナウイルス感染症の発生以降の状況

##### (1) 三陸鉄道株の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

###### ア 年度実績

	R 6	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
定 期	76,481	108,286	▲31,805	▲29.4%
定 期 外	261,844	356,183	▲94,339	▲26.5%
合 計	338,325	464,469	▲126,144	▲27.2%

###### イ 4～2月実績

	R 7 (R7.4～R8.2)	R 6 (R6.4～R7.2)	R 1 (H31.4～R2.2)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	67,451	75,549	107,911	▲8,098	▲10.7%	▲40,460	▲37.5%
定期外	221,532	237,660	339,639	▲16,128	▲6.8%	▲118,107	▲34.8%
合 計	288,983	313,209	447,550	▲24,226	▲7.7%	▲158,567	▲35.4%

##### (2) IGR いわて銀河鉄道株の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

###### ア 年度実績

	R 6	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
定 期	505,065	573,872	▲68,807	▲12.0%
定 期 外	550,809	627,955	▲77,146	▲12.3%
合 計	1,055,874	1,201,827	▲159,962	▲12.1%

###### イ 4～12月実績

	R 7 (R7.4～R7.12)	R 6 (R6.4～R6.12)	R 1 (H31.4～R1.12)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	408,705	387,975	441,131	20,730	5.3%	▲32,426	▲7.4%
定期外	407,837	401,733	491,270	6,104	8.3%	▲83,433	▲17.0%
合 計	816,542	789,708	932,401	26,834	11.6%	▲115,859	▲12.4%

##### (3) 路線バス（県内の主要な路線バス事業者の3社）の運送収入の状況

(単位：千円)

###### ア 年度実績

	R 6	R 1	増 減	増減率
定 期	812,991	738,075	74,916	10.2%
定 期 外	3,793,510	4,735,772	▲942,262	▲19.9%
合 計	4,606,501	5,473,847	▲867,346	▲15.8%

###### イ 4～12月実績

	R 7 (R7.4～R7.12)	R 6 (R6.4～R6.12)	R 1 (H31.4～R1.12)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	641,893	624,739	581,531	17,154	2.7	60,362	10.4%
定期外	2,954,318	2,821,659	3,625,255	132,659	4.7	▲670,937	▲18.5%
合 計	3,596,211	3,446,398	4,206,786	149,813	4.3	▲610,575	▲14.5%

## (4) タクシー事業者（協会加盟社（個人タクシーを含む））の旅客運賃収入の状況（単位：千円）

ア 年度実績

R 6	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
8,026,808	8,875,564	▲848,756	▲9.6%

イ 4～1月実績

R 7 (R7.4～R8.1)	R 6 (R6.4～R7.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	R6 比増減	増減率	R1 比増減	増減率
6,949,572	6,742,740	7,652,834	206,832	3.1%	▲703,262	▲9.2%

## (5) いわて花巻空港の利用者数（単位：人）

年度実績（上段：各年度2月末現在、下段：年度計）

R 7	R 6	R 1	R6 比増減	R6 比増減率	R 1 比増減	R1 比増減率
443,828	438,442	464,727	5,386	101.2%	▲20,899	95.5%
484,968	482,092	485,002	2,876	100.5%	▲34	99.9%

&lt;国内定期便の運航状況&gt;（令和8年3月29日現在）

路線	運航状況
札幌線	通常：2往復4便/日
名古屋線	通常：3往復6便/日（R8.8.10～23 4往復8便運航）
大阪線	通常：4往復8便/日
神戸線	通常：1往復2便/日（R8.8.10～23のみ運航）
福岡線	通常：1往復2便/日

&lt;国際定期便の運航状況&gt;（令和8年4月1日現在）

便名・航空会社	運航状況（運休前）	運休期間	備考
台北線・タイガーエア台湾	週2往復4便（水・土）	R2.3.4～R5.5.9 R8.4.25～5.6	R5.5.10～運航再開
上海線・中国東方航空	週2往復4便（火・土）	R2.2.8～R7.1.17 R7.2.16～	R7.1.18～2.15期間限定運航

## 2 県の公共交通事業者等に対する支援（令和7年度）

公共交通事業者等が安全かつ安定した運行を維持・確保するための交付金等を交付

- 三陸鉄道経営安定化対策交付金 200,000千円（定額）
- バス事業者運行支援緊急対策交付金 15,630千円（3万円/台）
- タクシー事業者支援緊急対策交付金 25,380千円（1.5万円/台）
- いわて教育旅行誘致促進事業費補助 6,150千円（5万円/台（三陸泊）、2万円/台（三陸以外泊））
- 貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金 14,190千円（3万円/台）

## 3 燃料費等の推移

## (1) 三陸鉄道（単位：千円）

R2	R3	R4	R5	R6	R7（見込）
55,864	78,942	100,386	95,636	90,960	94,614

## (2) IGR（単位：千円）

R1	R2	R3	R4	R5	R6
76,293	70,107	76,203	106,651	106,901	94,113

## (3) 路線バス

岩手県の主要3社の一般乗合運送事業における燃料油脂費のキロ当たり単価

(単位：円)

R2	R3	R4	R5	R6	R7
34.12	36.72	45.45	47.05	48.13	49.65

※ バス事業年度であること（前年度10月から当該年度9月）

## (4) タクシー

ア 岩手県のオートガス価格

(単位：円/リットル)

R2.5	R3.5	R4.5	R5.5	R6.5	R7.5
74.5	87.8	111.0	101.9	116.1	114.9

出典：オートガス市況調査（石油情報センター）

イ 燃料種類別の県内タクシー車両数

(単位：台、%)

LPガス	ガソリン	軽油	電気	合計
747 (43.4)	902 (52.4)	68 (4.0)	3 (0.2)	1,720 (100.0)

出典：岩手県タクシー協会会員車両数（令和8年1月31日時点）

※岩手県を始め地方部では、ガス充てん所が減少傾向にあり、ガソリン車の比率が増加している。国では、「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」による支援を行っているが、LPガスを使用する事業者を対象としているため、ガソリン車の多い地方部の事業者には、十分な支援が行き届いていない。

## 4 課題

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の定着等による輸送需要の低迷や、燃料費を始めとする物価高騰や人件費の高騰が続く中において、地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者等の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

商工労働観光部 観光・プロモーション室

## 厚生労働省

## 7 物価高騰への対応に向けた医療機関、社会福祉施設等への支援

### 【現状と課題】

#### 1 公定価格の改定等による医療機関、社会福祉施設等への支援について

##### ○ 本県の物価高騰支援対策

物価高騰に係る事業者への支援については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰により、光熱費・燃料費が高騰している医療機関等の負担を軽減するため、支援金の給付を行ってきた。

＜第1弾：令和4年度（受付期間：2/1～3/20）＞

支給対象	＜医療分＞ 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	＜介護・福祉分＞ 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系）、救護施設、児童養護施設等
財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国 10/10）
支給決定額	761,810 千円

＜第2弾：令和5年度第1回（受付期間：5/29～7/14）＞

支給対象	＜医療分＞ 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	＜介護・福祉分＞ 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系、訪問・相談系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系、訪問・相談系）、救護施設、児童養護施設等
財源	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（国 10/10）
支給決定額	554,641 千円

＜第3弾：令和5年度第2回（受付期間：1/5～2/29）＞

支給対象	＜医療分＞ 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	＜介護・福祉分＞ 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系、訪問・相談系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系、訪問・相談系）、救護施設、児童養護施設等
財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）
支給決定額	898,863 千円

## ＜第4弾：令和6年度＞

支給対象	＜医療分＞ 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	＜介護・福祉分＞ 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系、訪問・相談系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系、訪問・相談系）、救護施設、児童養護施設等
財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10） 地域医療介護総合確保基金（国 2/3）
支給予算額	396,921 千円

## ＜第5弾：令和7年度＞

支給対象	＜医療分＞ 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	＜介護・福祉分＞ 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系、訪問・相談系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系、訪問・相談系）、救護施設、児童養護施設等
財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）
支給予算額	1,184,855 千円

## ＜令和7年度の具体の支援額＞

## 医療機関等

- ・ 病院、有床診療所
  - 1 医療機関あたり 230,000 円 + (21,300 円 × 病床数)
  - ※1 特別高圧を受電する医療機関への加算支援金:1床当たり 21,000 円
  - ※2 県・市町村立除く ※3 病床数から休床病床除く
- ・ 無床診療所（医科、歯科）、助産所
  - 1 医療機関あたり 115,000 円
- ・ 薬局
  - 1 事業所当たり 38,000 円
- ・ 按摩、鍼、灸、柔道整復
  - 1 医療機関あたり 38,000 円 ※自由診療のみ事業者除く

## 社会福祉施設等

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護サービス事業所等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所系 1 事業所あたり 136,000 円</li> <li>・ 入所系 定員 1 名あたり 13,700 円</li> <li>・ 訪問・相談系 1 事業所あたり 39,000 円</li> </ul> </li> <li>■ 救護施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 1 名あたり 13,700 円</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害福祉サービス事業所等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所系 1 事業所あたり 114,000 円</li> <li>・ 入所系 定員 1 名あたり 13,700 円</li> <li>・ 訪問・相談系 1 事業所あたり 39,000 円</li> </ul> </li> <li>■ 児童養護施設等           <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 1 名あたり 13,700 円</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|

- 全国知事会においても、予断を許さない物価高騰への追加対策に向けた提言・要望活動実施済み。（全国知事会 暮らしの安心確立調整本部 令和5年3月9日提言）
- 県内関係団体等からも医療機関、社会福祉施設等における物価高騰への支援継続の要望あり。
  - ・ 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会、高齢者福祉協議会、障がい者福祉協議会、保育協議会、児童館・放課後児童クラブ協議会及び児童福祉施設協議会（令和7年9月3日）
  - ・ 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会との意見交換会（令和7年8月6日）
  - ・ 岩手医療労働組合連合会（議会請願）（令和7年10月1日）
  - ・ 岩手県医師会（議会請願）（令和7年11月27日）
  - ・ 岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会との意見交換会（令和7年10月30日）
  - ・ 岩手県母親大会実行委員会（令和7年12月18日）

## ○ 他産業との賃上げ率の対比

医療機関、社会福祉施設等における令和8年度報酬改定では、物価高騰や職員賃上げのための増額改定がなされ、診療報酬においては令和8年度、令和9年度にそれぞれ3.2%のベースアップに対応した改定となっているが、民間企業における令和8年度春闘においては全体で5.09%の賃上げとなっており、医療機関等と他産業との差が拡大することにより、人材確保が一層困難になることが懸念される。

## ＜医療機関と他産業との賃上げ率の対比＞

	医療機関 診療報酬改定	民間企業 春闘	(参考) 医療機関における賃上げ率	
			定期昇給	報酬改定 +定期昇給
R7	2.0%	5.42%	1.5%	3.5%
R8	3.2%	5.09%	1.5%	4.7%

※ 医療機関における定期昇給率は、直近の調査である、医療機関における賃金引上げの状況に関する調査（R5.4.17、日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会 三団体合同調査）による。

## ＜医療機関と他産業との有効求人倍率の対比＞

令和8年2月時点で保健医療サービスの有効求人倍率は2.86と、全職業計の1.13の2倍以上の状況であり（求職者に対して求人の方が多い）、人材確保に困難を来しているところ。

## 2 医療需要等の変化に対応するための医療機関の取組に対する支援

病床適正化緊急支援事業においては、令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う医療機関等に対して、支給単価は削減した病床1床につき4,104千円であり、本事業申請時に休棟中の病棟の病床（休床）の場合は1床につき2,052千円の交付することとされたところ。

令和6年度経済対策では、休床病床を削減した場合であっても、稼働病床を削減した場合と同一の支給単価（4,104千円/床）が交付されていた一方で、令和7年度経済対策では、休床病床を削減した場合の支給単価が2,052千円/床へと引き下げられたところ。

本県においては、令和6年度における本県の計画上の削減病床数1,022床のうち休床病床は577床であり、全体の約5割を占めていたことから影響が大きいこと。

## 【各保健医療圏における計画上の削減病床数】

医療圏	高度急性期	急性期	慢性期	回復期	精神	休床中	合計
盛岡	123	69	39	4	63	87	385
中部	0	10	0	0	0	52	62
胆江	0	0	0	67	0	49	116
両磐	0	0	0	0	0	32	32
気仙	0	0	0	0	0	90	90
釜石	0	0	15	15	10	34	74
宮古	0	2	0	10	18	121	151
久慈	0	0	0	0	0	89	89
二戸	0	0	0	0	0	23	23
合計	123	81	54	96	91	577	1,022

## 3 医療機関の経営基盤の安定化に向けた支援の充実について

## ○ 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業に係る活用意向調査結果

事業活用意向調査の結果、26病院総額で1,524,689千円の見込額に対し、250,176千円の配分額（県負担分含む）で、配分率は16.4%となっている。

活用意向あり	26病院／87病院
補助金所要見込額	1,524,689千円 【内訳】国庫：1,016,459千円、県負担：508,230千円
国から提示された 本県配分額（最終案）	250,176千円 【内訳】国庫：166,784千円、県負担：83,392千円

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、健康国保課、長寿社会課  
障がい保健福祉課、地域福祉課

## 8 中東情勢の緊迫化による影響への対応

### 【現状と課題】

#### 1 事業者等の不安の払拭、燃料の確保等

##### (1) 県の対応状況

- 令和8年3月24日 「中東情勢・原油価格上昇等に関する相談窓口」を設置
- 令和8年4月10日 「中東情勢に関する庁内連絡会議」を設置
- 令和8年4月15日 第1回「中東情勢に関する庁内連絡会議」を開催
- 令和8年4月22日 第2回「中東情勢に関する庁内連絡会議」を開催

#### 2 中小企業者の経営に対する支援

##### (1) 燃料、生産資材等の安定的な確保・供給に向けた対策

- 昨今の中東情勢の緊迫化を受けた原油等の供給不安及び国際的な原油価格の高騰により、ガソリンや軽油、重油などの燃料価格は過去最高水準に達し、依然として先行きが見通せない不安定な状況が続いている。
- 燃料価格の高騰は、事業経営を直撃するとともに、原油由来資材の価格や電気料金の高騰、資材等の調達不安定化を招いているため、価格高騰対策に加え、資材等の安定的な確保・供給に向けた総合的な対策が必要。

《県内関係団体・企業へのヒアリング状況（抜粋） 令和8年5月11日時点》

分野	影響の有無	具体的な影響及び今後の懸念点
燃料等 小売業	燃料の調達困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕入れルートによっては、燃料の調達に支障が生じている。</li> <li>・購入制限により、希望数量が入荷できない状況が発生している。</li> </ul>
製造業	燃料、資材の調達困難及び高騰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期化した場合、燃料及び原油由来資材等の、調達困難や価格上昇による経営への影響が懸念されている。</li> <li>・一部の事業者では、既に生産計画見直し、資材の調達困難による出荷遅延が生じている。</li> <li>・A重油をはじめとした製造用の燃料、原油由来資材の調達困難により、一部の事業者では、操業停止の可能性が生じている。</li> </ul>
運送業	燃料の高騰 資材の調達困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料の高騰により、運航コストが上昇している。</li> <li>・燃料購入に係る購入制限などが生じており、事業活動に直接的な影響が生じている。</li> <li>・中東向けの船舶（カーゴ）の運航停止により、輸出が滞留している。</li> </ul>

【県担当部局】 商工労働観光部 商工企画室

## 総務省

## 9 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

### 【現状と課題】

- 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員の定年を引き上げること等を内容とした「国家公務員法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日から施行され、段階的に職員の定年が引き上げられる。

地方公務員の定年についても、地方公務員法に「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」と規定されていることから、本県においても条例を改正し、令和5年度から下記の通り、国家公務員と同様のスケジュールで段階的に定年を引き上げることとしている。

	令和4年度 以前	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- これまで本県では、新規採用者の採用予定数を、定年退職者などの退職者数を考慮して決定してきたところであるが、定年を段階的に引き上げる期間中については、2年に1度定年退職者が生じない年が発生するため、職員数を一定にすることを前提とした場合、新規採用者数が1年ごとに大幅に減少することとなる。

#### 《参考》知事部局における定年退職者見込数（令和8年4月1日現在）

年度	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末	令和12年度末
定年退職者数	78	0	58	0	52

年度	令和13年度末	令和14年度末
定年退職者数	0	70

- 新規採用者数が減少することで、職員の年齢構成に偏りが生じ、公務組織における新陳代謝の維持や知識、技術、経験等の継承・蓄積が困難となること、計画的な人員配置・人材育成が困難となること等、継続的な組織運営に支障が生じるおそれがあることから、一時的な総職員数の増加を行いながら、継続的に新規採用者数を確保していく必要がある。

令和4年度、総務省が設置した研究会である「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」においても、同様の見解が取りまとめられている。

- 新規採用者を継続的に採用するため、退職者数を複数年度にわたり平準化して採用数を一定に保つこととしているが、この場合、一時的に総職員数が増加するため、人件費の増加が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。

#### 《参考》直近2年の正規職員の採用状況

年度	令和7年度	令和8年度
正規職員採用数	169人	196人

- また、県内市町村においても、県と同様、財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】総務部 人事課  
ふるさと振興部 市町村課

## 総務省

## 10 会計年度任用職員制度の適正な実施に向けた 財政措置

## 【現状と課題】

- 会計年度任用職員制度の施行に対応するため、制度が施行された令和2年度以降、地方財政措置が講じられてきたところであり、令和8年度政府予算においては、令和7年の給与改定に要する経費として総額821億円が計上されたところ。
- 本県の令和8年度当初予算における会計年度任用職員の職員数及び予算の状況は下記のとおりである。

	職員数（人）			給与費（億円）			共済費 （億円）	合計 （億円）
	うち フル タイム	うち パート タイム		給料・ 報酬	職員手当 うち勤勉手当			
普通会計	3,088	243	2,845	50.8	17.4	7.2	10.3	78.5
企業会計	2,166	1,167	999	81.4	32.1	9.7	17.8	131.3
総計	5,254	1,410	3,844	132.2	49.5	16.9	28.1	209.8

- 本県では、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための関係条例を制定し、令和2年4月1日から施行している。条例に定めている会計年度任用職員の勤務条件は、下記の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（平成29年8月23日付総務省自治行政局公務員部長通知）」を踏まえた内容となっている。

	第1号会計年度任用職員（パートタイム）	第2号会計年度任用職員（フルタイム）
給料・報酬	・報酬	・給料
	※ 給料・報酬の額は、常勤職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める	
手当等	・ 期末・勤勉手当（任期6月以上が対象） ・ 通勤に係る費用（費用弁償） ・ 超過勤務手当、特殊勤務手当等に相当する報酬	・ 期末・勤勉手当（任期6月以上が対象） ・ 通勤手当 ・ 超過勤務手当、特殊勤務手当 等 ・ 退職手当（フルタイム勤務18日以上ある月が引き続き6月を超える職員が対象）

- 会計年度任用職員制度の導入により、条例の規定に基づき、一定の条件を満たした者に対する期末手当や退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入などが必要となっているが、令和4年10月からは、短時間勤務の会計年度任用職員が地方公共団体の加入対象となったことによる財政需要が増加（令和9年度までに約2.8億円）しているほか、令和6年度からは、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることによる財政需要の増加（1年度当たり約17億円）が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。
- また、県内全市町村においても会計年度任用職員の勤務条件等を定めるための条例等を整備し、令和2年4月1日から制度を施行しているところであり、県と同様、今後においても財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】 総務部 人事課、総務事務センター  
ふるさと振興部 市町村課

## 11 公共施設等適正管理推進事業債の期限延長・拡充

### 【現状と課題】

#### 1 公共施設等総合管理計画

- 平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定。令和7年12月には、令和7年度から令和16年度までを計画期間とする第2期計画を策定済み。
- 個別施設計画は、全22施設類型全てで策定済み。

#### 2 公共施設等適正管理推進事業債の活用見込み

- 令和8年度は、集約化・複合化、長寿命化等の各事業で約53億円を起債予定。
- 令和9年度以降も、道路等インフラの長寿命化など、総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを適正に推進していくためには本事業債の継続が必要となる。

#### 3 公用施設における地方債の活用見込み等

- 建築から60年以上が経過した岩手県庁舎は、現行の耐震基準を満たしておらず、耐震化や長寿命化が急務である中、現時点での整備費用が537億円程度と見込まれ、多額の一般財源負担から、事業着手が困難となっている。
- 総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを適正に推進していくためには本事業債の対象を公用施設にも拡充することが必要。

【県担当部局】総務部 財政課、管財課

## 12 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

### 【現状と課題】

#### 1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。
- 総務省では職員派遣の企画調整を行う応援派遣室を設置（H31.4）。
- 全国知事会や全国市長会・全国町村会による現行スキームの派遣とは別に、令和2年度から技術職員（職種：土木、建築、農業土木、林業）の中長期派遣に係る復旧・復興技術支援職員確保システム（令和3年4月、復旧・復興支援技術職員派遣制度に名称変更）が導入されているもの。
- この制度は、平常時には市町村支援業務等に従事し、大規模災害時には被災自治体に中長期派遣される技術職員を都道府県等が雇用（地方交付税措置あり）するもので、全国的な派遣調整は総務省等が行う。
- 一方で、今般の令和6年能登半島地震における派遣要請に当たっては、複数ルートでの要請が随時行われており、職員派遣の可否を検討する都道府県及び市町村において、派遣必要数の全体像が把握できるよう派遣要請窓口の一元化が必要な状況。
- 令和5年度からは、復旧・復興支援技術職員派遣制度の見直しにより、地方交付税措置の要件が緩和された。
- 災害対応に当たっては、保健師などの専門職員も業務に対応していること、土木職を始めとした専門職員の人員確保そのものが困難な状況にあることなどから、対象職種の拡大など、より自治体の実情に即した見直し等が必要。

《岩手県における職員確保状況（特別募集除く）》

（各年度4月1日現在）

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
R4	148人	0人	11人	136人	295人	▲13人
R5	144人	1人	1人	169人	315人	▲9人
R6	109人	9人	0人	129人	246人	▲22人
R7	151人	18人	0人	158人	327人	▲34人
R8	184人	35人	0人	129人	348人	▲31人

《市町村における職員確保状況》

（各年度4月1日現在）

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
R2	320人	320人	0人	100.0%
R3	73人	72人	▲1人	98.6%
R4	36人	32人	▲4人	88.9%
R5	34人	31人	▲3人	91.2%
R6	18人	17人	▲1人	94.4%

- 災害派遣手当は、災害対策基本法に基づき災害応急対策や災害復旧のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて被災自治体の区域に滞在することを要するものに対し、当該団体の条例で定める額を支給するものであるが、当該手当の支給に当たっては、自治法派遣としての派遣協定の締結に加え、職員の身分的側面から、派遣職員に対する派遣先団体の併任発令が必要とされている。
- そのため、地方自治法に基づく中長期の派遣職員に対し災害派遣手当が支給される一方で、被災自治体の要請に対応する短期派遣職員に対しては、災害派遣手当が支給できないこととなっている。
- しかしながら、短期派遣職員は、発災直後の二次被害や衛生環境の悪化が懸念される中で、危険性や困難性の高い業務に従事していることから、中長期派遣との均衡上、応分の手当を支給することが必要である。

## 2 復興に要する土地等の私有財産制限の在り方検討

### (1) 国の動き

- 国においては、平成 26 年 5 月に東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）が施行され土地収用法等の特例が追加されるなど用地取得の迅速化のための制度改正を行ったほか、所有者不明土地の解消や利用の円滑化に係る関係法令の整備を進めているが、今後起こり得る巨大地震・津波に備え、事業用地取得の迅速化等について、国レベルでの更なる検討が必要。
  - ア 東日本大震災復興特別区域法の一部改正（H26. 4 成立）
    - ・ 事業認定手続の期間短縮（3 か月→2 か月）
    - ・ 収用適格事業の拡大（50 戸以上→5 戸以上も収用対象） など
  - イ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法成立（H30. 6）、一部改正（R4. 11 施行）
    - ・ 国等が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定
    - ・ 都道府県知事が公益性を確認し、一定期間公告し、市町村長の意見を聴いたうえで、都道府県知事が利用権（上限 10 年間）を設定
  - ウ 所有者不明土地を解消するための関連法案（R3. 4 成立）
    - ▶ 不動産登記法（一部改正）（R6. 4 から順次施行）
      - ・ 相続と住所変更等の登記申請の義務付け及び登記手続の簡略化
      - ・ 違反した場合の罰則化
      - ・ 相続人のうち一人が単独で申請できる制度の創設 など
    - ▶ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）  
(R5. 4 施行)
      - ・ 建物や土壌汚染がなく、担保が設定されていないなどの要件を満たせば、10 年分の管理費相当額を納付のうえで、所有権を国庫に帰属させることが可能

○民法（一部改正）（R5.4 施行）

- ・ 複数の人が所有する土地や建物の一部で所有者が分からない場合も、裁判所が確認したうえで公告し、残りの所有者が同意すれば改修や売却が可能 など

《用地取得のための権利者調査の状況》（令和7年3月末現在）

地区数	件数	うち懸案件数					合計
		所有者不明	行方不明	共有・相続未処理 (複数所有者)	抵当権等	重複調整	
157	5,308	34	29	911	743	▲80	1,637

※用地取得が必要な167地区のうち、157地区について権利者調査を実施済。

※市町村事業については、県事業の3倍程度の契約件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向。

## （２） 移転元地の集約における課題

- 移転元地を集約する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力が必要。
  - 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続が煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合には適さない状況。
  - また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることができず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
  - 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定。
  - そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続により土地を集約できる制度（※）や土地の集約における手続の柔軟な運用についても、併せて検討することが必要。
- ※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の2/3の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続で集約化が可能な制度の一例。

## 3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

- 平成28年熊本地震においては、DMAT撤収後の各保健所レベルの災害対策本部にDMATロジスティックチームが派遣されるなど、急性期以降の中長期にわたる被災地の災害医療支援を調整する人材が不足している現状を再認識。
- 令和6年能登半島地震では、道路への積雪により、雪道に不慣れな地域の支援チームの活動に一定の影響があったため、特に冬季の大規模災害時に必要とする災害医療人材の確保が必要。
- 岩手医科大学（災害時地域医療支援教育センター）では、東日本大震災津波後、平成23年度から文部科学省大学改革推進等補助金を活用し、災害医療ロジスティクス研修など、様々な職種を対象とした全国規模の災害時医療人材育成研修を実施してきたところ。（事業期間：H23～27年度）
- 将来、発生が懸念される大規模災害に対応するためには、現在、国が実施している災害拠点病院のDMATを中心とした人材育成研修だけでは、必要な災害時医療人材を確保することが困難であることから、岩手医科大学が実施している全国の災害拠点病院以外（二次救急医療機関等）の幅広い職種を対象とした災害時医療人材の育成に継続して取り組むことが必要。
- 平成28年度から令和5年度は、岩手医科大学と本県が緊急避難的に経費を負担して事業を継続した（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施を見送り。）が、このような全国レベルの災害時医療人材の育成は、将来発生が予想されている大規模災害に備えるため、本来、国として主体的に取り組むべきもの。

## 4 個人の二重債務解消に向けた支援

- 恒久的住宅へ移行したものの、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題を抱え生活再建が困難になるケースが発生している状況。
- 被災者の債務整理は、一定の要件（債務者の財産や収入、債務総額、家計の状況を総合的に判断）を満たし、借入先の同意が得られた場合に成立するため、その件数が少ない状況。

〔全国における債務整理の状況（令和3年3月31日現在）〕

項目	個別相談件数	債務整理成立件数	うち岩手県分
			件数
件数	5,980件	1,373件	365件

（一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関公表資料）

※1 個別相談件数の県別の内訳は非公表

※2 東日本大震災津波に係る相談件数及び成立件数については令和3年4月以降は非公表

- 債務整理の成立には債権者全ての合意が必要となっていることから、私的整理にまかせることなく、法整備を求める請願が岩手県議会に提出され、平成25年7月9日に採択、同日付で国に意見書が提出されたところ。

## 5 個別避難計画作成に係る支援の継続及び充実

〔個別避難計画の作成状況（各年4月1日現在）〕

項目	市町村数	作成済						未作成		
		全部作成済		一部作成済		市町村数	割合(%)			
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)					
岩手県	令和6年	33	32	97.0	4	12.1	28	84.9	1	3.0
	令和7年	33	33	100.0	2	6.1	31	93.9	0	0
[参考]全国 令和7年※	1,741	1,691	97.1	177	10.2	1,514	86.9	50	2.9	

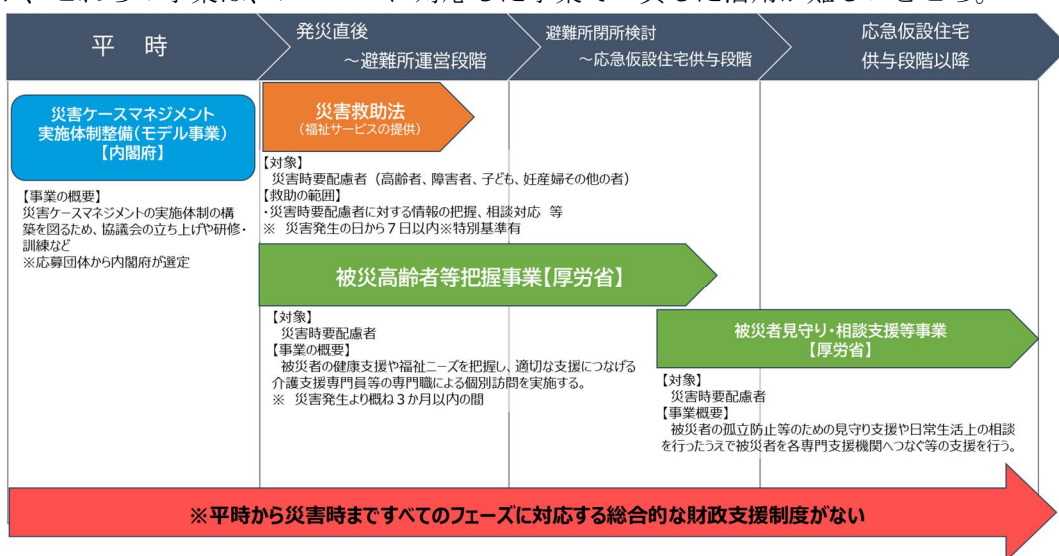
出典：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果（内閣府、消防庁）

※石川県管内市町（19市町）については令和6年度能登半島地震の影響に鑑み、調査対象外。

- 計画の作成に当たっては、関係者（庁内福祉部門、ケアマネジャー等の福祉専門職、民生委員、自主防災組織等）との連携体制の構築や避難支援者の確保、津波災害発生時における避難支援の在り方が課題。
- 市町村では作成手順の整理や関係者との連携体制の構築等のノウハウが不足しており、確実な計画の作成促進のためには、市町村に対する支援を質（多様な人材）、量（派遣回数）ともに確保した上で継続し、取組全体の底上げを図ることが必要。
- 県では、令和5年度に4市町村を対象にアドバイザーによる助言等を行う個別避難計画伴走型作成支援事業を実施し、令和7年度は市町村との意見交換会や職員研修会の実施、ケアマネジャーや民生委員等へ計画作成への参画や避難支援者としての協力を働きかけたほか、津波浸水想定区域に居住する避難行動要支援者や専門的な支援が必要な医療的ケア児の個別避難計画作成等に係るモデル事例の作成に取り組んだところであるが、令和7年4月1日現在の個別避難計画作成割合は23.4%であり、その作成を促進していくためには、更なる関係者や避難支援者となり得る住民の理解醸成が必要。

6 災害ケースマネジメントの取組及び支援の充実

- 国は、災害ケースマネジメントを円滑に実施するためには、実施主体である市町村内の実施体制の明確化、民間団体を含む関係機関との連携体制の構築、災害ケースマネジメントに関する研修の実施などの平時からの準備が重要としているところ。
- 市町村は、災害経験の有無により、災害ケースマネジメントへの理解度や取組意向が異なり、体制整備への支援や災害時の被災者支援を担う人材の確保が必要な状況。
- 県では、令和5年度から災害ケースマネジメントの理解促進のための研修会を開催しており、令和7年度は、市町村の取組指針となるガイドラインを作成するとともに、災害時のアウトリーチ（個別訪問）支援を担う人材の育成研修を実施。令和8年度には、関係機関との連携体制の構築のためのネットワーク会議を設置し、災害時の専門的人材の派遣調整の仕組み等を協議する計画。
- 令和7年7月の災害対策基本法等の改正により、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたが、国は、災害ケースマネジメントの実施にあたって、まずは、厚生労働省所管の「被災高齢者等把握事業」及び「被災者見守り・相談支援等事業」の活用を検討するよう求めているが、これらの事業は、フェーズに対応した事業で一貫した活用が難しいところ。



7 大規模林野火災に備えた消防分野における財政措置の充実

- 国では、令和7年8月に取りまとめられた「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」報告書に基づき、令和7年8月29日に消防庁通知「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」を発出し、常備消防や消防団の体制強化について、以下等の対策が必要であると指摘。
  - ・第2 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化
    - ウ 長期間にわたる消火活動に必要な体制及び消防水利の確保  
(大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備、大型仮設水槽を始めとした資機材等の充実強化)
    - キ 航空部隊における消火活動の強化  
(消防防災ヘリの人員の確保、資機材の整備などによる航空消防防災体制の充実強化)
  - ・第3 消防団の体制強化
    - 火災対応に必要な資機材の整備（背負い式消火水のう、消火水のう用給水器などの林野火災に有効な資機材の整備、可搬式消防ポンプ等の資機材や車両の整備）
- 消防庁の令和7年度補正予算や令和8年度当初予算では、大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の車両・資機材の配備や、緊急消防援助隊設備整備費補助金の予算拡充などを措置。

## 【県政】

- 令和8年4月22日に発生した大槌町林野火災は、出火から11日目の5月2日に鎮圧となったが、焼損面積が約1,633ヘクタールと、平成以降の林野火災で、令和7年大船渡市林野火災に次ぐ規模となった。
- 発災当日は強風注意報と乾燥注意報が発表されている非常に燃え広がりやすい気象条件の中、同日に約10km離れた2箇所で火災が発生し、急峻な山間部であり消火が困難であった。
- 今後の検証が必要だが、背負い式消火水のう、可搬式消防ポンプ、消火薬剤等の資機材について有効に活用されたところ。
- 各市町村・消防本部では、消防庁の補助制度や地方交付税措置を活用しながら資機材の更なる整備等を図っているが、全国で多発する大規模林野火災等に対応できるよう、国において、報告書の趣旨に沿って一層の財政措置が必要。

(消防庁の補助制度)

制度名	補助率	申請主体
①消防防災施設整備費補助金	原則3分の1以内	都道府県・市町村 (都道府県:消防学校における消防団の教育・訓練のために使用するもの)
②緊急消防援助隊設備整備費補助金	2分の1以内	都道府県・市町村 (都道府県:防災ヘリコプター関係)
③消防団設備整備費補助金 (消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)	3分の1以内 (残り3分の2は特別交付税措置あり)	市町村

- 例えば、消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)については、近年、本県の要望額と交付決定額に開きがある。

(要望額と交付決定額の差)

	R 5 事業費	R 6 事業費	R 7 事業費	R 8 事業費
①要望額 (市町村数)	30,246 千円 (4市3町)	96,811 千円 (5市3町1村)	71,350 千円 (4市5町)	116,262 千円 (7市5町)
②交付決定額 (市町村数)	15,764 千円 (2市2町)	14,751 千円 (1市1町)	17,937 千円 (2市1町)	62,260 千円 (4市1町)
(補助額) 3分の1	5,252 千円	4,917 千円	5,979 千円	20,750 千円
③不採択の額 (市町村数)	14,482 千円 (2市1町)	82,060 千円 (4市2町1村)	53,413 千円 (2市4町)	54,002 千円 (3市4町)
①-②				

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課

総務部 人事課

復興防災部 復興推進課、復興くらし再建課

消防安全課

保健福祉部 医療政策室

## 13 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

### 【現状と課題】

#### 1 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

- 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係 10 府省庁所管の交付金・補助金の岩手県における令和 7 年度活用実績及び令和 8 年度の活用見込み

年度	令和 7 年度（実績）	令和 8 年度（見込み）
件数	887 件	1,129 件
事業費総額	458 億円	725 億円
補助金・交付金総額	221 億円	373 億円

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和 8 年度の補助金・交付金総額は内定額。

- 市町村における国土強靱化地域計画の策定の推進

- ・ 岩手県全体の強靱化のためには、県内市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づく取組が進められることが重要であり、本県においては、令和 3 年度末までに全ての市町村で地域計画を策定。
- ・ 市町村における国土強靱化地域計画施策の着実な推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の一層の充実が必要。

- これまでの「防災・減災、国土強靱化のための対策」と国土強靱化実施中期計画

- ・ 国では、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、総事業費約 7 兆円の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を実施し、本県においては、防災・安全交付金や農村地域防災減災事業等を活用。
- ・ 令和 3 年度から令和 7 年度にかけて、総事業費約 15 兆円の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を実施しており、本県においては、防災・安全交付金や道路事業費補助等を活用。
- ・ 国土強靱化実施中期計画は、国土強靱化基本計画に基づく施策の事業規模等に関して国が策定する中期的な計画であり、令和 5 年の国土強靱化基本法改正により策定が法定化され、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に代わるものとして、第 1 次国土強靱化実施中期計画が令和 7 年 6 月に閣議決定。

## 【県政】

- 令和8年度から令和12年度にかけて、おおむね20兆円強程度の「推進が特に必要となる施策」を実施することとしており、本県においては、防災・安全交付金や道路事業費補助等を活用予定。

年度	令和7年度（実績）	令和8年度（見込み）
件数	285 件	303 件
事業費総額	204 億円	242 億円
補助金・交付金総額	93 億円	113 億円

※ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の令和7年度活用実績及び「第1次国土強靱化実施中期計画」の令和8年度活用見込み。

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和8年度の補助金・交付金総額は内定額。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

## 14 火山防災対策への支援の強化

## 【現状と課題】

## 1 火山防災対策への支援の強化

## (1) 県内火山の概況

- 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。  
また、活動火山対策特別措置法の改正により、3火山の周辺市町は、平成28年2月に火山災害警戒地域に指定され、同年3月に、法定協議会として火山ごとに火山防災協議会を設置。

区分	岩手山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
火山災害警戒地域	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町	雫石町	一関市

## (2) 岩手山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたことに伴う防災対策について

- 仙台管区气象台から令和6年10月2日(水)15時に、岩手山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたことを受け、岩手山火山防災協議会の決定に基づき、関係機関で各登山口等での立入規制等を実施。現在も継続して措置を行っているが、岩手山東側の火山活動が鈍化の傾向にあることから、令和8年7月から東側4登山口への立入規制を緩和することとしている。

## (3) 栗駒山の火山ガス(硫化水素)濃度観測について

- 県では、令和元年度から、栗駒山の昭和湖及び地獄谷付近の火山ガス濃度が高いことに対する登山道の安全対策として、登山道の一部区間の立入禁止措置を行っているほか、火山ガス濃度の連続観測について、県単独で岩手県立大学へ委託して実施しているところ(県自然保護課)。
- 調査結果を踏まえ、栗駒山火山防災協議会で設置したガス専門部会において、地獄谷付近の登山道では火山ガスの危険性は低いと評価されたことから、令和7年度に登山者への注意喚起のための赤色灯の設置工事を行い、令和8年度に通行止めを解除することとした。
- 気象業務法(昭和27年法律第165号)において、火山現象に関する観測網の確立は気象庁長官の任務とされていることから、栗駒山の火山ガス濃度観測についても国が火山現象として一体的に実施すべき旨、栗駒山火山防災協議会から指摘されている。
- 気象庁からは、「気象庁が行っている火山ガス観測は、噴火警報の発表判断のための火山活動の評価を目的としたものであり、周辺に居住地域がない場合、火山ガス自体の危険性を把握するための観測は行っていない。」旨の説明を受けているところ。

## (4) 各火山の避難計画の策定状況等

活火山	影響を受ける市町	火山ハザードマップ	火山避難計画	火山防災マップ
岩手山	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町	平成10年10月作成	平成30年3月作成	平成10年10月作成 (平成31年3月改訂)
秋田駒ヶ岳	雫石町	平成15年2月作成	平成27年12月作成	平成15年2月作成 (平成25年2月改訂)
栗駒山	一関市	平成30年3月作成	平成31年3月作成	令和3年8月作成

上記のうち、岩手山の火山防災マップについては、平成 10 年に作成されて以降、平成 31 年に施設名称等を微修正したが、以下のとおり所要の見直しを行う必要がある。

- ① 新たに整備された砂防ダムを考慮した被害想定
- ② 西側の想定火口
- ③ 最新の地形データの取り入れ

岩手山火山防災マップを見直す場合、多額の委託費用を要し、火山防災協議会を構成する県及び市町による相応の財政負担も見込まれることから、国の主体的な関与や財政支援が必要。

#### (5) 本県の今後の動き

今後予定している本県の火山防災対策の更なる推進のため、国が主体となって、火山ガス濃度測定を含めた火山の観測体制の充実・強化を図るとともに、火山周辺地域における避難計画の策定を推進するため、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、更なる財政支援が必要。

(今後予定している本県の火山防災対策)

- 栗駒山の登山道の安全対策の検討・実施 [栗駒山火山防災協議会]
- 地域住民等に対する火山避難計画の周知及び避難促進施設の指定に向けた取組の実施 [岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会]
- 火山活動の状況を注視し、必要な火山防災対策を実施 [岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会、秋田駒ヶ岳火山防災協議会]

#### (6) 令和 8 年度当初予算

区分	予算額 (千円)
火山防災対策関連予算	5,178
① 岩手山等の火山活動観測調査	(1,035)
② 岩手県の火山活動に関する検討会	(342)
③ 岩手山火山防災協議会	(513)
④ 栗駒山火山防災協議会	(1,686)
⑤ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会	(100)
⑥ 岩手山火山活動活発化に伴う対応	(1,502)

- 活動火山対策に係る特別交付税措置

活動火山対策に要する経費のうち、次の算式により算定した額

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

A : 国の補助金等を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費

B : 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費

※ 岩手県は現在 B (単独事業) のみを実施していること。

【県担当部局】復興防災部 防災課

## 15 災害応急対策等への支援

### 【現状と課題】

#### 1 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、被災自治体が必要と認めて実施する対策等に対しては、十分な財政支援を確実に行うなど、被災自治体への特段の配慮が必要。
- 災害により公共下水道が破損した場合等において、避難所の衛生環境を確保するため、合併処理浄化槽が必要となることも考えられることから、災害時に限り認められる整備区域外への合併処理浄化槽の設置等に係る経費についても同様の財政支援が必要。
- 避難所が開設された場合に必要な物資の費用について、避難者の食料品や消耗品等は災害救助費の対象となっているものの、避難者の生活空間の確保に必要とされているパーティションや簡易ベッド等の再利用が可能な物資は対象外となっているのが現状。
- 避難所の運営に当たっては、避難者の生活空間の確保が求められており、被災自治体において、物資が不足する場合には他自治体に対し提供を依頼するところであるが、他自治体に対し、再利用可能な物資の提供を依頼した場合、使用後の返却（同等品を購入し返却する場合を含む。）に要する費用が災害救助費の対象外とされているため、被災自治体の大きな負担となることから、返却等に要する費用に対する財政支援が必要。

（国における主な支援措置）

- ・ 災害廃棄物処理（環境省補助金、補助率 1/2）
- ・ 宅地に堆積した汚泥、流木等の処理（環境省補助金又は国交省補助金、補助率 1/2）
- ・ 災害救助費（普通税収見込額に応じて国庫負担率が変動（1/2～9/10））
- ・ 被災者生活再建支援金（1/2 国庫負担）  
（浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の設置（環境省交付金）※整備区域外は対象外）

#### 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

- 東日本大震災津波においては、災害公営住宅の建設など、住宅再建の進展による応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）の貸主の事情等により、やむを得ず他の応急仮設住宅へ転居を求める場合等の移転費用を、被災市町村又は県が負担してきたところであるが、このような場合等にあっては、被災者の居住環境を確保しながら供与を継続するために必要な費用として、災害救助費の対象とすることが適当である。

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興くらし再建課

## 16 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

## 【現状と課題】

## 1 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

## (1) 被災者生活再建支援制度が適用される要件について

- 次のとおり主に市町村単位で要件が設定されており、適用対象市町村の隣接地域など、同様の被災状況であっても居住地によっては支援を受けられない場合があること。

[要件]

- ア 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち、第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

## (2) 被災者生活再建支援金の支給額及び支給範囲について

- 支給額は全壊の場合で、300万円が上限であるが、住宅建設費が上昇傾向にあり、住宅再建への支援としては不十分。

[岩手県における1㎡当たり工事予定額の推移]

(単位：万円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
工事費予定額(万円)①	10,292,252	11,136,302	11,497,388	11,343,536	10,378,421
床面積の合計(㎡)②	572,249	618,852	586,198	523,129	454,432
1㎡当たり工事予定額①/②	17.99	18.00	19.61	21.68	22.84

※建築着工統計調査（国土交通省）結果の数値を基に算出

- 被災者生活再建支援金の支給範囲の拡充

令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により、損害割合30%以上40%未満の世帯を「中規模半壊世帯」として支給対象に追加。

[支給額]

(単位：千円)

項目	・全世帯（損害割合50%以上） ・半壊でやむを得ず解体した世帯 ・長期避難世帯		・大規模半壊世帯 （損害割合40%以上50%未満）		・中規模半壊世帯 （損害割合30%以上40%未満）	
	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金
建設・購入		2,000		2,000		1,000
補修	1,000	1,000	500	1,000	—	500
賃貸（公営住宅以外）		500		500		250

(3) 被災者生活再建支援金支給補助金について（県単独事業）

- 国の被災者生活再建支援金の対象外の世帯に対し、市町村が独自に支援金を支給する場合に県単独の補助を実施している。

[支給範囲及び支給額]

- (1) 国の制度が適用されない市町村に居住する被災世帯は国の制度と同額
- (2) 国の制度の対象外となる被災世帯に対し、半壊世帯200千円、床上浸水世帯及び準半壊世帯50千円を支給。

[支給実績]

災害名		平成25年7月大雨・洪水平成25年8月大雨・洪水平成25年台風第18号災害	平成28年台風第10号災害	令和元年台風第19号災害	令和7年大船渡市林野火災	
被災者生活再建支援法の適用の有無		無	有（県全域）	有（宮古市、久慈市、釜石市、山田町）	有（大船渡市）	
支給状況	全壊	世帯数	13 世帯	—	6 世帯	—
		支給額	28,000 千円	— ※1	12,250 千円 ※2	— ※3
	大規模半壊	世帯数	27 世帯	—	5 世帯	—
		支給額	36,625 千円	—	6,750 千円	—
	半壊	世帯数	193 世帯	1,623 世帯	594 世帯	4 世帯
		支給額	36,768 千円	295,350 千円	109,000 千円	800 千円
	床上浸水、準半壊	世帯数	271 世帯	44 世帯	143 世帯	10 世帯
		支給額	12,775 千円	1,975 千円	6,538 千円	463 千円
計		世帯数	504 世帯	1,667 世帯	748 世帯	14 世帯
		支給額	114,168 千円	297,325 千円	134,538 千円	1,263 千円

※1 県内全ての被災世帯が被災者生活再建支援金の対象となるため、支給せず。

※2 被災者生活再建支援法が適用された宮古市、久慈市、釜石市、山田町以外に居住する世帯を対象に支給したもの。

※3 市内全ての被災世帯が被災者生活再建支援金の対象となるため、支給せず。

- 支給範囲の拡大については、全国知事会も国に対して要望（令和7年7月23日付け「令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」のうち、「政策要望 災害対策・国民保護関係 3 被災者の生活再建と被災地の復旧・復興対策の強化」）。

(4) 被災者生活再建支援金の財源について

- 被災者生活再建支援金は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、各都道府県が支給事務を（公財）都道府県センター委託して支給。

[支援金の負担割合]

項目	国	都道府県（基金）	基金拠出金の財源
東日本大震災以外の災害	1/2	1/2	地方債100%（後年度の元利償還金の80%が普通交付税措置）
東日本大震災津波	8/10	2/10	※平成23年度拠出分 震災分：当年度特別交付税100% 通常分：当年度特別交付税95%、地方債5%

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課

## 防衛省

## 17 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

## 【現状と課題】

- 令和4年12月に決定された「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」において今後の防衛力については、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していくとされているところ。
- 「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において、北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については「廃止」、火砲については岩手駐屯地でも方面直轄特科連隊に集約され、令和2年度から岩手駐屯地の定員は180名減とされたところ。
- 岩手駐屯地は、東日本大震災津波をはじめとする大規模災害に対応するための基盤を担うとともに、岩手駐屯地の部隊は、これまでの風水害における多くの被災者の救助のほか、令和7年1月に県内で発生した鳥インフルエンザや2月の大船渡市林野火災における災害・防疫対応など県民生活の安全を守るために欠くことのできない重要な存在。  
また、岩手駐屯地は、隊員の約8割が岩手県出身者で構成される部隊。いわて国体、三陸防災復興プロジェクト2019やいわて・かまいし防災復興フェスタへの協力など地域振興にも大きな貢献をいただいております、地域と共に歩んできたところ。
- 地域に与える影響を考慮し、現員は改編前である令和元年度以前の勢力の維持を求めるもの。
- 宿舎整備については令和8年度に着工予定であるが、着実な整備を求めるもの。

【県担当部局】復興防災部 防災課

## 18 防災局の機能充実・本県への設置

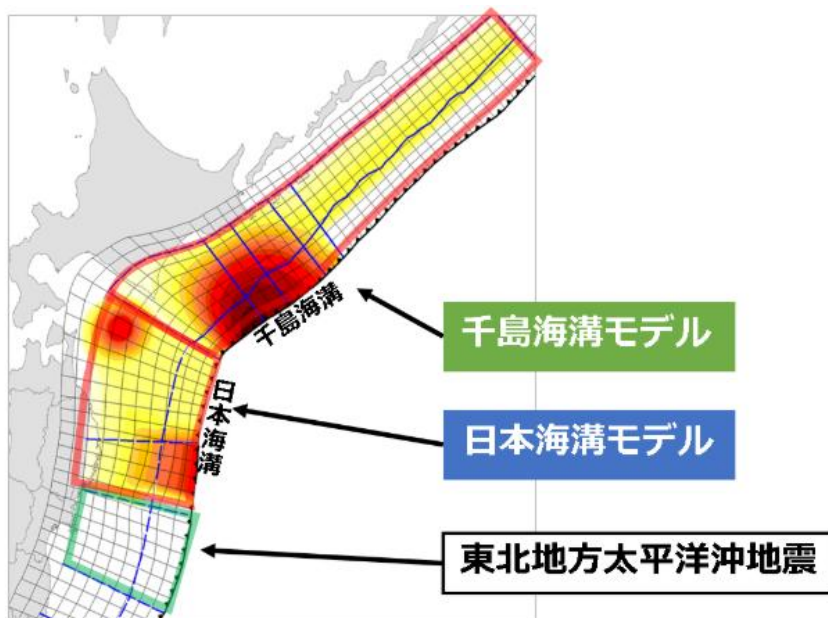
### 【現状と課題】

#### 1 防災局の機能充実

「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和7年12月26日）において、「まずは、防災庁本庁の設置を先行しつつ、地方機関が担うべき機能やその適地についても並行して検討を進める」こととされており、地方機関である防災局が担う機能や権限については不明となっている。

#### 2 防災局等の本県への設置

- 報道等によれば、防災局は、南海トラフ、日本海溝・千島海溝それぞれの地震で被害が想定される地域に1か所ずつ置く見通しとされている。



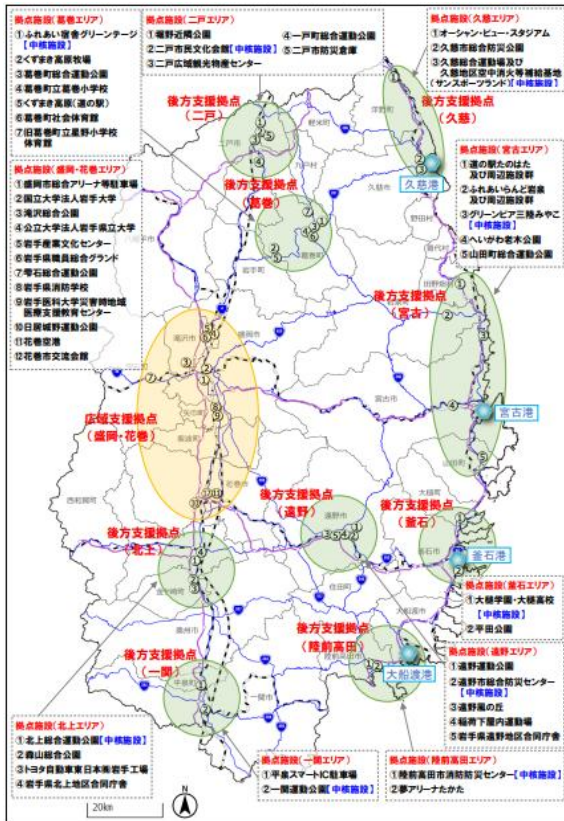
- 東日本大震災津波で甚大な被害を受けながらも、人命救助、避難所運営、物資供給、復興計画の作成、復興まちづくり、被災者の生活再建・こころのケア、記録と記憶の伝承・発信など、災害対応から復旧・復興まで各般にわたる取組を着実に進めてきた本県は、防災局設置の有力な候補地の一つと考える。

#### 【発災から復興までを支える各般にわたる事例】

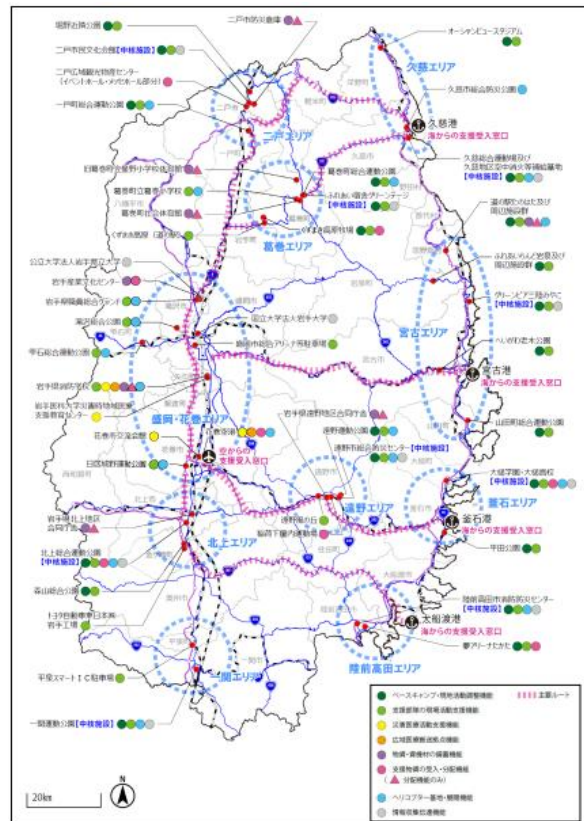
##### (1) 広域防災拠点の配置による後方支援体制の確立

東日本大震災津波において、遠野市等による沿岸市町村への後方支援が重要な役割を果たしたこと等を契機に、平成26年3月に「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定した。さらに、復興道路の整備等の現状を踏まえ、令和6年3月に計画を変更し、広域防災拠点エリア10箇所、広域防災拠点施設47箇所を位置付けた。

【広域防災拠点配置イメージ】



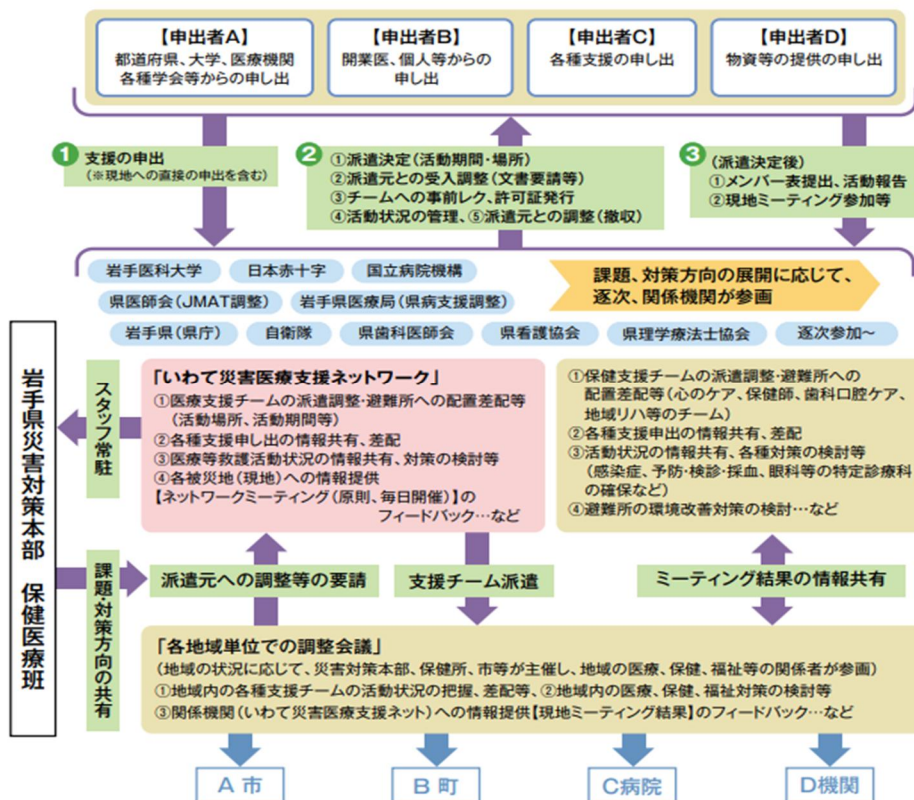
【施設利用想定イメージ】



(2) 岩手独自の医療・福祉のネットワークの構築

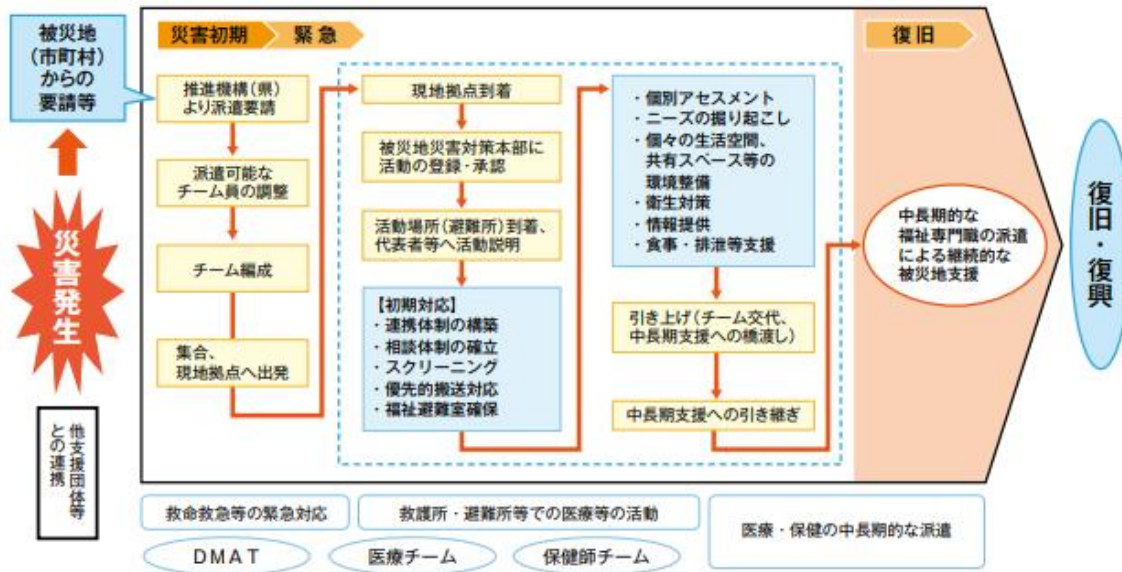
災害時等における本県独自の医療・福祉の提供として、岩手医科大学による『いわて災害医療支援ネットワーク』を設置し、人的資源を有する関係機関が連携し、隙間ない継続的な支援体制を構築した。

【いわて災害医療支援ネットワークによる医療支援チーム派遣調整の仕組み】



(3) 岩手県災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置

東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成 25 年 9 月に、県、福祉関係団体等と官民学共同により、大規模災害時において、避難所等で高齢者や障がい者など要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担う「岩手県災害派遣福祉チーム」を設置し、派遣体制の整備を進めた。



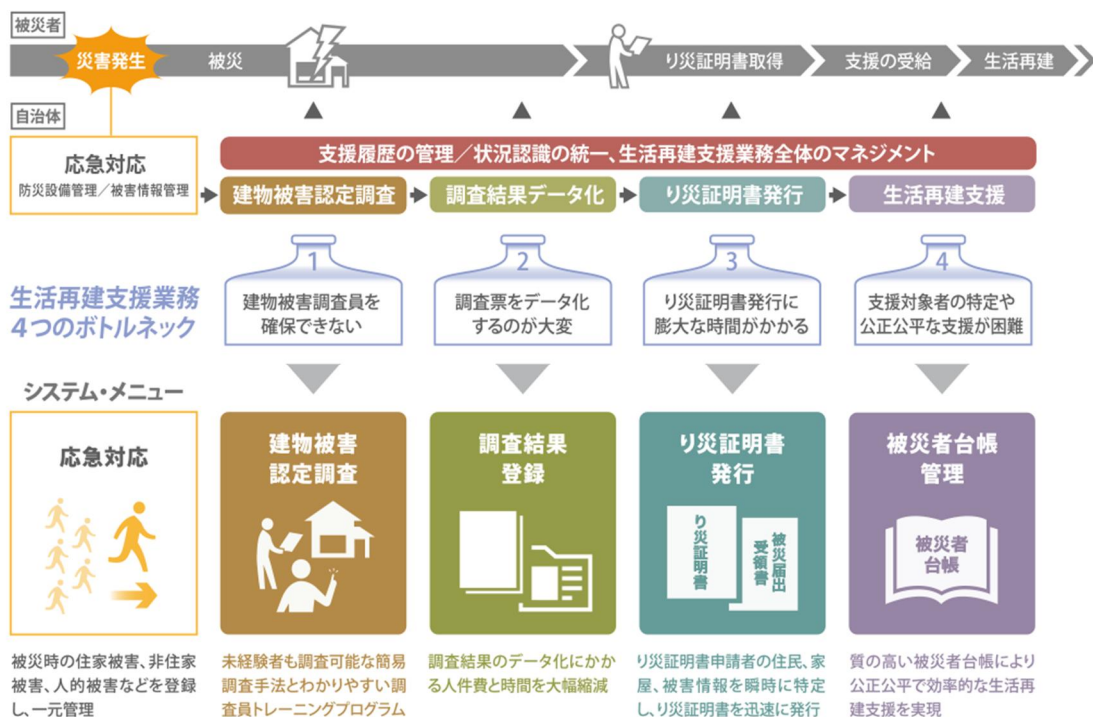
(4) いわて感染制御支援チーム（ICAT）の設置

いわて感染制御支援チーム（ICAT：Infection Control Assistance Team）は、東日本大震災津波の沿岸被災地において、避難所でのインフルエンザやノロウイルス、手足口病などの集団発生を防ぐ活動を担当し、平成 24 年 6 月から県の組織として常設化された。

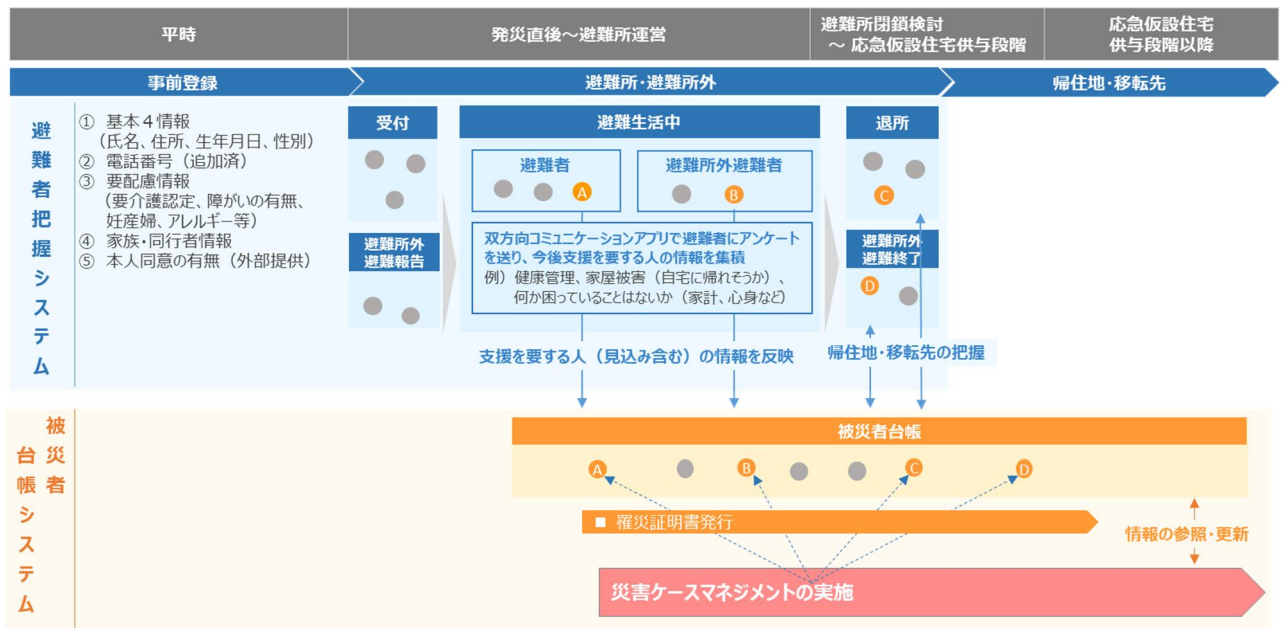
(5) 災害対応力強化のための復興防災DXの取組

① 東日本大震災での教訓を踏まえ、「り災証明書発行」から「生活再建支援」まで、総合的に対応可能な「被災者台帳システム」を全県的に導入した。

【システム概要図】 出典：NTT 東日本ホームページ



② 避難者情報の登録や管理をデジタル化する避難者把握システムを令和7年度に構築（県公式LINE上に構築）し、市町村での実装に向けた取組を進めている。



(6) いわたの復興教育

県内全ての公立小・中学校・義務教育学校及び県立高等学校・特別支援学校では、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するため、「いわての復興教育」プログラムに基づき、震災津波の教訓から得た3つの教育的価値を育てていくこととしている。

また、東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえ、副読本や絵本、「いわて震災津波アーカイブ～希望～」、震災伝承施設等を活用し、各校の実情に応じた取組を展開しているところ。



【県担当部局】復興防災部 防災課

## 警察庁

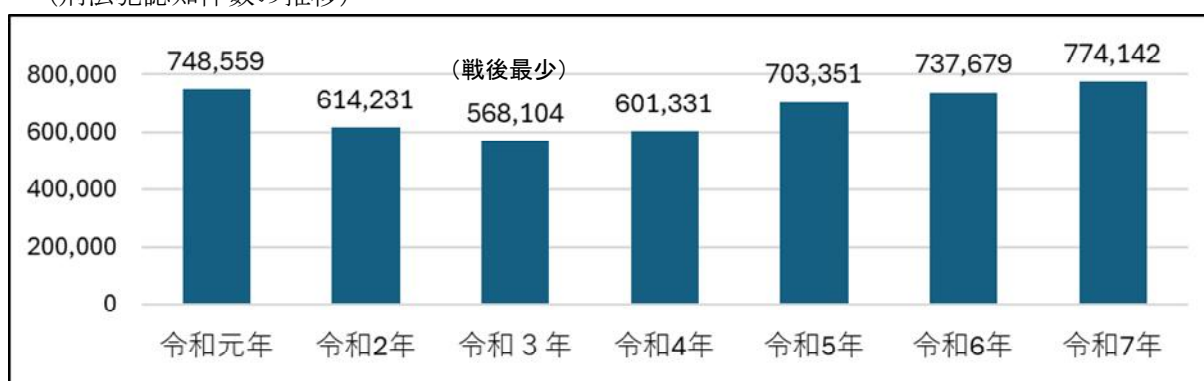
## 19 犯罪被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化

### 【現状と課題】

#### 1 国・都道府県・市区町村の負担による支援制度の創設

- 犯罪の状況（「令和7年の犯罪情勢」（令和8年2月 警察庁長官官房）から抜粋）
  - ・ 刑法犯認知件数の総数については、平成15年から令和3年まで一貫して減少してきたが、令和7年は77万4142件（前年比3万6463件、4.9%増加）と、戦後最少となった令和3年から4年連続で前年を上回った。

（刑法犯認知件数の推移）



- ・ 「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」によるものとみられる強盗・窃盗等事件が全国各地で発生※しており、重大な治安上の課題となっている。

※ 令和3年9月以降、令和6年3月までに22都道府県において78件発生（令和6年警察白書）

- 被害直後の経済的支援制度の必要性について
  - ・ 犯罪被害者等は被害直後から医療費、葬儀費用、転居費用等の負担が発生する場合があります、被害直後の経済的支援の仕組みが必要。
  - ・ 自然災害の被害を受けた者に対しては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、国・都道府県・市区町村の三者が費用を負担する災害弔慰金や災害障害見舞金等の制度があり、犯罪被害者等支援においても、全国どこに住んでいても等しく支援が受けられる制度が必要。
- 犯罪被害給付制度
  - ・ 令和6年度に算定基準の見直しが行われ、給付水準が大幅に引き上げられた。

（例）

改正前の制度において、幼い子どもが犯罪被害により亡くなり、その両親に対して320万円の遺族給付金が支給されていた事例において、改正後の支給額が1,060万円となった

- ・ 令和6年度における裁定期間の平均は約9.0か月（前年度比0.4か月増加）、中央値は約5.1か月（前年度比0.5か月増加）であった。（令和7年版 犯罪被害者白書より）

【県担当部局】復興防災部 消防安全課

## 内閣府

## 20 国関係機関における都道府県防災会議委員への女性の積極的な登用

## 【現状と課題】

## 1 国関係機関における都道府県防災会議委員への女性の積極的な登用

- 都道府県防災会議は、災害対策基本法第14条第1項の規定により各都道府県に置かれており、その委員構成については、同法第15条第5項の規定によることとされている。
- 本県においては、防災分野における男女共同参画を推進する観点から、かねてより県防災会議の女性委員割合の向上に取り組んでおり、学識経験者（8号委員）の委員構成の見直しや県職員から指名する委員（5号委員）の指名基準の変更により、令和8年5月末現在で、委員77人中女性は17人（22.1パーセント）となっている。

（岩手県防災会議の委員構成：令和8年5月末現在）

委員構成	人数	うち女性
第1号（指定地方行政機関の長又はその指名する職員）	18人	0人
第2号（陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長）	1人	0人
第3号（都道府県の教育委員会の教育長）	1人	0人
第4号（警視総監又は道府県の道府県警察本部長）	1人	0人
第5号（知事とその部内の職員のうちから指名する者）	12人	5人
第6号（市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する者）	4人	0人
第7号（指定（地方）公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する者）	31人	4人
第8号（自主防災組織又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者）	9人	8人
合計	77人	17人

- 本県において、更なる女性委員割合の向上や国が目標とする女性委員割合30パーセントを達成するためには、1号委員である「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員」18人全員が男性であることが最大の課題となっている。

（岩手県防災会議における1号委員の状況（全て男性））

機関名	職名	機関名	職名
東北管区警察局	総務監察・広域調整部長	関東東北産業保安監督部	東北支部長
東北管区行政評価局	地域総括評価官	東北地方整備局	局長
東北総合通信局	総合通信調整官	東北運輸局	局長
東北財務局	盛岡財務事務所長	東京航空局	仙台空港事務所長
東北厚生局	局長	国土地理院東北地方測量部	部長
岩手労働局	局長	仙台管区气象台	盛岡地方气象台長
東北農政局	局長	第二管区海上保安本部	釜石海上保安部長
東北森林管理局	局長	東北地方環境事務所	所長
東北経済産業局	総務企画部長	東北防衛局	局長

- 同号の職員（1号委員）の運用については、昭和37年10月18日付け消防庁総務課長名の通知が発出されており、原則として機関の長を充てることとされている。
- このような中、令和8年3月13日決定の第6次男女共同参画基本計画においては、「地方防災会議委員のうち、「指定行政機関の長又はその指名する職員（1号委員）」の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促す。」とされたところ。
- この速やかな実施により、女性委員割合の全国的な向上及び男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に向けた取組の進展が期待される。

【県担当部局】復興防災部 防災課

## 21 国際環境の変化を踏まえた万全な対応

## 【現状と課題】

## 1 CPTPP等の動向

- 平成30年12月30日にCPTPP<sup>※1</sup>、平成31年2月1日に日EU・EPA、令和2年1月1日に日米貿易協定、令和3年1月1日に日英EPA、令和4年1月1日にRCEP協定<sup>※2</sup>がそれぞれ発効。

※1 参加12か国全ての国で発効済（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ、英国）

※2 参加15か国のうち、現時点の発効国は14か国（日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピン）

## 《主な合意内容》

	牛肉	豚肉	林産物	水産物
CPTPP	関税を16年目まで段階的に削減 (38.5% ⇒ 9%)	関税を10年目まで段階的に削減（従価税は撤廃） [従量税]482 円/kg ⇒ 50 円/kg [従価税]4.3%⇒撤廃	[合板等] 関税を段階的に削減し、11年目 又は16年目に撤廃 (6.0%等⇒撤廃)	関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃 [するめいか]5% ⇒撤廃(11年目)など
日EU・EPA	CPTPPに同じ	CPTPPに同じ	[構造用集成材等] 関税を段階的に削減し、8年目 又は11年目に撤廃 (3.9%等⇒撤廃)	関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃 [さば]10%又は7% ⇒撤廃 (16年目)など
日米貿易協定 <sup>※</sup>	CPTPPに同じ	CPTPPに同じ	除外	除外
日英EPA	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ
RCEP協定	除外	除外	CPTPP、日EU・EPAよりも大幅に低い水準	CPTPP、日EU・EPAよりも大幅に低い水準

※ 日米貿易協定は、協定発効時からCPTPP発効国と同じ税率を適用

- CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定等の経済連携協定に加え、米国の関税措置に伴う農林水産業、商工業への影響等について、十分な情報提供を行うことが必要。
- 本県では、農林水産業や商工業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者や商工事業者が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。

## 2 CPTPP等による農林水産物への影響

《国による試算》

	CPTPP	日EU・EPA	日米貿易協定
農林水産物の生産減少額	約 900～1,500 億円	約 600～1,100 億円	約 600～1,100 億円
試算対象品目※	33 品目	28 品目	33 品目
公表年月	平成 29 年 12 月	平成 29 年 12 月	令和元年 12 月

※ 関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物

《岩手県の試算（国の算出方法に即して機械的に試算）》

	CPTPP	日EU・EPA	日米貿易協定
農林水産物の生産減少額	約 22～36 億円	約 15～30 億円	約 17～34 億円
試算対象品目※	19 品目	16 品目	19 品目
公表年月	平成 30 年 2 月	平成 30 年 2 月	令和 2 年 1 月

※ 関税率 10%以上かつ県内生産額 3 千万円以上の農林水産物

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室  
 商工労働観光部 商工企画室  
 農林水産部 農林水産企画室

## 22 マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保

### 【現状と課題】

#### 1 マイナンバー制度の安全・安定に向けた運用について

- 国は、平成 26 年 10 月以降、ポスター掲示やヘルプデスクの設置、テレビや新聞広告等により、国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っている。
- 特にも、令和 5 年 2 月までにマイナンバーカードを申請した方を対象としたマイナポイント付与の施策により、全国的にマイナンバーカードの普及が急速に進んだところ。
- マイナンバーカードの県内市町村保有枚数は、令和 8 年 2 月末現在 944,109 枚で、人口に対する保有枚数率は 81.8% である。
- マイナンバーカードの利便性向上に向けて、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証の一体化や、マイナンバーと公金受取口座や国家資格の紐づけなどが開始されているが、令和 5 年度には、誤った情報の紐づけが報告されたこと等もあり、マイナンバーカードを利用した取組の中では、利用率が低調なものもある。
- マイナンバーカードと情報を連携したサービスが今後も拡大されることから、国においては、引き続きマイナンバーカードの利用についてのメリットや安全性について国民へ丁寧な説明することはもとより、国としてマイナンバーカードの活用にかかる様々な手続きについて、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組み（情報システム）の構築が必要。

#### 2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

- マイナンバー制度に関係する経費は、普通交付税で措置されているほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金やマイナンバーカード交付事務費補助金等により措置されているが、今後新たにシステムの構築や改修、維持管理や連携テストが必要となった場合に発生する経費について、国と地方自治体との負担割合が不明確。

#### 3 情報連携の安全かつ円滑な運用

- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携はマイナンバー制度の柱であり、国や地方公共団体等、多数の機関の間で安全に実施されるよう、国の責任の下での運営及び監視が必要。
- また、マイナンバーを活用した事務が、国家資格等の社会保障や税以外に拡大しており、自治体においてもマイナンバーを取り扱う領域が拡大することから、各事務においてシステムの円滑な運営とともに、取り扱う職員への丁寧な説明が必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

## 23 第三セクター鉄道に対する財政支援の充実

### 【現状と課題】

#### 1 路線維持のための赤字補填・運営費助成等の必要性

##### (1) 第三セクター鉄道各社の現状と今後の経営見通し

###### ア 三陸鉄道

- いわゆる「コスト上の上下分離」により、県及び沿線市町村が鉄道施設の更新及び維持修繕費用等に対する支援を実施。このほか、令和6年度には、県と沿線市町村の連携により2億円の経営安定化支援を実施し、令和7年度以降も年1.9億円を上限とする経営支援を実施することとしている。(～令和10年度)
- 今後も沿線人口の減少等を背景に経常収益の減少が見込まれる一方、人件費など経常費用の増加により赤字が継続する見込みであることに加え、再び資金不足となる恐れもあり、今後長期的に厳しい経営状況が続く見通し。また、老朽化した車両の更新も、安全運行の確保の観点から、喫緊の課題となっている。

###### イ IGRいわて銀河鉄道

- 令和5年度から9年度までの5年間、県と沿線市町が年3億円を上限とする経営安定化支援を実施。また、車両更新のため、平成27年度から積み立てを実施。
- 現行の支援期間において、自立経営に向けた収支改善の取組を促しているが、人件費や物価上昇等の影響により、支援終了後の令和10年度以降は赤字が継続するほか、資金不足により事業継続が困難となる恐れがある。

##### (2) 路線維持のための赤字補填・運営費助成等

- 将来にわたり第三セクター鉄道を維持・確保していくためには、県及び沿線市町村のみでの支援には限界があることから、鉄道事業者若しくは自治体に対する運営費助成等の財政支援制度又は第三セクター鉄道の維持・運行のために赤字補填を行った自治体に対する財政支援制度の創設を要望するもの。
- また、現在、自治体がバス事業者に対する支援を行った場合、負担額の80%を特別交付税で措置されていることから、第三セクター鉄道についても、同様の措置を要請するもの。

#### <参考> 地域鉄道への補助に対する地方財政措置



・ 地方債を充当する場合：充当率100%、元利償還金の30%を普通交付税措置

#### <参考> 地方バス路線の運行維持に対する特別交付税措置

- ・ 市町村の場合：市町村が負担する路線バスの運行維持費に対し、国の補助金を伴うものは0.8を、国の補助金を伴わないものは0.8をそれぞれ乗じた額の合計額
- ・ 道府県の場合：道府県が負担する路線バスの運行維持費に0.8を乗じた額から、総務大臣が運行維持費に相当する額として算定した額を差し引いた金額

(3) 車両更新

- 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における車両更新への補助について、特に現車両が電車の場合においては、経年等により主要部分の更新を行っている場合、車両更新による経営効率化や環境負荷の低減が限定的であるなど、先進車両<sup>※</sup>の基準を満たすことが困難であることから、要件緩和を求めるもの。

※ 整備計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務。事業費は、整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費 20/100 を目途

- また、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の対象となる先進車両<sup>※</sup>の導入について、電化区間における車両更新の場合、現有車両との対比で電費向上が図られた新型車両は先進車両の要件に合致しない可能性があることから、要件緩和を求めるもの。

※ 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（先進車両導入支援事業）において、先進車両は、「利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークの再構築を実現するため、鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の運行効率化・経営効率化・環境負荷の低減等に資する先進的な車両」と定義

2 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線は、東日本大震災津波発災の1週間後に早期復旧し、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現したことで国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。

しかし、同線の開業時にJR東日本から有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要な状況。

また、貨物列車が走行するための設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料（経費の概ね 85%）が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道(株)においても旅客分として概ね 15%を負担。

貨物線路使用料対象経費（令和6年度実績ベース）	33.3 億円
貨物線路使用料 <sup>※</sup> 28.4 億円	IGR負担分 4.9 億円

※ 令和6年度決算ベース

- 三陸鉄道は平成31年3月にJR山田線（宮古―釜石間）の経営移管を受け、大船渡市から久慈市までの163kmにわたる一貫運行を開始。

しかし、移管区間以外は開業から40年を経過し、設備や車両の老朽化が著しく進行している状況。中でも、橋りょうやトンネルなどの構造物は鉄道の安全輸送の根幹をなすものであることから、高い安全性が求められており、また、国鉄時代に建設された土木構造物50年以上を経過するものもあり、その更新と維持管理に係る負担が重い状況。

（単位：百万円）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
鉄道施設更新・改修費	146	168	165	251	213

3 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助の状況

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対する補助制度は次のとおり。

事業名	補助率	補助対象設備
鉄道施設総合安全対策事業 （鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）	1/3 以内又は 1/2 以内 <sup>※</sup>	レール、マクラギ、ATS、列車無線設備 等
地域公共交通確保維持改善事業 （鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）	1/3 以内又は 1/2 以内 <sup>※</sup>	レール、マクラギ、ATS、列車無線設備、車両等

※ 鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1/2 等

- 令和2年度は、鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者以外の鉄道事業者が行う事業\*に係る補助率が引き下げられ（赤字事業者は1/4、黒字事業者は1/6）、I G Rにおける国予算配分額が要望額を大幅に下回った。 ※令和元年東日本台風を受けた緊急対策及びP Cマクラギ化を除く。
- 令和7年度は要望額どおりの予算配分がなされたが、地域鉄道の重要性に鑑み、令和2年度のような予算措置の状況とならないよう、引き続き十分かつ確実な予算措置を求めるもの。

【令和7年度】

(単位:百万円)

要望額	予算額		要望額との差額	
	国庫	I G R	国庫	I G R
283	94	189	0	0

【参考・令和2年度】

(単位:百万円)

要望額	予算額		要望額との差額	
	国庫	I G R	国庫	I G R
466	155	311	0	▲37

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、鉄道事業再構築事業を実施する補助対象事業者が行う補助対象事業に要する費用を特定地方公共団体が負担する場合の補助率は1/2であるが、その他の場合の補助率は1/3とされているところ。地域鉄道における安全輸送の確保の観点から、実情に応じて補助率の引き上げが必要。
- 三陸鉄道は、令和7年1月に鉄道事業再構築実施計画の変更認定を受け、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）が活用可能となったが、引き続き、十分かつ確実な予算措置が必要（令和8年度要望額147,931千円）。

4 並行在来線鉄道（I G Rいわて銀河鉄道）の経営状況

並行在来線特例による固定資産税の減免措置が令和4年度に終了し、令和5年度以降、税負担が4千万円程度増加している。

(単位:百万円)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (見込)	R 8 (計画)
営業収入	4,474	4,022	4,050	3,939	4,051	4,096	4,162	4,291
営業費用	4,572	4,534	4,571	4,349	4,411	4,292	4,430	4,566
うち諸税 <sup>※1</sup>	121	119	119	124	162	161	165	162
営業損益	▲98	▲512	▲522	▲410	▲360	▲196	▲268	▲275
〔営業外収益 <sup>※2</sup> 〕	15	192	193	432	332	332	316	328
当期損益	▲52	▲275	▲284	▲71	212	114	25	22
累積損益	661	386	103	32	244	358	384	406

※1 固定資産税は営業費用の諸税に計上

※2 令和2～4年度は運行支援交付金を交付、令和5～8年度は経営安定化対策交付金を交付（予定）

※3 端数処理のため、総数と内訳の計が一致しない場合がある

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

## 24 世界文化遺産の保存等への支援

### 【現状と課題】

#### 1 世界文化遺産の保存等への支援

- 推薦書に基づくユネスコからの指摘や、遺産影響評価などの枠組みにより、保全・景観の維持等について、関係省庁より意見を伺いながら保存に取り組んでいるところであり、また、年度毎に経過観察を実施しながら、6年に1度、ユネスコへの定期報告が求められていることから、引き続き、ユネスコからの指導等に対して適切に対応できるよう、国の支援が必要であること。
- 「平泉」については、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における議論を踏まえ、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。
- 「平泉」については、令和8年3月に策定したマニュアルに基づき、遺産影響評価を行うこととしており、今後、「保存管理計画」についても所要の改定が必要となる。
- 「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」については、構成資産を有する自治体（8県11市）で構成する「明治日本の産業革命遺産 世界遺産協議会」において、保全への対応を行っているところ。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」については、構成資産を有する自治体（4道県14市町）で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用協議会」において、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。

#### 2 「平泉の文化遺産」の文化観光の取組への支援

- 「平泉の文化遺産」に係る、文化観光推進法に基づく文化観光の取組を推進し、本県世界遺産への誘客、活用促進、関係人口の増加を図ろうとしているもの。
- 県、関係市町、民間団体で構成する「いわて県南歴史・文化観光推進協議会」において策定した「いわて平泉歴史文化観光地域計画」が、令和7年1月、文化観光推進法に基づく地域計画として認定され、令和10年度までを計画期間として、取組を進めているもの。
- 計画に定めた事業を確実に実施するためには、事業実施に係る技術的助言と、継続的かつ十分な財政支援が必要であること。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課  
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

## 25 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

### 【現状と課題】

#### 1 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

- 平成 23 年 6 月、「平泉の文化遺産」について、ユネスコの世界文化遺産として登録。  
【登録名称】平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一  
【構成資産】中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- 平成 24 年 9 月、「平泉の文化遺産」の拡張登録に向けて「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一（拡張）」を追加記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- 平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）により、拡張推薦のための調査研究を実施したが推薦書素案の提出には至らず、平成 30 年度以降も引き続き世界遺産拡張登録に係る取組を継続。
- 令和元年 11 月、遺跡と浄土思想との関係について検討を加えるため、「平泉の仏教的理想空間に係る国際研究会」を開催。
- 「平泉の文化遺産」拡張登録を視野に入れた学術研究などのため、令和 2 年 5 月 20 日に岩手県と国立大学法人岩手大学において「平泉に係る岩手大学と岩手県との共同研究推進に関する協定」を締結。
- 令和 5 年 8 月、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）において、柳之御所遺跡を追加する推薦書案の作成を進めることを申し合わせ、現在、作業を進めているもの。
- 令和 7 年 8 月、本県及び平泉町からの資産の拡張推薦に係る事前評価申請の希望に基づき、文化審議会世界文化遺産部会において調査審議が行われた結果、「平泉」の拡張推薦に係る意見及び課題が示された。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課  
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

## 26 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

### 【現状と課題】

#### 1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

本県は、令和5年3月に地球温暖化対策実行計画を改訂し、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出削減目標を57%（2013年度比）とし、今後の取組を強化する方針。

##### （1） 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援

- 県内では、宮古市、久慈市、紫波町のほか、令和6年9月に陸前高田市、釜石市が脱炭素先行地域に選定されているほか、重点対策加速化事業は、令和5年4月に県、宮古市、一関市及び矢巾町の事業計画が採択。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、複数年度にわたる継続的・包括的な交付金であり、採択された事業の円滑な執行のためには、毎年度、十分な予算の確保が必要。
- 原則5年間の事業実施が認められているが、計画期間内に資材調達難や資機材費高騰等の不測の事態が生じるなど、事業着手年度の変更や事業費の増額が必要となった場合に、柔軟に年度間や事業間の調整に対応していただく必要。

##### （2） 地方公共団体の脱炭素化支援

- 本県は、県の事務事業における令和12（2030）年度の温室効果ガス排出削減目標を60%（2013年度比）とする目標を掲げ、県有施設の省エネ化、県有施設への再エネ導入等に向けて、令和5年10月に県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針を策定し、取組を強化。
- 国では、地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための取組を計画的に実施できるよう、令和5年度に脱炭素化推進事業債を新たに創設し、国の地域脱炭素の集中期間である令和12年度まで支援を実施。
- 本県では政府実行計画に準じて「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」により、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の期間である令和12年度までにLED化が必要な施設数を約840施設、太陽光発電設備の導入が必要な施設数は36施設と見込んでいる。
- 公共施設におけるLEDや太陽光発電設備の早期導入を図るためには、自己所有方式の他、リース方式やPPA方式など多様な手法が活用できるような財政措置が必要。

《本県における2030年度に向けた工程表》

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	CO2削減量 (2030) [ト>CO2/年]
LED照明の導入 (842施設)	29施設	60施設	年60~180施設					▲21,000
太陽光発電の導入 (36施設)	4施設	5施設	5施設	5施設	5施設	6施設	6施設	▲7,000

※ 「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」に基づく工程表であること。

**(3) 専門人材の確保・育成に対する支援**

- 地域の脱炭素化を進めるためには、中小企業等に最新の脱炭素経営に係る情報等について助言ができる専門的な知識と経験を有した自治体職員、民間人材の育成が必要であるが、自治体職員、地域の企業・団体における専門人材は不足している状況。
- 中小企業等の脱炭素化を進めるためには、省エネは最も有効な手段であり、省エネ診断による使用エネルギー削減を進めていく必要があるが、診断機関や人材が不足している状況。
- そのような状況の中、国では、令和5年9月に脱炭素アドバイザー資格制度を創設したが、その活用等については個々に任されている状況。
- 引き続き、脱炭素に関する専門知識を有する人材を育成し、民間事業者や自治体が活用できる人材を確保するための支援の充実が必要

**(4) 地域地球温暖化防止活動推進センター等に対する支援**

- 地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第38条の規定により、都道府県等にそれぞれ一を限って指定することができることとされている。
- 環境省においては、令和5年度から開始した国民運動「デコ活」の推進のため、地域センターに対し、単なる普及啓発に止まらず、住民一人ひとりの行動変容を促すための事業実施を求めている。
- 地域センターが実施する地球温暖化対策に係る事業に対する環境省補助の補助率について、令和元年度までは定額であったところ、令和2年度から9/10、令和6年度に7/10となり、令和7年度及び令和8年度には5/10と引き下げられたところ。
- 地域センターの指定団体は、法により非営利を目的とした法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人）に限られていることから、自主財源の確保が難しく、今般の補助率の引下げにより、国が求める地球温暖化対策のための事業実施自体が困難な状況。

**2 省エネルギー対策に対する支援****(1) 中小事業者の脱炭素化支援**

- 本県の地球温暖化対策実行計画において、産業部門の削減目標は41%（2013年度比）、業務部門は60%（2013年度比）と設定。
- 本県では、令和5年度から、これまで行っていた中小事業者等を対象にLED照明や高効率空調設備等導入費用の支援に加え、自家消費型の太陽光発電設備の導入支援など地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、取組の充実を図っているところ。
- なお、LED照明については、現行の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金では、調光制御機能を有するLEDに限られていることから、地域の小規模店舗や中小規模の工場等の中小事業者のLED照明化のニーズに対する支援がない状況。
- エネルギー価格が高騰しており、令和8年度から排出量取引制度が開始される状況も踏まえると、省エネ設備やZEB化、省エネルギー診断に対する中小事業者のニーズが、より一層高まっていくと考えられることから、これらに対する補助等については今後とも十分な予算の確保が必要。

(2) 家庭の脱炭素化支援

- 本県の地球温暖化対策実行計画では、家庭部門の削減目標は57%（2013年度比）と設定。
- 本県の二酸化炭素排出量の部門別割合の特徴として、全国と比較して家庭部門の占める割合が多い状況。
- 環境省、経済産業省及び国土交通省では、住宅の省エネ化支援として、高断熱窓や断熱リフォーム等の省エネ改修の補助を実施しているが、家庭の脱炭素化をさらに進めるには、エネルギー消費量の多い冷蔵庫等の省エネ家電への買換えのための支援など制度の充実が必要。

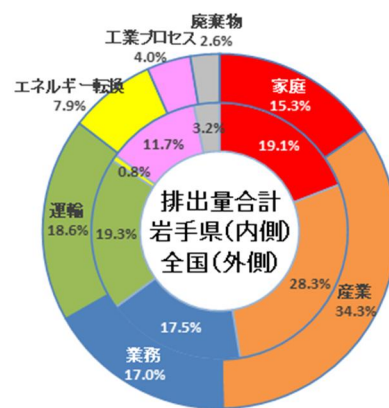


図 二酸化炭素排出量の部門別割合 (2022年度 岩手県・全国)

- 国では、国民の行動変容、ライフスタイルの転換を後押しするため、本県も参加している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」等を展開。
- 本県としても、こうした取組に呼応し、ウェブサイトを通じた県民向けの普及啓発を一層強化していくなど、更なる取組の推進のため、自治体による普及啓発に要する経費への支援の充実が必要。

(3) 電動車の普及拡大に向けた支援

- 本県の地球温暖化対策実行計画では、運輸部門の削減目標は32%（2013年度比）と設定。
- 本県では、令和5年度からEVタクシー・バスの導入、中小事業者等向けのEV・太陽光発電・蓄電池・充放電設備の一体導入に対する補助を行っているほか、令和6年度からは新たに充電インフラ整備への補助を行うなど運輸部門の脱炭素に向けた取組を強化。
- 一方、本県の登録車数に占めるEVの割合は0.32%、FCVの登録車は1台であり、いずれも全国平均と比べて低位で普及が進んでおらず（軽自動車を除く）、充電インフラ（急速・普通充電器）は349か所に572口整備されているが、水素ステーションは整備されていない状況。
- 県土が広大な本県において電動車の普及を促進するため、クリーンエネルギー自動車導入補助金など、電動車の購入、充電・充てんインフラの整備に対する補助について十分な予算を確保するなど、更なる制度の充実が必要。

◆東北6県の電気自動車（EV）普及割合（令和8年1末時点）

県名	EV登録車数(台)	FCV登録車数(台)	全登録車数(台)	EVの割合(%)	FCVの割合(%)
青森	977	1	495,457	0.20	0.00
岩手	1,649	1	513,457	0.32	0.00
宮城	3,404	139	978,496	0.35	0.01
秋田	1,461	0	387,794	0.38	0.00
山形	2,222	6	469,317	0.47	0.00
福島	4,645	474	893,967	0.52	0.05
東北合計	14,358	621	3,784,490	0.38	0.02
(参考) 全国	252,664	8,737	46,178,829	0.55	0.02

※大型特殊自動車、被けん引車、小型二輪自動車及び軽自動車は含まない。

#### (4) 省エネ住宅に対する補助、制度周知及び技術力向上に向けた取組

- 2050年の住宅全体のストック平均でZEH水準（断熱等性能等級5）の省エネ性能の確保が求められていることから、新築住宅において、ZEH水準を上回る性能（断熱等性能等級6・7）の住宅の普及を促進する必要がある。

そのため、本県では、地域特性等も踏まえて省エネ性能などを分かりやすく説明した「岩手型住宅ガイドライン」を令和6年3月に改訂し、ZEH水準を上回る基準を盛り込んだ。

- この中であって、令和6年度には地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、ZEH水準を上回る断熱性能の新築住宅への補助を創設した。カーボンニュートラル実現に向け、省エネ住宅の普及促進のためには、省エネ住宅の整備メリットの可視化等が重要であることから、気密測定や温熱環境測定に要する経費などを補助対象に加えることが必要である。

加えて、脱炭素化を更に推進させるためには、より高い省エネ性能を有する断熱等性能等級7の住宅の普及促進が重要であることから、補助単価の引上げや地方財政措置を講ずるなど財政措置の拡充が必要である。

更に、国による住宅への支援とは差別化し、また、地域の独自性に配慮した、地方公共団体が行う住宅への支援が必要である。

- また、既存住宅の省エネ改修やZEH水準を上回る性能の住宅整備を推進するためには、住宅所有者の意識醸成に向けた普及啓発の取組が必要であるとともに、住宅の建築に携わる建築士や工務店において、住宅の省エネ化に関する知識や技能の習得が必要である。
- このため、地方公共団体が行う技術者の育成の取組、一般向けの省エネ住宅に関する講習会及び学校での住教育の取組に対する国の支援が必要である。

### 3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

#### (1) 再生可能エネルギーの利活用拡大に向けた施策

- 太陽光発電や風力発電の出力は天候に大きく左右されるため、好条件時には既存の電力系統容量を一時的に圧迫するなど系統に与える影響が大きいことが課題。
- 今後、本県において計画中の大規模陸上風力発電などの導入が進むと、出力制御の頻度は大幅に増加すると推測。
- 本県の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活かし、再生可能エネルギー由来の電力を最大限導入するためには、蓄電池などの活用による既存の電力系統への負担軽減や系統安定化などが必要。

《参考：東北の再エネ出力制御の実施状況等》

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (見通し)
出力制御率	0%	0.5%	0.8%	1.3%	1.4%

※次世代電力系統ワーキンググループ資料（資源エネルギー庁）より抜粋

#### (2) 系統への接続費用の地域間格差の解消

- 固定価格買取制度に基づき、電気事業者が再生可能エネルギーによる電気を調達する際の価格（調達価格）は、系統への接続費用を見込んで算定。
- 調達価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域では、送配電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が高額化。
- 2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、再生可能エネルギーを着実に導入していくためには、接続費用の地域間格差を是正するための施策展開が必要。

## ◆ 募集プロセス終了案件の平均入札負担価格

案 件	平均入札負担金単価（税抜） ※数値は電力広域的運営推進機関の公表値
① 東北北部エリア（岩手・青森・秋田の全域、宮城県は一部地域）	5.32 万円/kW (令和3年3月3日公表)
② 福島県会津エリア (福島県の一部地域)	0.98 万円/kW (令和3年1月29日公表)
③ 愛知エリア	0.0267 万円/kW (令和3年3月24日公表)
④ 大分県日田エリア (大分・福岡・熊本の一部地域)	6.10 万円/kW (令和2年7月22日公表)
⑤ 鹿児島県大隅エリア	2.75 万円/kW (令和3年2月13日公表)

≪参考：固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況≫

	①認定実績		②導入実績		県内導入割合 ②÷①	全国導入 割合
	件数	容量(MW)	件数	容量(MW)	(%)	(%)
太陽光（10kW未満）	38,339	188	38,108	186	98.9	99.1
太陽光（10kW以上）	5,356	1,059	5,215	1,021	96.4	95.4
うち 1,000kW以上	170	821	162	793	-	-
風力	206	1,127	28	300	26.6	31.2

※1 R7.12.9 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24年7月～R7年6月末までの累計）。

※2 導入割合は容量（MW）で比較。

### （3）東北北部エリアの基幹系統増強

- 送電系統の容量が不足し、系統増強工事が必要となる場合、単独では負担が大きすぎる場合があることなどから、系統増強工事負担金を複数の事業者で共同負担する「電源接続案件一括検討プロセス」がルール化。
- 東北北部エリアの電源接続案件募集プロセスの手続は令和3年3月に完了したが、エリアが広範囲に及び、工事も長期間（12年）に及ぶとされているなど、早期連系ニーズに対応することが困難となることを懸念。
- 2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、再生可能エネルギーを着実に導入していくためには、工事期間の短縮はもとより、早期連系に向けた取組が確実に実施されることが必要。

### （4）地域経済の成長促進につながる再生可能エネルギーの導入促進

- 本県の風力や太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入ポテンシャルはエネルギー消費量の約18倍とされる一方、エネルギー収支は化石燃料の使用等により約2,600億円の赤字とされており、再生可能エネルギーの域内循環を図ることは、環境と経済の両面から持続可能な地域社会を構築する上で重要な課題。
- 地域経済循環を実現するためには、環境保全の視点だけでなく、地域裨益の視点が必要であり、具体的には、電源立地交付金のような、地域住民に利益還元を行う仕組みの創設や、国が買い取った電源については、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用されるような制度設計に見直すなど、地域経済の成長促進につながる制度とすることが必要。

### （5）太陽光発電設備等のリサイクル等の推進

- 使用済み太陽光発電設備は、2030年代半ばから廃棄量が急増する見込みであることから、将来的な適正処理が確実に行われる環境整備が不可欠である。

《本県の太陽光発電設備の導入実態から見た排出量予測》

	2025年	2030年	2035年	2039年	2040年
排出見込量 t	113	260	833	8,533	12,419
埋立見込量 t	34	78	250	2,560	3,726

※ 排出見込量は、寿命25年、10ワット1キロ換算で推計

※ 埋立量は、排出量の3割として推計

- 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」については、「多量事業用太陽電池廃棄者」にリサイクルの実施に向けた取組を義務付ける等の規制が定められているが、「多量」に該当する重量基準や主務省令で定める手続きの詳細が示されていない状況にあり、自治体が適切に事業者指導等を行えるよう、規制の潜脱を招く行為の抑制など、制度の実行性が確保された仕組みの構築が必要。
- 風力発電設備についても、2040年代以降の廃棄量が増えることが想定される。

《本県の風力発電設備の導入実態から見た排出量予測》

	2030年	2040年	2050年
排出見込量 t	9,450	39,555	91,395
埋立見込量 t	662	2,769	6,398

※ 排出見込量は、寿命20年、1メガワット450トン換算（本体＋基礎）で推計

※ 埋立量は、風力発電設備の全体に対するブレード部分である7%として推計

#### 4 港湾及び空港の脱炭素化の推進に向けた支援

- 港湾法や空港法の改正で脱炭素化の推進が位置付けられたことを踏まえ、いわて花巻空港では「脱炭素化推進計画」を令和6年10月に策定し、同年12月に国土交通大臣認定を受けた。また、県内の各重要港湾においても、令和7年度に脱炭素化推進計画を策定。
- 脱炭素化の実効性ある取組の推進には、港湾や空港管理者と関係事業者とが一体となった取組が求められることから、脱炭素化の導入に係る補助制度の拡充や確実な予算措置、脱炭素化に向けた技術的な助言等の支援が必要。

#### 5 道路の脱炭素化の推進に向けた支援

- 令和7年10月に改正道路法が施行され、道路管理者間等が協働して脱炭素化を推進するための枠組みが導入された。  
国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定することができることとなった。
- これに基づく道路の脱炭素化の取組を進めていくためには、道路管理者の主体的な取組や関係者と連携・協働して実施する取組を行うための予算確保が必要。
- 県管理道路の脱炭素化に資する取組として、国の防災・安全交付金等を活用し、老朽化した道路照明灯のLED化等を実施しているところ。

【県担当部局】 環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課  
県土整備部 道路環境課、建築住宅課、港湾空港課

## 27 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

## 【現状と課題】

## 1 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

## (1) 地方消費者行政の機能強化

- 平成21年度からの消費者行政活性化基金及び平成27年度からの地方消費者行政推進交付金（いずれも交付率10/10）の活用により、県及び市町村が、消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。
- 平成30年度には、国の重要施策を推進するため、地方消費者行政強化交付金（強化事業：交付率1/2）が創設。
- 併せて、地方消費者行政推進交付金は終了し、継続中の事業については、地方消費者行政強化交付金（推進事業：交付率10/10）として継承され、その活用期間は事業に着手した年度から最長9年間。本県では、推進事業を活用し、消費者の世代ごとに異なる内容の広報・啓発や、若年者向けの弁護士相談の実施、見守り関係者を対象とする研修会等を実施してきた。
- 地方消費者行政強化交付金は、令和8年度から大幅な制度改正が行われ、推進事業が地方消費者行政機能維持事業に、強化事業が地方消費者行政機能強化事業に新たに区分され、そのうち地方消費者行政機能強化事業については、見守り支援等を行う消費生活相談員の報酬等への活用や、人材育成・強化、見守りネットワーク活動への補助等が交付金の対象とされた。  
また、推進事業についても、令和7年度時点で事業を活用している自治体については地方消費者行政機能維持事業として引き続き財政支援の対象となったところであるが、このうち相談機能維持・未然防止強化型については、都道府県への交付額は毎年度15%ずつ通減することとされ、自主財源の確保や事業の継続が課題。
- 県内の消費生活相談窓口に寄せられる相談は、毎年9千件台後半で推移しており、相談者の割合は60歳代以上が全体の約4割を占めるなど、依然として高齢者の相談が多いほか、成年年齢の18歳への引下げによる若年者の相談件数の増加、SNSをきっかけとする消費者トラブルの増加など、従来の消費生活相談の枠組みでは対応が困難な多様化・複雑化した事例が増加。

## 【年度別の相談件数の推移】

(件)

区 分 (年 度)	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
県民生活センター	2,335	2,560	2,244	2,473	2,401	2,337
市町村（11市）	7,173	7,003	6,831	7,535	7,555	7,596
計	9,508	9,563	9,075	10,008	9,956	9,933
うち60歳代以上	3,754	3,609	3,406	3,860	4,082	4,389

- 県内における消費生活相談が毎年一定程度の件数で推移しており、今後も県内各地において消費生活相談員が多様化・複雑化した消費者トラブルの相談に対応していくためには、これまで各自治体が整備・強化してきた消費生活相談体制の維持が必要であり、地方消費者行政強化交付金の継続が必要。
- 消費者教育の推進や普及啓発等の事業の効果的な実施のためには、交付金の用途拡充及び交付率引上げなどの国の一層の支援が必要。

**(2) 消費生活相談のデジタル化**

- 消費生活相談のデジタル化を推進するため、国は令和4年度に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション（DX）アクションプラン」を策定。
- 国では、全国の消費生活相談の収集等のため現在使用している専用回線・LGWAN（総合行政ネットワーク）網を経由したP I O - N E Tを廃止し、令和8年9月から新システムの導入を予定。自治体が新システムへの運用を円滑に行うことができるよう、十分な情報共有や情報交換とともに、消費生活相談員への操作研修の継続が必要。
- また国では、新システムの導入に合わせ、デジタル化を契機とした業務体制面（自治体間の広域連携及び相談員の役割分担等）の整備を検討してきたが、自治体の懸念が強いことから白紙とし、今後改めて検討することとされた。今後の再検討に当たっては、自治体の意見を踏まえた制度設計とすることが必要。

【県担当部局】 環境生活部 県民くらしの安全課

## 28 水道の基盤強化に係る予算の確保

## 【現状と課題】

## 1 水道の基盤強化に係る予算の確保

## (1) 施設整備に要する予算の確保と国庫補助制度の拡充

- 市町村等は、老朽化対策・耐震化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めているところであり、平成30年度から令和5年度は当初要望額に対し個別補助事業及び交付金事業共に100%の予算措置であったが、令和7年度は当初要望額に対し交付金事業が約37%、令和8年度は当初要望額に対し交付金事業が約34%と大幅に充足率が下がり市町村等では整備計画の縮小、遅延を余儀なくされるもの。

年度	H29	H30～R5	R6	R7	R8
要望額に対する充足率	87% 〔個別補助事業100% 交付金事業75.5%〕	100%	87% 〔個別補助事業92% 交付金事業86%〕	48% 〔個別補助事業100% 交付金事業37%〕	47% 〔個別補助事業99% 交付金事業34%〕

- 令和6年度及び令和7年度は、秋以降に補正予算による措置があったが、事業者負担分の予算確保に関する業務のほか、交付決定が年度後半となり繰越に係る地方財務局との協議も発生し、特に職員数が少ない市町村では負担となっている。
- 市町村等が、重要なライフラインである水道施設の耐震化、更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して、引き続き、国による十分な当初予算の確保が必要。
- 加えて、市町村等からは、水道施設の整備や災害対策を推進するため、補助対象を拡大すること等の要望が挙げられており、制度の一層の拡充が必要。

## 【補助対象の拡大に関する市町村からの要望例】

- ・「水道管路緊急改善事業」における基幹管路以外の配水管
  - ・配水管更新に伴う給水管繋ぎ替えや消火栓設置
  - ・硬質ポリ塩化ビニル管の更新
  - ・統廃合により廃止となった水道施設の撤去費用
  - ・土砂災害警戒区域等に位置する水道施設の移転費用
- 併せて、令和7年度より、防災・安全交付金における「老朽管更新事業」及び「水道管路緊急改善事業」の補助率が1/3から1/4に引き下げられ、市町村等における計画的な管路更新に支障をきたすおそれがあり、従来の補助率に戻すことへの検討が必要。

## (2) 広域連携の推進に必要な財政措置

- 広域連携には、現在単独で行われている水道事業の事業統合や経営主体の一体化、「業務の共同化」として複数の事業者による施設の共同設置・共用、管理業務の共同実施・共同委託など様々な手法がある。

## 【県政】

- 水道事業の経営基盤の強化に向けて広域連携を推進するためには、様々な選択肢から地域の実情に応じた最適な連携体制の選択が必要であり、国においては都道府県の水道広域化プラン策定にあたり、事業統合や経営の一体化のみならず、業務の共同化も広域化の検討パターンの一つとして挙げている。
- 一方で、国の補助制度は事業統合や経営の一体化に伴う施設整備やシステム整備に対する支援はあるものの、「業務の共同化」に対する支援はなく、本県では、水道広域化プランに基づく取組の具体化を目的に検討グループを設置しているが、多くのグループが検討テーマとして業務の共同化を選択しているところであり、市町村等における検討をより一層進めるためには、業務の共同化に対応した支援制度が必要。
- 事業統合や経営の一体化に対する支援においても、給水人口が数千人規模の小規模な簡易水道事業を含む事業統合や経営の一体化では、国の交付金事業の給水人口要件である3万人を満たすことができない場合があり、地域の実情に応じた制度のさらなる緩和が必要。
- また、広域連携の実現には、費用対効果の検証や周辺市町村との長期間にわたる調整が必要となるが、人員体制の事情により広域連携の検討への参加が困難な市町村もあり、市町村の水道事業者等が行う広域連携の検討支援に関する制度が必要。
- 現在、国の「上下水道政策の基本的なあり方検討会」では、「複数自治体による一体的な事業運営」として事業統合や経営の一体化を推進する方針が検討されているが、市町村により水道事業の経営状況に差があり、比較的経営が安定している地域の中核事業者は周辺事業者との事業統合や経営の一体化による経営状況の悪化を懸念し連携への参画に慎重な姿勢。
- 今後、事業統合や経営の一体化を推進するには、地域の中核となる水道事業者の技術的知見等の協力が必要であり、中核事業者が積極的に参画するための財政的なインセンティブが必要。

【県担当部局】 環境生活部 県民くらしの安全課

## 29 北上川の清流化確保対策

### 【現状と課題】

#### 1 旧松尾鉦山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉦山の坑廃水処理は、半永久的に 24 時間 365 日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に実行されるよう支援していく。」との回答にとどまっていること。
- 国の令和 8 年度補助金予算は、前年度と同額の 22 億円となっており、本県においては、新中和処理施設の維持管理費は要求額どおり確保されているが、令和 9 年度以降においても引き続き予算の確保が必要。

#### 2 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、抗廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了した。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている。
- しかし、赤川の保全水路の対策に万全を期すためには、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国において、水質保全措置も含め、上流（赤川）から下流（北上川）までの河川の一体管理を行う必要がある。

【県担当部局】環境生活部 環境保全課  
県土整備部 河川課

## 30 PCB廃棄物の迅速かつ確実な処理への対応

## 【現状と課題】

## 1 処理事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物への支援

- 高濃度PCB廃棄物は、処理期間終了後もPCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の拠点広域施設で、事業終了準備期間を活用した処理が行われていたが、令和7年度末までにすべての処理事業が終了した。
- 先にJESCO事業が終了した地域からは、高濃度PCB廃棄物が散発的に発見されており、本県でも同様の状況が生じるおそれがある。
- JESCO事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物を適正に処理するための体制構築に向けては、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で検討がなされている。
- これまでは、中小企業や個人事業主等への処理費用の助成制度が設けられており、事業者による処理に進展がみられるが、JESCO事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物については、高額な費用負担を理由に適正な処理がなされない可能性がある。

<高濃度PCB廃棄物の処分費用、収集運搬費用の助成内容>

	廃棄物の種類	補助限度額	
		中小企業等	個人
収集運搬費用	トランス類（台）	364,000 円／台	494,000 円／台
	コンデンサ類（台）	175,000 円／台	237,500 円／台
	PCB 油類（一式）	175,000 円／式	237,500 円／式
	安定器・汚染物等（ドラム缶）	105,000 円／缶	142,500 円／缶
	安定器・汚染物等（ペール缶）	102,000 円／缶	140,000 円／缶
処分費用	安定器・汚染物 トランス・コンデンサ類	処分費用の 44%	処分費用の 95%

## 2 低濃度PCB廃棄物処理に係る支援

- 低濃度PCBは、高濃度と異なり、含有されている製品が明確になっておらず、濃度測定が必要なことから判定が進まず、使用中機器の残存数量も多いと推測されている。
- 低濃度PCB使用機器の実態が把握できていないことから、処理が行われるまで自治体が長期間にわたり指導等を行われなければならない。
- 低濃度PCB廃棄物の令和9年3月末での処理完了を目指し、令和7年4月からPCB廃棄物処理基金を活用した中小企業者等への調査・処理費用の一部補助が開始されているが、資金の枯渇が懸念され、処理が滞る可能性がある。

<低濃度PCB廃棄物の調査費用、収集運搬費用、処分費用の助成内容>

対象経費	廃棄物の種類	補助限度額	標準処分単価
試料採取及び分析	汚染又は汚染の恐れのある廃棄物	10,000 円/検体	
収集運搬費用	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500 円/台	
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000 円/台	
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500 円/台	
漏えい防止措置		50,000 円/台・式	
処分費用	低濃度PCB汚染廃電気機器	標準処分単価により 算出された額又は申 請額のいずれか低い 額の 1/2	1,000 円/kg
	低濃度PCB含有廃油		200 円/kg
	その他汚染物		900 円/kg

【県担当部局】 環境生活部 資源循環推進課

## 31 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

### 【現状と課題】

#### 1 新たな地域医療構想等推進のための支援

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関や介護施設の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の安定的な確保が必要。

<基金造成額（直近5年間）>

年 度	造成額	うち医療分		備 考
		うち医療分	うち介護分	
令和4年度	27.2億円	12.5億円	14.7億円	
令和5年度	23.2億円	16.1億円	7.1億円	
令和6年度	20.1億円	16.3億円	3.8億円	
令和7年度	21.4億円	19.3億円	2.1億円	
令和8年度	28.6億円	23.8億円	4.8億円	当初予算額ベース

- 医師確保・偏在是正に資する医師確保の取組については、医師少数県は多額の一般財源を投入している状況にある。（例えば、令和7年度の岩手県医師確保関連事業に要した費用は1,321百万円であるが、うち980百万円は地域医療介護総合確保基金を充当しているものの、その他は一般財源により支出している。）
- 医師少数県の多額の財政負担を踏まえ、普通交付税における医師少数県に対する重点配分の実施や修学資金に対する特別交付税措置（現在は1億円を上限に、奨学金または貸付金の3割、医師少数県については5割を措置）率の引上げにより、一層の財政支援の拡充を行うことが必要。
- 新たな地域医療構想や地域包括ケアシステムを着実に推進するため、地域医療介護総合確保基金による安定した財源確保が必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。

#### 2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置するなど、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 地域において必要な医療を提供するために都道府県が設置している診療所に対しての一般会計からの繰出について、市町村立診療所と異なり、地方財政措置がなされていないため、市町村と同様に地方財政措置が必要。
- 令和8年度の診療報酬改定においては、賃上げや物価への対応の他、急性期・高度急性期入院医療など病院ごとの医療機能の役割に応じた見直し、救急医療など重点的な対応が求められる各分野での対応について、一定の措置が行われたが、へき地医療や高度・先進的な医療など公立病院等が果たす役割についても考慮し、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

### 3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

### 4 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保

- 令和6年度は16の県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の74.3%に留まり、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 令和8年度も、令和7年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な16事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

### 5 医療施設等設備整備費補助金及び医療施設運営費等補助金の予算確保

- 医療施設等設備整備費補助金について、令和6年度は延べ37件の補助を行ったが、補助金交付決定額は事業計画額の53.8%に留まり、令和5年度以降、補助金交付決定額が当初事業計画額を大幅に下回る状況が続き、事業内容の見直しや医療機関等の自己負担増への対応を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 令和8年度も、令和7年度に引き続き、へき地診療所等の医療提供体制を確保するために不可欠な設備整備に同補助金を活用することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。
- 医療施設運営費等補助金について、令和6年度は延べ41件の補助を行ったが、補助金交付決定額は事業計画額の89.4%に留まり、令和6年度以降、補助金交付決定額が当初事業計画額を大幅に下回る状況が続き、各事業における運営体制の再検討や医療機関等の負担増加を招くなど、多大な支障。
- 令和8年度も、令和7年度に引き続き、地域における医療施設の安定的な運営を確保するために同補助金を活用することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

### 6 周産期医療の確保に対する支援

- 周産期母子医療センターにおけるMFICU、NICU、GCUは、ともに不採算部門であり、平成22年度の国庫補助制度拡充により、財政支援の充実強化が図られたところであるが、依然として、運営費の不採算を解消するには至っていないことから、周産期母子医療センターの財政負担を軽減することが必要。

(H13年度以降) H21年度まで	総合周産期母子医療センターの運営に要する経費に対し補助。
H22年度	○地域周産期母子医療センター運営に要する経費についても、補助対象として拡充。 ○これまでのMFICUを基準とした補助に加え、NICU、GCUに対する補助を追加。 ○母体救命体制を整備するための「母体救命強化加算」を創設。
H23年度	「麻酔科医配置加算」「臨床心理技術者配置加算」を創設。

## 【県政】

- 国の令和6年度及び令和7年度補正予算では、「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」の中に、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する事業や、特に分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援する事業が創設されたが、周産期母子医療センターは既存の補助事業を受けているため支援の対象外とされている。
- 分娩数が減少する中で、各地域の医療資源の状況に合わせて、普通分娩から比較的高度な周産期医療までを担う地域周産期母子医療センターの機能は重要であることから、同センターの機能を維持していくため、周産期母子医療センターへの支援の拡充が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室

## 32 医師の働き方改革の推進

## 【現状と課題】

## 1 医師の働き方改革による地域医療への影響・課題等に関する詳細な実態調査と必要な方策の実施

## ○ 医師の働き方改革関連の動向

令和6年4月から、医師の時間外労働の上限規制と追加的健康確保措置（連続勤務時間28時間と勤務間インターバル9時間等）が施行され、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師のみ、年960時間超の時間外・休日労働が可能となる（連携B、B、C水準）。

## 【医師の時間外労働の上限時間】

医療機関に適用する水準	年の上限時間	休息時間の確保	面接指導
A水準（一般労働者と同程度）	960時間	努力義務	義務
連携B水準（医師を派遣する病院）	1,860時間	義務	
B水準（救急医療等）	※2035年度末まで		
C-1水準（臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2水準（高度技能の修得研修）			

## ○ 令和6年度医師の働き方改革の施行後状況調査結果

① 医師の働き方改革の施行に関連した大学・他医療機関から派遣されている医師の引き揚げ（派遣医師数の減少）があった医療機関数

300 医療機関（53%）

② 医師の働き方改革の施行に関連した自院の診療体制の縮小があった医療機関数

266 医療機関（47%）（うち、38 医療機関が地域医療に影響がでると回答（0.7%））

③ ②のうち医師の引き揚げに関連した自院の診療体制の縮小があった医療機関数

82 医療機関（15%）（うち、15 医療機関が地域医療に影響がでると回答（0.3%））

○ 本県の特定労務管理対象機関の指定状況（令和8年4月時点）は、連携B水準が1病院、B水準が5病院となっており、これら全ての病院において、特定労務管理対象機関の指定期間の更新（令和9年度以降）を予定しているほか、新たに1病院が指定を希望している。

## ○ 岩手医科大学附属病院 医師労働時間短縮計画

対象医師がいる診療科医師の年間の時間外・休日労働時間数（平均）

診療科	R 5 実績	R 7 暫定実績	増 減
心臓血管外科	707 時間 56 分	878 時間 29 分	170 時間 33 分
呼吸器外科	621 時間 27 分	396 時間 09 分	▲225 時間 18 分
救急科	455 時間 42 分	597 時間 00 分	141 時間 18 分
小児科※	—	311 時間 48 分	

※ 小児科の就労実績を踏まえ、計画に追加。

○ 医師不足地域が多い本県では、各医療機関の診療体制は岩手医科大学附属病院や東北大学病院に所属する医師による診療応援で確保しているが、大学病院の勤務医は、他の医療機関の医師と比較して低い処遇となっていることから、それを補うため、副業的に診療応援を行っている実情がある。

## 【県政】

- 医師の働き方改革の影響で診療応援ができなくなることによって、十分に収入を得られない大学病院には医師が集まらなくなり、大学病院の診療体制を確保することが困難となっている。
- 県立病院への大学からの派遣医師数は減少しており、一部の県立病院において、診療体制を縮小している状況にある。

### 【県立病院における岩手医科大学医局所属医師数】

年 度	R 5	R 6	R 7
医師数	305 名	295 名	290 名

- 岩手医科大学附属病院は、他の東北の大学附属病院と比べて病床数が多く（岩手：950、弘前：636、秋田：615、山形：637、福島：778）、相当数の医師が必要とされる上、県立病院等他の多くの病院に医師の派遣も行っているため、当該病院の医師数が充足されないと、地域医療の中核機能を担うことが困難になる可能性があり、大学病院医師の確保策の強化が必要。

## 2 医師の働き方改革の国民への周知

- 「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」の設立（R元11月～）
  - ・ 医師に対する制度の周知や意識醸成のための研修会の開催
  - ・ 関係機関における取組状況等を共有するための会議の開催  
（R5年度：県民みんなで支える岩手の地域医療推進大会を開催（令和6年1月30日））
  - ・ 県民向けリーフレットの作成及び県内医療機関やコンビニ等への配布

- 岩手県医療勤務環境改善センターの取組概要

項 目	令和7年度活動実績
医療機関への個別支援	・ 訪問による相談対応（37 医療機関） ・ 講師派遣（5 医療機関） ・ アドバイザー派遣（13 医療機関）
研修会の開催	センター主催研修会(岩手労働局共催) 1 回
勤務環境改善計画の策定支援	・ 計画策定医療機関数 74 病院/87 病院（策定率 85%）

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室

## 33 薬剤師確保に向けた財政措置の拡充

### 【現状と課題】

#### 1 薬剤師の偏在

- 令和5年6月に公表された薬剤師偏在指標によると、岩手県の病院薬剤師は現在及び人口減少等を考慮した将来いずれも薬剤師少数都道府県となっており、病院薬剤師の確保が喫緊の課題である。
- 病院薬剤師は9医療圏中7圏域が薬剤師少数区域、薬局薬剤師は2圏域が薬剤師少数区域、県全体としては一部地域に薬剤師が集中しており、業態偏在及び地域偏在が生じていることから、偏在解消の取組を行う必要がある。

#### 2 薬学生の減少

- 岩手県出身者の薬学部在籍者数は減少しており、平成30年に比べて令和7年は6.5割程度の人数となっている。
- 県内学生に対し薬学部への進学や、他県出身薬学部生に対し本県での就職を誘因する必要がある。

#### 3 薬剤師の確保

- 厚生労働省は、令和5年6月に薬剤師確保計画ガイドラインを公表し、都道府県は、本ガイドラインで示す薬剤師確保計画の考え方や構造を参考に、地域の実情に応じた実効性のある計画の策定に努めることとされた。
- 国のガイドライン等を踏まえて、令和6年3月に「岩手県保健医療計画」の一部として「岩手県薬剤師確保計画」を策定し、総合的に薬剤師確保のための施策を推進するとしたところ。
- 薬剤師確保のための施策として、令和8年度から新たに地域医療介護総合確保基金を活用した病院薬剤師奨学金償還支援事業を実施するが、医師、看護師等医療従事者等の確保・養成のため既に多くの基金事業を実施しており、財源の確保が課題となっている。
- 病院薬剤師の業務に関して、より理解を深めてもらい、就業へつなげていく必要があるが、臨床研修の実施について、小規模病院等では、研修プログラムの策定や研修費用が負担となっている。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

## 34 新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する支援

### 【現状と課題】

#### 1 現状

- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用については、令和5年度までは全額公費負担であったが、令和6年度については、65歳以上の方及び60歳から64歳で重症化リスクが高い方は定期接種（B類）となり、自己負担額が7,000円となるよう国が助成していた。
- 令和7年度については、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る接種費用の3割について、普通交付税措置を講じるが、本助成については実施しない旨の連絡が令和7年4月にあった。
- 従来の季節性インフルエンザワクチン等の定期接種については、県内全ての市町村において、被接種者の自己負担を軽減し接種率の向上を図っており、市町村の定期接種の実施にかかる費用については、地方財政措置されている（A類は9割、B類は3割程度）。

#### 2 課題

- 令和7年度の新型コロナウイルスワクチン定期接種の自己負担額は、市町村が独自に自己負担軽減措置を行ったことにより軽減したものの、季節性インフルエンザワクチンと比較すると接種者の自己負担額が大きく、接種率についても低調であったことから、季節性インフルエンザと自己負担額が同程度となるように財政的支援が求められること。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

## 35 診療報酬の改定等

## 【現状と課題】

## 1 安定した病院経営のための診療報酬引上げ

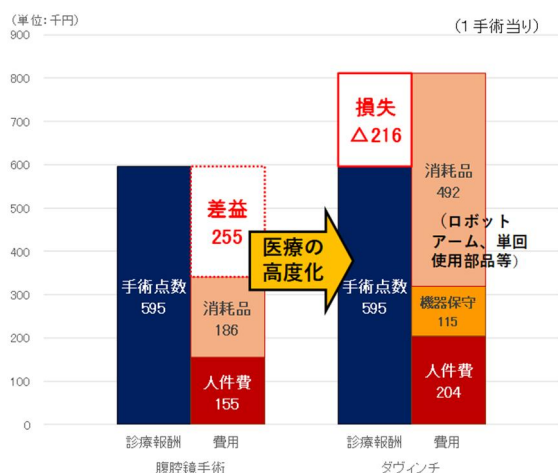
- 令和8年度診療報酬改定は、診療報酬本体+3.09%の大幅なプラス改定であり、このうち、賃上げ対応分は+1.70%を占めており、対象職員の拡大、令和6年度報酬改定のベースアップ評価料算定医療機関の優遇及び段階的評価等が措置されているなど、賃上げ・物価高騰への対応を柱に、急性期病院の再編、物価対応料の新設など、多くの新しい仕組みが導入されたところ。
- 一方で、医療従事者の賃金は依然として低い水準にあり、今回の診療報酬改定をもってしても、医療人材を安定的に確保しつつ、医療の高度化・専門化に対応した医療機器等の設備投資を図りながら、住民ニーズに対応した適切な医療を提供しながら、持続可能な病院経営が可能となるよう、入院基本料など更なる引上げが必要である。

## 2 医療の高度化等に伴う診療報酬の適正な評価

## (1) 高度医療の実施に係る適正な評価

- 手術支援ロボットの優位性（低侵襲性、早期回復）が確立され、治療の標準化が進んでいる。
- 高額な機器導入・保守費用が発生する一方、診療報酬上の手術点数が従来の腹腔鏡手術と同額に設定されているケースが多く、医療技術に対する適正な評価が不可欠である。
- 高度医療の象徴である手術支援ロボットの手術料にコストが十分に反映されていない。
- 県立病院の腹腔鏡手術と手術支援ロボットの手術点数に包括される費用を比較すると、腹腔鏡手術の診療報酬と費用の差益が255千円であるのに対し、手術支援ロボットを用いた場合は、機器保守やアームに使用する高額な専用器具などの消耗品の費用が高額であるため、損益が216千円となり、高度医療の象徴である手術支援ロボットの手術料にコストが十分に反映されていない。

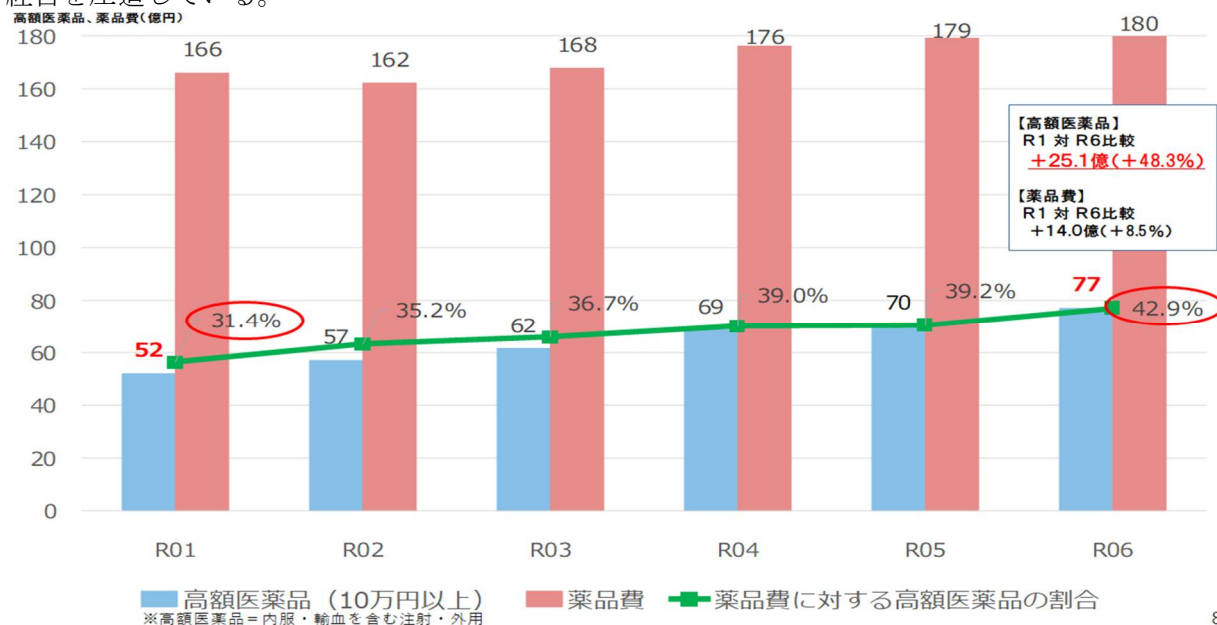
腹腔鏡手術と手術支援ロボットの手術点数に  
包括される費用の比較（岩手県立病院の場合）



- 今回新設された加算で得られる収益が3,000万円程度（年200件実施の場合）であり、県立中央病院において導入するda Vinci5においては、年間の保守料相当額程度であることから、加算で得られる収益は、高度医療に対応した適正な評価が得られるよう、診療報酬や地財措置により、持続可能な医療提供体制の構築に向けた適正な評価が必要である。

## （2） 外来化学療法等の高額薬品を使用する医療への適正な評価

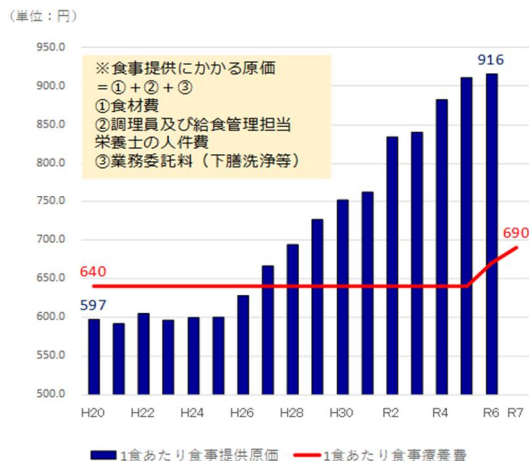
- 高額医薬品の薬価は下げ続けている中、抗がん剤や難病治療薬の使用量・費用は増加している。高額医薬品を用いた治療は患者にとって有益なものであり、患者負担が高い一方、病院事業にとって収益性は良いものではなく、見かけの収益が向上しても、殆どは薬品代に消え経営的には苦しい状況にある。
- 患者数の減少にも関わらず、医薬品に係る費用は年々増加し続けており、令和元年と令和6年を比較すると14.0億円増加している。中でも、医薬品総費用に対する高額医薬品は、令和元年から令和6年の6年間で25.1億円、48.3%増加した。薬品費に占める高額医薬品の割合は、医薬品全体の半数の割合に迫る勢いとなっており、高度医療の進捗に伴う高額医薬品の使用量の増加が経営を圧迫している。



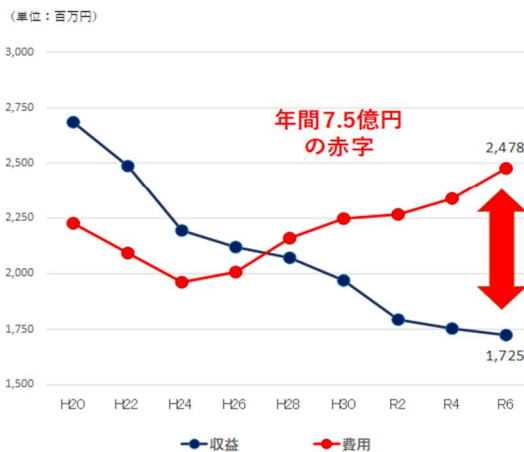
## （3） 入院時の食事療養費の引上げ

- 約30年間据え置かれてきた入院時食事療養費は、令和5年度、令和6年度の直近2年間で1食あたり50円（R5:30円増、R6:20円）の増額が実施され、令和8年度診療報酬改定ではさらに40円増額されたものの、このレベルの対応では、原価上昇分を補填できない状況にある。
- 入院時食事療養費と食事提供にかかる1食当りの原価を比較すると（岩手県立病院の場合）、平成20年度は食事提供原価597円、食事療養費640円であるのに対し、令和6年度は食事提供原価916円、食事療養費670円となっており、令和7年度に食事療養費は690円に増加したものの、食事療養費の増額が累積した原価上昇分を補填できていない。
- 例えば、県立病院における給食管理部門の運営状況を見ると、令和6年収益が1,725百万円に対し、費用は2,478百万円となり、年間7.5億円の赤字となっている。原価割れによる赤字運営が続く中で、物価高騰で赤字が拡大しており、入院時食事療養費の適正な引き上げが必要である。

入院時食事療養費と食事提供にかかる  
1食あたり原価の比較（岩手県立病院の場合）



給食管理部門の運営状況（収益と費用）の推移



3 診療報酬による消費税の適正な補填等

○ 医療機関においては、医療機器や医療材料等を購入する際に負担した課税相当分を患者に転嫁できないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じている。

例えば、県立病院等においては、消費税が導入された平成元年度から令和5年度までの間の累計の消費税負担額は総額866億円余であるのに対し、診療報酬の引上げにより補填されたと推計される額及び一般会計からの地方消費税相当分の繰入れにより補填されたと推計される額の合計は637億円余で、実質的な負担額は229億円程度と試算している。

消費税等負担額一覧表

補填額推計  
67,839,114千円

区分	平成元年度から平成17年度まで	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
消費税等負担額	32,019,435千円	1,969,678千円	1,843,744千円	1,830,682千円	1,831,390千円	1,786,640千円	1,852,457千円	1,945,937千円	4,614,054千円	3,534,031千円
うち 収益の収支分	26,531,728千円	1,560,980千円	1,583,807千円	1,586,313千円	1,601,863千円	1,540,689千円	1,605,026千円	1,683,360千円	2,724,964千円	2,853,628千円
資本的収支分	5,487,707千円	408,698千円	259,937千円	244,369千円	229,527千円	245,951千円	247,431千円	262,577千円	1,889,090千円	※ 680,403千円
診療報酬補填額(推計)	17,260,568千円	1,036,850千円	1,031,428千円	1,037,113千円	1,068,242千円	1,080,685千円	1,124,478千円	1,137,690千円	2,293,997千円	2,313,828千円
実質消費税等負担額	14,758,867千円	932,828千円	812,316千円	793,569千円	763,148千円	705,955千円	727,979千円	808,247千円	2,320,057千円	1,220,203千円
一般会計補填分(地方消費税分)	3,107,283千円	340,167千円	311,119千円	318,381千円	373,881千円	338,113千円	356,499千円	353,572千円	358,422千円	594,778千円
一般会計補填分を差引いた負担額	11,651,584千円	592,661千円	501,197千円	475,188千円	389,267千円	367,842千円	371,480千円	454,675千円	1,961,635千円	625,425千円

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
消費税等負担額	3,535,183千円	3,831,429千円	3,559,521千円	4,054,341千円	4,389,226千円	4,553,527千円	4,681,310千円	4,880,646千円	4,796,689千円	91,509,920千円
うち 収益の収支分	2,882,370千円	2,878,548千円	2,915,983千円	3,371,256千円	3,684,776千円	3,880,642千円	4,072,820千円	4,246,500千円	4,196,753千円	75,402,006千円
資本的収支分	652,813千円	952,881千円	643,538千円	683,085千円	704,450千円	672,885千円	608,490千円	634,146千円	599,936千円	16,107,914千円
診療報酬補填額(推計)	2,310,330千円	2,322,000千円	2,372,555千円	2,843,956千円	3,135,539千円	3,240,683千円	3,338,351千円	3,325,616千円	3,392,960千円	55,666,869千円
実質消費税等負担額	1,224,853千円	1,509,429千円	1,186,966千円	1,210,385千円	1,253,687千円	1,312,844千円	1,342,959千円	1,555,030千円	1,403,729千円	35,843,051千円
一般会計補填分(地方消費税分)	751,283千円	743,377千円	707,789千円	709,938千円	731,721千円	401,844千円	371,729千円	642,164千円	660,185千円	12,172,245千円
一般会計補填分を差引いた負担額	473,570千円	766,052千円	479,177千円	500,447千円	521,966千円	911,000千円	971,230千円	912,866千円	743,544千円	23,670,806千円

- 平成 26 年 4 月に消費税率が 8 %に引き上げられた際、増税相当分を手当てするため診療報酬の改定（主に基本診療料）が行われたが、平成 30 年に診療報酬による消費税増税分の補填不足が判明し、特に公立病院等の補填率は 69.5%と、他の設置主体の医療機関と比べ最も補填不足となっている状況。
- 令和元年 10 月からの消費税率 10%の引上げに対応するため、診療報酬においても、過去に 5 %から 8 %に引き上がった部分も含めた 5 %から 10%の部分について、より正しい補填となるよう配点のうえ改定されたが、令和 7 年度における補填状況の把握結果では、公立病院等の補填率は 83.2%であり、令和 5 年度が 89.4%、令和 6 年度が 84.6%であったことを考慮すると、補填率は年々減少傾向となっていることに加え、他の設置主体の医療機関が 100%を上回る補填状況の中で、公立病院等は補填不足となっている状況であることが明らかである。

また、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補填状況を把握し検証することとされたものの、全体の補填率の状況から、令和 6 年度診療報酬改定で上乗せ点数の見直しは行わなかった。

### 令和 7 年度 補てん状況把握結果③ 【一般病院：開設主体別】

(1施設・1年間当たり)

令和 6 年度	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乗せ分 (A)	43,912千円	29,905千円	84,146千円	71,274千円	46,529千円
5%相当負担額 (B)	41,636千円	25,292千円	77,621千円	85,648千円	40,916千円
補てん差額 (A-B)	2,276千円	4,613千円	6,525千円	▲ 14,374千円	5,613千円
補てん率 (A/B)	105.5%	118.2%	108.4%	83.2%	113.7%
医療・介護収益 (C)	3,347,729千円	2,171,650千円	6,251,532千円	5,829,678千円	3,457,431千円
医療・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.07%	0.21%	0.10%	▲0.25%	0.16%
集計施設数	(580)	288	22	126	432
平均病床数	(186)	139	274	224	170
令和 5 年度	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乗せ分 (A)	43,002千円	29,109千円	82,093千円	70,564千円	45,720千円
5%相当負担額 (b)	40,551千円	24,731千円	73,713千円	83,392千円	39,959千円
補てん差額 (A-b)	2,451千円	4,378千円	8,380千円	▲ 12,828千円	5,762千円
補てん率 (A/b)	106.0%	117.7%	111.4%	84.6%	114.4%
医療・介護収益 (c)	3,274,942千円	2,131,540千円	6,060,813千円	5,669,780千円	3,382,048千円
医療・介護収益に対する補てん差額の割合((A-b)/c)	0.07%	0.21%	0.14%	▲0.23%	0.17%
集計施設数	(581)	288	22	126	433
平均病床数	(186)	138	274	224	170

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

8

#### 4 医療従事者の不足等、地方の実情に応じた施設基準の取扱い

令和 8 年度診療報酬改定では、特定集中治療室 (ICU) を有する病院が担う医療機能の実績に応じた評価を行う観点から「特定集中治療室管理料」について大幅な見直しが行われ、救急搬送件数・全身麻酔手術件数の実績要件の新設等とともに、宿日直医師を含む治療室の範囲・施設基準等が見直されたところであり、宿日直を行う医師を含む専任の医師であっても上位の施設基準を取得することを可能とする要件の緩和（見直し）がされたところ。

一方で、令和 6 年度診療報酬改定により、「特定集中治療室管理料」とともに従事する医師の要件の厳格化のあった「救命救急入院料」においては、要件の見直しがなかったことから、例えば、医師偏在指標が全国で低い地域など、医療従事者の不足が深刻な地域において、医師の働き方改革を行いながら、地域医療を維持するための救急医療提供体制の確保を図るうえで、これらの施設基準の取扱いにおいては、地方の実情に配慮することが必要である。

## 5 同一の開設者である公立病院に係る診療報酬上の取扱い

医療資源の状況等から、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を公立病院が担う必要がある地域においては、実情を勘案し、同一の開設者である公立病院間において転院の入院期間を通算しないことや救急患者連携搬送料等の診療報酬を算定できることが、地域医療を確保しながら、公立病院が持続可能な経営基盤を確立する上で必要である。

## 6 人材確保等に向けた適正な賃金水準に対する財政支援

- 県立病院における給与改定影響額は、令和6年度30億円、令和7年度は28億円を見込んでおり、2年連続で過去に例のない規模となっているが、その財源として設定された令和6年診療報酬のベースアップ評価料は7億円弱に留まり、令和6年度においては23億円の収支ギャップが生じた。
- 令和8年度診療報酬の改定率は3.09%であり、うち、賃上げ分は+1.7%となった（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度は1.23%増、令和9年度は2.18%増）。今回の賃上げ措置は、幅広い医療関係職種において物価上昇を超える賃上げを実現するためのものであり、さらに、看護補助者と事務職員に対しては、他産業との人材獲得競争に直面していることも踏まえた上乘せ措置を講じるものである。しかしながら、人口減少が続く地方の病院については十分とは言いがたい。
- 令和7年度のベースアップ評価料は、当該年度の給与アップ分に対するものに限られ、令和6年度にアップした給与費は既往の収入で賄う制度設計であり、例えば、県立病院等においては、令和7年度は2年間の給与アップで、約50億円の収支ギャップが生じる見込みである。
- 地域医療に従事する医療従事者の流出防止や、地域個々の医療ニーズに対応が可能である人材の確保に向けて財政的支援・体制の構築が必要である。

【県担当部局】医療局 医事企画課、経営管理課  
保健福祉部 医療政策室

## 36 医療分野におけるデジタル化の推進について

### 【現状と課題】

#### 1 電子カルテの導入・維持・更新における診療報酬上の評価の拡充や財政措置の実施

- 国の医療DX推進本部が公表した「医療DXの推進に関する工程表」では、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）の整備について、2024年度中に開発に着手し、遅くとも2030年には概ね全ての医療機関における導入を目指すとされたところ。
- 電子カルテ情報の共有化により、医療の質の向上に向けて効果が期待できるため、標準型電子カルテの整備を早期に推進する必要があるが、導入・維持・更新や、保守対応期間の終了に伴うベンダー変更時において、多額の経費が生じることから、医療機関の負担軽減が必要。
- 令和8年度診療報酬改定において「電子的診療情報連携体制整備加算」等が新設されるなど、システム機能等に対する診療報酬上の評価は一定程度見られるものの、医療機関において最も負担の大きい電子カルテシステムに対する診療報酬上のはっきりとした評価は見られない。維持運営する為の費用（病床1床あたり導入費1,700千円、更新費1,300千円、維持費1,000千円）は各医療機関の負担となっており、診療報酬上の明確な評価の拡充や、財政措置が必要。

#### 2 健康保険のオンライン資格確認と電子処方箋等と電子カルテ情報共有サービス等の導入・安定運用に向けた財政措置の拡充

- 原則義務化とされたオンライン資格確認については、令和6年12月に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証の利用率は増加傾向にあるものの、維持運営するための費用は各医療機関の負担となっている。
- システム整備後においても、継続的に保守管理費（オンライン資格確認年間約8百万円、電子処方箋年間約4百万円）が発生するほか、概ね5年程度の頻度で機器等の更新費（初期構築費と同程度）が発生すること。
- 令和8年度診療報酬改定により、「電子的診療情報連携体制整備加算」等が新設されたものの、導入費や制度の周知に向けた人員配置などの医療機関側の負担や、利用する国民の認識不足等により、加算の実績要件を満たす水準に至らない医療機関も散見されており、継続的な運用を行うには更なる財源支援の拡充が必要。
- また、随時拡張機能が追加される計画となっている電子処方箋の運用では、電子カルテシステムと連携するための改修や追加機能への対応の都度、多大な改修費用や業務負担が生じるため、財政措置が必要な状況。
- 医師がHPKIカードを取得することを前提とした仕組みは、HPKIカードの取得、維持・更新管理、認証作業等、医師や医療機関の負担が大きいため、見直しが必要。
- 医療現場が混乱することのないよう医師個人による署名に代えて、組織（医療機関）による署名とすることが必要。
- 電子カルテ情報共有サービスについても、国からの補助は初期費用の一部に限られており、維持運営する為の費用は各医療機関の負担となっている。

- さらに、現時点においても国から最終的な仕様が明確に示されていないため、医療機関側では具体的なシステム改修費用や作業工程の全体像を把握できず、多額の経費や多大な労力が突発的に発生することが懸念されている。医療機関が適切に準備を進められるよう、予見可能性を確保するための迅速な情報提示とともに、負担軽減に向けた手厚い財政措置が必要。

【参考】岩手県の医療機関における電子カルテ導入状況（全体導入済の医療機関）

	病院	診療所
全国	58.1%	43.3%
岩手県	53.8%	42.8%

（令和5年医療施設調査(静態)より）

### 3 医療機関のサイバーセキュリティ対策に対する財政措置の拡充

- 令和5年3月に医療法施行規則が改正され、病院及び診療所は医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならないとされたところ。
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版により、二要素認証の導入をはじめとした院内ネットワークの安全性の確保、バックアップ体制の整備について強化する上では、システム開発費やサーバ・端末・ネットワーク機器の増加、人員の確保などの導入費用や、システムの機能追加、継続的に発生するハード・ソフト両面の保守コストの増加（初期構築費用の10%程度）が見込まれる。あわせて、ガイドラインに基づくサイバーセキュリティの専門的人材の育成に向けた、教育研修体制の整備・拡充が必要。
- なお、サーバ・端末・ネットワーク機器は概ね5年程度で更新が必要であり、定期的な更新費用（初期構築費と同程度）が見込まれる。
- サイバーセキュリティ対策については、新たに新設された「電子的診療情報連携体制整備加算」等の要件にも含まれているが、費用負担の大きさ等から要件を満たす水準に至らない医療機関も散見される。医療機関の継続的な運用を確保するための手厚い財政措置が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室  
医療局 医事企画課

## 農林水産省

## 37 国と地方の連携による食料安定供給の確保

## 【現状と課題】

## 1 食料安全保障の強化

- 世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少など、食料・農業・農村をめぐる諸情勢が変化中、過度に輸入に依存する構造を改め、輸入食品原材料の国産転換やこれに対応し得る産地形成、生産資材の国内代替転換等を進め、更なる食料安全保障の強化を図ることが必要。

《我が国の食料自給率の推移（カロリーベース）》

S40	S50	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
73%	54%	39%	38%	38%	37%	38%	37%	38%	38%	38%	38%

《我が国と諸外国の食料自給率（カロリーベース・農林水産省試算）》

カナダ	オーストラリア	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア	スイス	日本
177%	247%	101%	118%	79%	59%	52%	46%	38%

## 【「食料安全保障強化政策大綱」の概要】

過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充することとして改訂。

- (1) 食料安全保障の強化
  - ア 食料安定保障の強化に向けた構造転換の実現（過度な輸入依存からの脱却）
  - イ 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現
  - ウ 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現
  - エ 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和
- (2) スマート農林水産業等による成長産業化
- (3) 農林水産物・食品の輸出の促進
- (4) 農林水産業のグリーン化

## 2 国内生産の増大

- 国民への食料の安定供給に向け、食料や生産資材について、過度な輸入依存を低減していくため、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、海外依存度の高い品目の生産拡大を推進するなどの構造転換を進めていくことが必要。

《農業産出額の推移》

(単位：億円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
岩手県	2,352	2,494	2,609	2,693	2,727	2,676	2,741	2,651	2,660	2,902	3,269
全国	83,639	87,979	92,025	92,742	90,558	88,938	89,370	88,384	90,015	94,878	107,801

【「食料・農業・農村基本計画」の概要】

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針（抜粋）

「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とし、これと併せて、国内生産だけでは賚えない食料の安定的な輸入の確保、凶作や輸入の途絶等の不測の事態に備えた備蓄を図ることにより行われる。

3 合理的な価格形成の実現及び国民理解の醸成

- 生産資材価格が高騰する中、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、地域経済を活性化し、消費者の購買力を高めていくことが重要。
- 農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需要に応じて価格が決定されることから、国において、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した合理的な価格形成・取引を推進するための実効性のある対策を講じることが必要。

【「食料・農業・農村基本計画」の概要】

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針（抜粋）

国として食料の総量を確保するだけでなく、「国民一人一人の食料安全保障」を確保するためには農業者、食品事業者、消費者等、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築して、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料システムの中で重要な役割を担っている食品産業の持続的発展を図るとともに、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成を推進する。

4 地方の実情を踏まえた「食料・農業・農村基本計画」の推進と農業構造転換集中対策の予算確保

- 国は、国民生活の安定と安心の基盤を支える役割を担う食料・農業・農村について、食料供給の現場である地方の実情に応じた施策の充実・強化を図り、国と地方の連携による持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう取り組んでいくことが必要。
- 食料自給率が100パーセントを超える岩手県は、引き続き、我が国の食料供給基地としての役割を果たしていくことが重要と認識。

《岩手県の食料自給率の推移（カロリーベース）》

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
105%	111%	110%	103%	101%	106%	107%	105%	108%	106%	109%

《食料自給率の全国順位（カロリーベース・令和5年度）》

1位	2位	3位	4位	5位	6位
北海道 (213%)	秋田県 (202%)	山形県 (148%)	青森県 (123%)	新潟県 (114%)	岩手県 (109%)

- 我が国の食料供給の現場である地方と国が一体となって、総力を挙げて取り組んでいくため、「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、食料供給の現場である地方の実情を十分に踏まえるとともに、農業構造転換集中対策を着実に実施するための予算の確保が必要。

《農業構造転換集中対策の主なR8事業費とR9以降の事業費見通し》 (億円)

区分	R8	R9	R10	R11
農地の大区画化等	73	80	80	80
共同利用施設の 再編集約・合理化	11	60	41	25
合計	84	140	121	105

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

## 38 農林業における「産地対策の充実・強化」

## 【現状と課題】

## 1 水田政策の見直しへの対応

国では、水田政策を令和9年度から根本的に見直すこととし、「水田活用の直接支払交付金」については、作物ごとの生産性向上等への支援に転換する等の方針を提示。今後、現場の実態を調査・検証した上で、制度の詳細を検討することとしている。

## 【水田政策の見直しの方向性について（抜粋）】

- ・ 水田活用の直接支払交付金については、令和9年度以降は作物ごとの生産性向上等への支援に転換し、「5年に一度の水張り要件」は求めない。
- ・ 米については、輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米（輸出用米）や米粉用米等を支援する。
- ・ 国産飼料については、生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産を振興する。
- ・ 麦、大豆、飼料作物については、水田・畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。
- ・ 県や地域で用途を設定することができる産地交付金については、水田・畑に関わらず、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとすることを検討する。
- ・ 予算については、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。

## 2 水田等を有効に活用した産地対策の充実・強化

## (1) 経営所得安定対策等の予算措置

- 意欲ある担い手が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分な予算の措置が必要。

## (2) 水田活用の直接支払交付金の予算措置

- 今後も、需要に応じた生産を推進するためには、「水田活用の直接支払交付金」を最大限に活用し、飼料用米や大豆への転換、野菜・花き等の高収益作物の生産拡大を進めていくことが重要であり、安定的な予算の確保とともに、十分な予算の措置が必要。

《本県への交付額》

(単位：億円)

区分	対象作物	R2	R3	R4	R5	R6
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	麦、大豆、そば、なたね	22.1	24.5	24.4	21.8	23.9
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラン対策）	米、麦、大豆	0.0	17.7	7.0	0.0	0.0
水田活用の直接支払交付金	飼料用米等	126.8	132.1	119.5	112.4	114.7
合計		148.9	174.3	150.9	134.2	138.6

《国の予算状況》

(単位：億円)

区分	R4	R5	R6	R7	R8
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	2,058	1,984	1,992	2,024	1,924
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラン対策）	683	528	419	446	468
水田活用の直接支払交付金	3,050	2,918	2,883	2,760	1,612
経営所得安定対策等推進事業	90	72	71	71	70
合計	5,881	5,502	5,365	5,301	5,074

## (3) 「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「麦・大豆生産技術向上事業」の継続

《畑作物産地形成促進事業の要望額と内報額》 (単位：千円)

年度	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
R5	1,781,006	1,738,658	98
R6	1,868,490	388,274	21
R7	960,162	802,514	84

《コメ新市場開拓等促進事業の要望額と内報額》 (単位：千円)

年度	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
R5	446,164	417,325	94
R6	462,900	266,657	58
R7	309,707	309,707	100

《麦・大豆生産技術向上事業の要望額と内報額》 (単位：千円)

年度	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
R5	10,759	10,759	100
R6	955	955	100
R7	56,093	56,093	100

※令和8年は麦類生産技術向上事業に変更。

## (4) 「畑地化促進事業」の継続

《畑地化支援・定着促進支援（令和8年産）》

対象作物	1 畑地化支援	2 定着促進支援
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば、 野菜、果樹、花き等)	7.0万円/10a	・2.0(3.0 <sup>※2</sup> )万円/10a×5年間 または ・10.0(15.0 <sup>※2</sup> )万円/10a(一括)

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)

※2 加工・業務用野菜等の場合

《畑地化促進事業の要望額と内報額》 (単位：千円)

年度	メニュー	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
R6	畑地化支援	966,205	966,205	100
R7	畑地化支援	306,640	306,640	100
R8	畑地化支援	135,666	—	—

## 3 日本型直接支払制度の予算確保と地方財政措置の充実

## (1) 日本型直接支払制度の取組状況

- 本県では、制度の創設以降、日本型直接支払制度の取組の推進を図っているところであるが、令和8年度の国の当初配分額は、要望額に対し、多面的機能支払で92%、中山間地域等直接支払で100%となっている。
- 人口減少・高齢化が進行する中、農村における地域社会を維持していく上で重要な制度であることから、計画的な取組が可能となるよう、令和9年度の確実な予算措置が必要。

《日本型直接支払制度における国の令和7年度予算配分実績及び令和8年度配分状況》

(単位：百万円)

区分	令和7年度				令和8年度			
	要望額	配分額	充当率	取組面積 (ha)	要望額	配分額	充当率	取組面積 (ha)
多面的機能支払	2,359	2,240	95%	75,247	2,335	2,158	92%	75,769
中山間地域等 直接支払	1,492	1,492	100%	19,724	1,512	1,512	100%	19,738
環境保全型 農業直接支払	99	99	100%	2,408	104	10月配分	未定	2,649
合計	3,950	3,831	97%		3,951	未定	未定	

※ 国費ベース、推進費は含まない。 ※ 多面的機能支払のR7配分額は当初配分額。

## (2) 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方が一定割合を負担する制度設計として、地方財政措置も講じられている。特に、中山間地域等直接支払交付金においては、令和3年度から普通交付税による県負担分への措置率が3分の1から6割に引き上げられ、県の実質負担額の軽減が図られたところ。
- 一方、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するものであることから、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、引き続き地方財政措置の充実が望まれる。

## 4 産地づくりに必要な施設の整備等に対する支援

- 「強い農業づくり総合支援交付金」や「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」による施設等整備は、産地の基盤強化に大きく貢献。
- 令和8年度以降においても、事業実施要望が多く出される見込みであり、国の十分な予算措置が必要。

《「強い農業づくり総合支援交付金」産地基幹施設等支援タイプの配分状況等》

(単位：千円)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
要望額	503,841	764,006	1,211,570	272,525	892,800
配分額	503,841	471,546	520,660	272,525	892,800
配分率	100%	62%	43%	100%	100%

注：R6、7は事業実施なし

《事業実施状況》

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
R3	1地区／3地区※	大型貯乳施設 (R2～R4)
R4	1地区／1地区	乾燥調製施設 (水稲、小麦)
R5	1地区／1地区	穀類乾燥調製貯蔵施設 (水稲)
R8以降に整備予定		農産物処理加工施設 (水稲) 等

※ 不採択地区等：農産物処理加工施設 (小麦、大豆)、乾燥調製施設 (水稲、小麦)

≪「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の配分状況等≫（単位：千円）

区分	R6
要望額	1,170
配分額	1,170
配分率	100%

≪事業実施状況≫

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
R7	1地区／1地区	穀類乾燥調製施設（水稲）の再編集約
R8以降に整備予定		穀類乾燥調製貯蔵施設（水稲）等

≪「産地生産基盤パワーアップ事業」の配分状況等≫（単位：千円）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
要望額	300,364	406,339	168,784	1,122,980	1,188,459	59,594
配分額	300,364	406,339	168,784	22,980	1,188,459	59,594
配分率	100%	100%	100%	2%	100%	100%

注：R7は事業実施なし

≪事業実施状況≫

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
R3	7地区／7地区	ピーマンパイプハウス団地 トマト周年栽培施設（環境制御装置）、乾燥調製施設（大豆）等
R4	2地区／3地区※	トマト環境制御システム、ばれいしょ収穫機等
R5	3地区／3地区	高度環境制御栽培施設、施設野菜ヒートポンプ、乾燥調製施設（大豆）
R6	1地区／1地区	ねぎ集出荷貯蔵施設
R8以降に整備予定		高度環境制御栽培施設、ハウス団地等

※ 不採択地区：高度環境制御栽培施設

## 5 需給対策と適正な価格形成

### （1）米の需給

- 令和7年4月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において、米の生産量を2030年に818万トンまで増産し、輸出货量も2030年に39.6万トンまで増やす目標としており、輸出用米等の販路開拓を進めながら、安定的に米を生産できる仕組みが必要。

≪「食料・農業・農村基本計画」における米の目標（令和7年4月閣議決定）≫

（単位：万トン）

国内仕向量		生産量			
				うち輸出货量	
2023年	2030年	2023年	2030年	2023年	2030年
824	777	791	818	4.4	39.6

出典：農林水産省「食料・農業・農村基本計画」

- 現在、岩手県農業再生協議会において、需要に応じた米生産に着実に取り組んでいるところであるが、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要であることから、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組んでいくことが必要。

- 全国の米の民間在庫量は、令和6年6月末は153万トン、令和7年6月末には158万トンと、適正な水準とされる200万トンを大きく下回る見通しとなっており、集荷の大宗を担う集荷業者に米が集まらず、円滑な流通に支障が生じている状態にあることから、米の需給と価格の安定に向け、引き続き、主食用米の長期保管への支援などの在庫対策、消費喚起等の需要拡大対策が必要。

(2) 米の作付状況

- 主食用米の価格高騰により、令和7年産については、戦略作物等から主食用米に作付転換。

(単位：万 ha)

年産	主食用米	戦略作物等				
		加工用米	新規需要米			
			新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 稲発酵 粗飼料用稲
R7年産 (9月15日時点)	136.7	4.4	0.9	0.4	4.6	4.9
R6年産	125.9	5.0	1.1	0.6	9.9	5.6
前年対比	10.8	▲0.6	▲0.2	▲0.3	▲5.3	▲0.8

出典：農林水産省「米をめぐる状況について」(令和7年10月)

(3) セーフティネット制度

- 現行のセーフティネットについては、収入の減少を補填する制度にとどまり、資材価格の高騰に対応していない。

《米を対象としたセーフティネット》

	取扱機関	対象品目	対象者	補てん 内容	同時加入		
					収入 保険	ナラシ	農業 共済
収入保険	岩手県農業共済 組合(全国農業共済 組合連合会)	農産物全般※ <sup>1</sup>	青色申告を行っている農 業者(個人、法人)	収入 減少	/	×	×
ナラシ※ <sup>2</sup>	岩手県農業再生 協議会	米、麦、大豆、 てん菜、でんぷ ん用ばれいしよ	認定農業者、集落営農、 認定新規就農者	収入 減少	×	/	○

※<sup>1</sup> 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外

※<sup>2</sup> 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金

(4) 主食用米の価格動向

- 米の相対取引価格は、令和7年産(出回りから令和8年2月まで)が36,310円と、前年産比+11,131円(144%)に上昇。

《相対取引価格(全国、全銘柄平均価格)》

(単位：円/玄米60kg)

H30産	R元産	R2産	R3産	R4産	R5産	R6産	R7産
15,688	15,716	14,529	12,804	13,844	15,315	25,179	36,310

出典：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

※ 相対取引価格は、当該年産出回りから翌年10月までの平均、令和7年産は令和8年2月までの価格

(5) 新規需要米等の需要拡大対策及び政府備蓄米の運営

- 米粉用米については、米需要拡大のため、作付け拡大と併せて一層の米粉需要拡大対策が必要。
- 米の輸出は、年々増加しているものの、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の目標を達成するためには、主食用米並みの所得を確保できるよう、地域の取組に加え国全体での更なる取組強化が必要。

《全国の6月末の民間在庫量（生産、出荷及び販売段階）》 (単位：万トン(玄米))

H22	H26	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (国試算)	R9 (国試算)
216	220	200	218	218	197	153	155	221～234	221～249

出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（令和8年3月）

《全国の米輸出実績》 (単位：トン)

R2	R3	R4	R5	R6	R7
19,781	22,833	28,928	37,186	45,112	46,573

出典：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」（令和8年3月）

- 国は、政府備蓄米の運営手法について、毎年検証を行い、適正かつ効果的な備蓄運営に向けて、必要な見直しを行うこととしている。

《米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（農林水産省 令和7年10月公表）》

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

- (4) なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

《政府備蓄米の在庫状況》

売渡し前の在庫状況 (令和7年3月末)	7/8年買入・買戻し前	8/9年 (令和9年6月末)
96万トン	32万トン	53万トン±α

出典：農林水産省「米の需給に関するその他参考資料」（令和8年3月）

(6) ミニマムアクセス米の運用

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合には、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、再生産可能な米価の維持安定に十分な配慮を行うことが必要。

6 主食用米の価格動向等を踏まえた米の支援

- 令和7年産米の相対取引価格の上昇を踏まえると、加工用米や輸出用米、飼料用米等の生産による所得は、主食用米生産と比較し大幅に下回ることが見込まれ、各産地における需要に応じた生産の取組の鈍化が懸念。
- 輸出用米を含めた新市場開拓用米、加工用米等の低コスト生産等の取組を支援する「コメ新市場開拓等促進事業」の十分な予算措置が必要。
- 県農業再生協議会では、令和7年度から産地交付金における県枠メニューの見直しを行い、輸出用米等の新市場開拓用米の加算助成を拡充し、加工用米を対象作物に追加したが、「コメ新市場開拓等促進事業」等と合わせても主食用米並みの所得の確保には至っていない。

《加工用米等に係る県枠メニュー》

R6年度	R7年度
新市場開拓用米（輸出用米等）、米粉用米を作付した場合、作付面積に応じて助成 <b>【助成単価】</b> 10千円/10a	新市場開拓用米（輸出用米等）を作付し、 <u>低コスト生産に取り組む場合</u> 、作付面積に応じて助成 <b>【助成単価】</b> 20千円/10a（上限30千円/10a）
	米粉用米、加工用米を作付し、 <u>低コスト生産に取り組む場合</u> 、作付面積に応じて助成 <b>【助成単価】</b> 10千円/10a（上限20千円/10a）

7 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

- 参議院農林水産委員会の付帯決議に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保、種子の国外流出の防止、特定事業者による種子の独占の防止に万全を期すことが必要。

(第 193 回国会 (常会) (平成 29 年 1 月 20 日～6 月 18 日)) 参議院農林水産委員会の付帯決議

主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議

主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

【略】

- 二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。

【以下略】

- 「稲、麦類及び大豆の種子について（通知）の一部改正について」（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 政統第 2741 号農林水産事務次官通知）に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保に万全を期すことが必要。

稲、麦類及び大豆の種子について（通知）

主要農作物種子法を廃止する法律（平成 29 年法律第 20 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので御了願したい。

【略】

- 6 稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に必要な経費

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。

8 畜産業の体質強化に向けた予算措置

(1) 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく各施策の充実・強化

- 国は、令和 7 年 4 月に「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を見直し。
- 岩手県においては、見直し後の方針との調和を図り、令和 8 年 3 月に「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定し、公表。
- 酪農及び肉用牛の産出額の上位に位置する主産地として、我が国の酪農・肉用牛生産の持続的な発展に貢献していく考え。

≪「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」の概要≫

- 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養頭数の目標

	現在 (R5 年度)	目標 (R12 年度)	R12/R5
生乳生産量 (トン)	197,827 トン	195,000 トン	99%
乳牛総頭数 (頭)	38,700 頭	35,200 頭	91%
肉用牛総頭数 (頭)	87,900 頭	87,900 頭	100%

## ○ 飼料の自給度の向上に関する目標

		現在 (R5 年度)	目標 (R12 年度)
飼料作物の作付面積		47,000ha	47,000ha
飼料の生産量		144,844TDN トン	161,216TDN トン
飼料自給率	乳牛	47.7%	51.6%
	肉用牛	45.0%	45.6%

## ○ 目標達成に向けた取組事項

＜持続可能な酪農、肉用牛生産、県産飼料の生産・利用に関する基本的な考え方＞

## 1 経営規模の拡大

- ・ 畜舎整備や機械導入、離農した空き牛舎等の生産基盤の継承を促進
- ・ TMRセンターやキャトルセンター等の外部支援組織の活用を促進

## 2 生産性の向上

- ・ 分娩間隔の短縮、乳量向上、子牛の事故率低減、暑熱ストレス軽減の取組を支援
- ・ ゲノム技術の活用による牛群更新、ICT活用による省力化

## 3 県産飼料の生産・利用拡大

- ・ 草地・飼料畑の造成・整備、担い手への農地の集積・集約化を促進
- ・ 夏季高温への対応として二毛作の取組、耐暑性に優れた牧草品種導入

- 酪農及び肉用牛生産の現場である地方と国が一体となって、総力を挙げて取り組んでいくため、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の推進に当たっては、地方の実情を十分に踏まえた各施策の充実・強化を図ることが必要。

## (2) 国産飼料の生産拡大や施設の整備等に係る予算措置

- 本県では、関係団体と共に「いわて飼料生産・利用行動指針」を共同宣言し、①作付面積の拡大、②単位面積当たりの収穫量向上、③飼料生産の担い手への農地集積・集約化、④水田での飼料作物の利用促進、⑤外部支援組織の体制強化を重点的に進めることとしており、自給飼料の生産拡大を図るために重要。
- 令和7年度に新たに措置された「飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援」は、高栄養の草種の導入や適切な草地更新等により、地域で作付けする飼料の栄養収量を増加させる飼料生産計画（5か年）を作成、実施する取組を支援する事業であり、計画的な事業の実施に向け、令和8年度以降の事業の継続と十分な予算の措置が必要。
- 本県では、県内全域において本事業を実施することとしており、計画的な事業の実施に向け、令和8年度以降の事業の継続と十分な予算の措置が必要。
- 「草地畜産基盤整備事業」は、草地整備と施設整備を一体的に進めることが可能な事業であり、本県の畜産基盤の強化を図るために重要。
- 令和8年度は、個別経営体のほか、公共牧場での草地整備の要望があり、補助金ベースで約4千万円。  
1地区は、概ね5か年で完了することとされており、計画的な事業の実施に向け、要望額に応じた予算の措置が必要。

## ＜岩手県の「草地畜産基盤整備事業」の要望額と配分額＞

(単位：千円)

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
要望額 A	305,472	210,402	198,731	100,209	58,210	44,470
配分額 B	305,472	210,402	198,731	100,209	58,210	—
配分率 (B/A)	100%	100%	100%	100%	100%	—
国の予算額	2,947,380	3,099,781	3,077,217	2,940,540	333,139	—

- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、事業の継続実施が不透明な中、本県での令和8年度の施設整備の要望は、補助金ベースで約47億円（3経営体）。
- こうしたことから、畜産の生産基盤の強化を図るため、事業の継続と十分な予算の措置が必要。

《岩手県の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の要望額と配分額》（単位：千円）

国の予算区分	R2年度 補正	R3年度 補正	R4年度 補正	R5年度 補正	R6年度 補正要望	R8年度 実施要望
施設整備要望額 A	1,049,439	—	200,085	—	320,566	4,675,000
配分額 B	1,049,439	—	200,085	—	—	—
配分率(B/A)	100%	—	100%	—	—	—
機械導入要望額 C	211,292	189,860	94,311	227,178	195,586	—
配分額 D	207,145	189,860	94,311	227,178	—	—
配分率(D/C)	98.0%	100%	100%	100%	—	—
国の予算額	61,327,000	61,700,000	61,900,000	34,520,000	37,099,000	—

(3) 和牛繁殖雌牛及び乳用初妊牛の増頭への支援

- 本県の肉用牛は、飼養頭数、産出額において、全国トップクラスの地位にあるものの、一戸当たりの経営規模が小さく、生産コストも高いことから、経営体質の強化に向けて、規模の拡大や生産性の向上を進めることが必要。
- 本県では、「肉用牛経営安定対策補完事業」と「生産基盤拡大加速化事業」を活用し、和牛農家及び酪農家の規模拡大が進展。
  - ア 肉用牛経営安定対策補完事業
    - 肉用牛生産基盤の強化及び特色ある肉用牛生産の振興を図るため、優良な繁殖雌牛の増頭等に対して奨励金を交付。
      - ①中核：優良な繁殖雌牛の増頭による中核的経営体の育成支援
        - ：増頭奨励金単価8又は10万円/頭
        - ※ 国の予算措置なし（R6～）
      - ②多様性：遺伝的多様性に配慮した血統の繁殖雌牛の導入支援
        - ：導入奨励金単価6又は9万円/頭
      - ③優良雌：一定の要件を満たした優良な繁殖雌牛の導入支援
        - ：導入奨励金単価4又は5万円/頭
        - ※ 令和5年度まで
    - イ 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）
      - 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の規模拡大を支援するため、優良な繁殖雌牛の増頭に対して奨励金を交付。
        - ① 飼養規模50頭未満：24.6万円/頭
        - ② 飼養規模50頭以上：17.5万円/頭
        - ※ 国の予算措置なし（R6～）
    - ウ 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）
      - 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の規模拡大を支援するため、乳用初妊牛の増頭に対して奨励金を交付（27.5万円/頭）。
        - ※ 国の予算措置なし（R4～）

## 《岩手県における家畜導入事業の実績》

(単位：頭)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (計画)
肉用牛経営安定対策補完事業 (中核的担い手育成)	79	67	42	予算措置 無	予算措置 無	予算措置 無
肉用牛経営安定対策補完事業 (遺伝的多様性)	12	2	0	2	2	—
肉用牛経営安定対策補完事業 (優良雌牛導入)	73	32	18	取組終了	取組終了	取組終了
生産基盤拡大加速化事業 (肉用牛)	591	339	298	予算措置 無	予算措置 無	予算措置 無
生産基盤拡大加速化事業 (乳用牛)	27	予算措置 無	予算措置 無	予算措置 無	予算措置 無	予算措置 無

## 9 家畜伝染病対策への万全な対応

## (1) 感染防止対策の徹底・強化への支援

## ① 高病原性鳥インフルエンザ

- 令和6年シーズンは14道県51事例発生、本県では、1月2日から1月22日まで連続して5事例発生し、飼養鶏約123万羽を殺処分。
- 令和7シーズンは15道府県23事例発生、本県では、2月21日に1事例発生し、飼養鶏約56万羽を殺処分。
- 国は、令和7年9月29日に飼養衛生管理基準を改正し、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域として農林水産大臣が指定する地域(以下「大臣指定地域」という。)を告示。本県では、過去に複数の発生があった盛岡地域、農場が集中している県北6地域の計7地域が指定。
- 国は、本県の発生予防及びまん延防止の強化に向け、令和7年度補正予算で、大臣指定地域における消毒薬の備蓄等への支援策を措置し、県は12月補正予算により17農場における消毒薬の備蓄を支援(補助額2,137千円)。

## ② 豚熱

- 豚熱は、平成30年9月以降、本県を含む24都県で102例の発生が確認されるとともに、43都府県で野生いのししへの感染が確認。(令和8年3月23日現在)
- 本県では、令和6年5月28日に洋野町で初発生(国内92例目)。県では、5月28日に豚熱対策本部を設置して殺処分を開始し、6月17日までに飼養豚19,780頭の殺処分を完了。また、同月20日までに殺処分豚や汚染物品の埋却、農場内の消毒を実施し、防疫措置を完了。
- 本県では、野生いのししの生息域の拡大により捕獲頭数が増加していることから、今年度の捕獲野生いのししの豚熱検査頭数は、計画頭数を上回る見込み。年間を通して検査を継続するため、十分な予算の措置が必要。(単位：頭)

年度	検査計画頭数	検査頭数(年度末)
R5	500	523
R6	500	500
R7	600	617

## (2) 発生時の迅速な防疫措置のための支援

- 令和7年は、本県で高病原性鳥インフルエンザが5例連続して発生。県職員の動員に加え、県内市町村、他県、農林水産省への派遣要請、自衛隊への災害派遣要請、民間業者への作業委託により、殺処分を実施。
- 令和8年は、本県で過去最大56万羽規模への対応となり、民間業者への作業委託の拡充により、殺処分を実施。
- 民間業者への委託費については、国の家畜伝染病予防費負担金や地方財政措置が講じられているが、県の財政負担が大きい。

- 本県には養鶏密集地域があり、大規模農場での発生や複数農場での同時発生等の場合は、自衛隊への災害派遣要請が必要となる場合が想定される。

《殺処分等の作業への従事者数》

(単位：人)

R6	県職員	他道府県	自衛隊・国	市町村	民間委託	他団体	合計
1 例目	2,102	0	0	35	0	1,577	3,714
2 例目	1,293	0	0	52	0	594	1,939
3 例目	3,211	24	573	62	0	370	4,240
4・5 例目	4,242	32	331	154	600	688	6,047
合計	10,848	56	904	303	600	3,229	15,940

R7	県職員	他道府県	自衛隊・国	市町村	民間委託	他団体	合計
1 例目	3,488	33	0	4	1,926	1,226	6,677

《民間業者への委託》

	委託費 A	家畜伝染病予防費負担金 B=A×1/2	特別交付税 C=B×4/5	県の負担額 A-B-C
R6	150,000 千円	75,000 千円	60,000 千円	15,000 千円
R7	369,000 千円	184,500 千円	147,600 千円	36,900 千円

【自衛隊派遣要請について】

- R7.2.4 農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡

「高病原性鳥インフルエンザ発生時の自衛隊への派遣要請について」

1 民間事業者等の積極的な活用について (抜粋)

防疫指針においては、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合に自衛隊への派遣要請を検討することとしていることに改めてご留意願います。

- R7.7.8 全国知事会緊急要請「高病原性鳥インフルエンザ対応に関する緊急要請」

1 鳥インフルエンザに係る防疫体制の見直し (抜粋)

(3) (略)

養鶏密集地域や大規模農場における発生、複数農場における同時発生等の場合は、感染拡大防止の観点から初動時の速やかな封じ込めが特に重要となり、かつ、民間事業者等を最大限活用したとしても、行政機能の維持が困難となる可能性があることから、これらの場合については、やむを得ず自衛隊の派遣を要請せざるを得ない場合に該当するとみなすこと。

(3) 発生農場等への支援の充実

- 現状における高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等発生農場への支援は以下のとおりであるが、関連事業者への支援策はない。

① 患畜処理手当等交付金 (国)

- ・豚熱の患畜等については、手当金と特別手当金を併せて、原則、評価額の全額が交付
- ・発生及びまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、交付額が減額

② 経営支援互助金 (家畜防疫互助基金支援事業(alic))

- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生農場が経営再開する場合の経費を支援
- ・事業実施主体は、(公社)中央畜産会(豚)及び(一社)全国養鶏協会(鶏)
- ・互助金は、種豚 56,000 円/頭、肥育豚 11,000 円/頭、採卵鶏 970 円/羽、肉用鶏 30 円/羽を上限単価とし、契約頭数を上限に算定。(国庫補助 1/2)
- ・生産者積立金は、繁殖豚 380 円/頭、肥育豚 70 円/頭、採卵鶏 8 円/羽、肉用鶏 0.3 円/羽

③ 家畜疾病経営維持資金 (家畜疾病経営維持資金融通事業(alic))

- ・豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な資金を融通し、畜産経営の維持を支援（事業実施主体：（公社）中央畜産会）
- ・令和7年度に手当金等の交付見込額を限度として、迅速な資金融通を可能とする「クイック融資メニュー」が創設。令和7年1月に盛岡市で発生した4農場において、7月に6億円の融資が行われた（手当金等は令和8年4月に約12億円交付予定）。

《貸付条件》

	家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金	
	クイック融資メニュー（新設）	クイック融資以外
貸付限度額	手当金等交付見込額又は3億円のいずれか低い額	個人：2,000万円 法人：8,000万円
償還期限	2年以内・一括償還	7年以内
うち据置期間	（手当金等交付後速やかに償還）	3年以内
貸付利率	無利子	基準金利×1/2
利子補給率	基準金利と同率	基準金利と同率

- 発生農場への支援状況

支援策	対象	金額
①患畜処理手当等交付金	盛岡市4農場 軽米町1農場	12億円 2千2百万円
③クイック融資メニュー	盛岡市4農場 軽米町1農場	6億円 要望なし

（4） 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 本県では、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行客の携行品等を介した越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港において、国と連携し、国外からの豚肉製品の持込検査や靴底消毒の徹底などの水際対策を実施。
- 我が国との定期航路のある韓国釜山市のフェリー埠頭の裏山において、野生いのししのアフリカ豚熱への感染が連続して確認されるなど、我が国への本病ウイルスの侵入リスクが高まっていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化することが必要。

【いわて花巻空港における水際対策】

- 1 国（農林水産省・動物検疫所）の対応（税関とも連携）
  - ① 豚肉製品等（肉類、ソーセージ、ハム等の肉製品）の持込検査  
口頭質問等により豚肉製品所持の有無を確認。持込みがあった場合には回収・廃棄。
  - ② 入国者（国際線利用客）の靴底消毒（消毒マット設置）
  - ③ 豚肉製品等持込防止のポスター等の空港内での掲示（英語、中国語等）
- 2 県の対応
  - ① 動物検疫広報キャンペーンの開催（令和8年5月2日実施）  
動物検疫所と岩手県の共催により、海外渡航客を対象に、豚肉製品等の持込防止を周知徹底。
  - ② 繁忙期における国内線利用客の靴底消毒（消毒マット設置）  
旅客の動きが活発となるお盆期間等において国内線利用客を対象に実施。
  - ③ 豚肉製品等持込防止のリーフレット等の空港内での掲示（英語、中国語等）

【釜石港における水際対策】

国（農林水産省・動物検疫所）が指定検疫物等の検査を実施

（5） 風評被害への万全な対応

- 現時点で、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生等に伴う価格下落等の風評被害は発生していないが、引き続き、消費者・事業者等に対し、正しい知識の啓発を行うことが必要。

10 獣医師養成確保修学資金給付事業予算の確保

- 国は、将来、都道府県獣医師（家畜防疫員に限る）や産業動物の診療獣医師として地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合等に従事しようとする獣医学生に修学資金を給付している団体（事業実施主体）に対し、獣医師養成確保修学資金給付事業により、その給付額の2分の1以内（ただし、1人当たり月額5万円（私立大学の学生については、1人当たり月額9万円）を上限）を補助している。
- 本県分の事業予算については、令和元年度以降、新規に2名分（大学生枠1名、高校生枠1名）を要望し、満額配分されているが、全国的には各事業実施主体からの事業要望額に対し、国からの割当予算が不足しており、資金の給付を希望する獣医学生のニーズに応えられていない。
- 本県においては、当該事業の共同負担者（国の補助額の残額を負担する団体等）を県としており、将来の従事先を農林水産部に限定して学生を募集している。
- 本県では、平成3年度から獣医学生修学資金貸付事業を措置し、県等に獣医師として勤務しようとする獣医学生に修学資金の貸付を行っている。令和7年度から県予算を拡充し、新規の貸付枠を1名から2名へ拡大したところ。
- 本県の「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」（令和3年3月策定）において、令和12年度までに公務員獣医師を134名（在職者数。内訳：農林水産分野80名、公衆衛生分野54名）確保することとしているが、令和8年4月1日時点で24人の不足。

（単位：人）

		R7	R8	R9	R10	R11	R12
年度当初職員数	①	106	112	118	123	126	120
過不足	（①－134名※）	-28	-22	-16	-11	-8	-14
退職見込	（定年延長した場合）②	0	1	0	2	3	8
次年度採用見込	貸付者	5	5	2	1	2	2
	〃 以外	1	2	3	4	3	3
	小計	6	7	5	5	5	5
次年度当初見込①－②＋③		112	118	123	126	128	123

※「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」における令和12年度までの確保目標値

- 家畜保健衛生所の獣医師定員58名に対し、欠員が7名。（令和8年4月1日現在）
- 家畜保健衛生所は、近年の高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生に対する防疫措置等により、職員の業務負担が増加しているが、在庁職員の不足により、緊急防疫対応に支障を来すおそれがある。

11 安全な食料供給に向けた予算措置

- 「消費・安全対策交付金」は、本県における安全な食料の供給に向けた農薬の適正使用や、伝染性疾病・病害虫の発生予防等の取組の推進に有効。
- 令和4年度までの本県への当初配分額（ソフト事業、一般枠）は、要望額の概ね9割程度であったが、令和5年度以降は8割を下回っているところ。
- 生産現場における適時・適切な訪問指導や安全な食料供給のための現地調査のほか、伝染性疾病を迅速かつ効率的に診断できる検査機器の導入に係る予算の十分な措置が必要。

《消費・安全対策交付金（ソフト事業、一般枠）の要望額と配分額》（単位：千円）

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
要望額 A	74,043	51,604	40,405	40,889	39,639	42,849
当初配分額 B	60,057	44,895	27,273	28,642	31,315	31,665
当初配分率 B/A	81%	87%	67%	70%	79%	74%
追加配分額 C	0	0	3,996	0	0	—
追加配分後の配分率 (B+C) / A	81%	87%	77%	70%	79%	—

【消費・安全対策交付金の主な事業メニュー】

- ・農薬の適正使用等の総合的な推進
- ・家畜衛生の推進
- ・病虫害防除の推進 など

12 農業委員会の活動等に対する予算措置

(1) 農地利用最適化推進委員等の資質向上、活動に必要な予算措置

≪岩手県内の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況（各年4月1日現在）≫

(単位：人)

	R5	R6	R7
農業委員	418	423	423
最適化推進委員	477	477	479
合計	895	900	902

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する将来の農地の効率的・総合的な利用の目標（目標地図）等を盛り込んだ地域計画の実現に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関・団体と連携した農地バンクへの貸付等の促進など、農業委員会の役割が一層重要。

農地利用の最適化推進活動などの成果を上げるためには、委員等の資質向上に必要な研修活動等の予算を十分に措置することが必要。

(2) 農業委員会ネットワーク機構の活動に必要な予算措置

- 農地利用の最適化活動等を行う農業委員会へのサポート業務を農業委員会ネットワーク機構が的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

≪機構集積支援事業の予算措置状況≫

(単位：千円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
A: 要望額	71,856	75,681	80,537	76,720
うち農業委員会	50,132	43,036	46,830	47,049
うちネットワーク機構	21,724	32,645	33,707	29,671
B: 割当額	38,624	41,489	37,455	41,141
うち農業委員会	27,567	18,223	15,153	20,369
うちネットワーク機構	11,057	23,266	22,302	20,772
B/A 配分率	53.8%	54.8%	46.5%	53.6%
うち農業委員会	55.0%	42.3%	32.4%	43.3%
うちネットワーク機構	50.9%	71.3%	66.2%	70.0%

13 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

- 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）は、種苗代、農薬代等、農業経営に必要な短期運転資金であり、本県では融資実績が年々伸びているなど、地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

≪県の貸付目標額に対する国の貸付目標額（内示額）≫

(単位：千円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
県の貸付目標額	3,138,000	3,138,000	3,138,000	3,138,000
国の貸付目標額（内示）	1,856,310	1,935,870	2,195,790	1,935,870
融資実績	4,858,000	5,373,000	5,889,000	—

※ R7年度は、R7.9末時点

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要。

14 森林整備促進のための支援の充実

(1) 森林整備事業の予算措置

- 計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再造林の一層の推進を図るため、「森林整備事業」の予算を十分に措置することが必要。

《森林整備事業の当初予算配分状況（国費ベース）》 (単位：千円)

区分	R7 年度			R8 年度			
	補正※	当初	計	補正※	当初	計	
森林整備	要望額	441,250	630,637	1,071,887	451,724	551,104	1,002,828
	配分額	419,900	524,587	944,487	451,724	524,921	976,645
	配分率	95%	83%	88%	100%	95%	97%
林道整備	要望額	243,500	166,829	410,329	270,200	270,179	540,379
	配分額	237,800	78,905	316,705	168,300	96,500	264,800
	配分率	98%	47%	77%	62%	36%	49%
全体	要望額	684,750	797,466	1,482,216	721,924	821,283	1,543,207
	配分額	657,700	603,492	1,261,192	614,724	621,421	1,241,445
	配分率	96%	76%	85%	85%	76%	80%

※ 「補正」は、前年度に国で予算措置された経済対策分

(2) 林業・木材産業循環成長対策交付金の予算措置

- 本県では、これまで「林業・木材産業循環成長対策交付金」等の国庫補助事業を活用し、コンテナ苗生産基盤施設の整備、伐採から再造林までを連続して行う一貫作業、搬出間伐や路網整備、先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援。
- これにより、コンテナ苗の生産施設が整備され、コンテナ苗の供給が進むとともに、再造林面積が着実に増加しているほか、高性能林業機械の導入数（累計）も令和6年度末で684台と年々増加しているところ。
- 引き続き、持続可能な森林経営に不可欠な再造林を強力に推進するとともに、木材の需要拡大や安定供給体制の構築を図り、本県林業・木材産業の成長産業化を実現していくため、「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用し、川上から川下までの取組を総合的に支援していくことが必要。
- 集材及びそれと連携して人工造林等の支援を行う「林業・木材産業循環成長対策交付金（低コスト再造林対策）」は、森林整備の効率的な実施のために有効であることから、継続した支援が必要。

《林業・木材産業循環成長対策交付金の当初予算配分状況（国費ベース）》

区分	R6 年度	R7 年度
要望額	357,670 千円	634,144 千円
配分額	193,957 千円	197,724 千円
配分率	54%	31%

《スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支》

項目	金額
A 植栽・保育に要する経費	275 万円/ha
B 伐採収入（立木価格）※1	137 万円/ha
C=収支（B-A）※2	▲138 万円/ha

出典：令和5年度森林・林業白書（抜粋）

※1 スギ（山元立木）価格 S55:22,707 円/m<sup>3</sup> → R5 : 4,361 円/m<sup>3</sup>（ピーク時の19.2%）

※2 補助金は含まない。

15 木質バイオマスエネルギーの導入支援

- 木質バイオマスエネルギーの活用を通じた二酸化炭素排出量の削減には、熱電併給などのエネルギー変換効率の高い設備の導入や民間事業者等が実施する取組に対する支援の拡充が必要。
- 県内では、熱電併給システムによる発電と熱供給を行う取組が進んでいるほか、小規模なものを含め新たな木質バイオマス発電施設の整備に向けた動きもあり、今後も木質燃料需要の増加が見込まれることから、加工施設の整備等による燃料の安定供給体制の構築に向けた取組が必要。
- さらに、森林資源を地域内で持続的に循環利用する「地域内エコシステム」の構築に向けた体制づくりや技術開発の取組を促進していくため、引き続き、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策など国の総合的な支援が必要。

《木質バイオマス関連施策の国予算額及び「地域内エコシステム」展開支援地域 採択数の推移》

(単位：百万円、※採択数は件)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	12,313	11,563	16,143	14,398	14,351
うち木材需要の創出・輸出力強化対策	506	442	392	298	250
うち木質バイオマス利用環境整備事業	240	210	180	108	90
(「地域内エコシステム」展開支援地域採択数)	25	20	10	6	6

16 非住宅建築物における木材の利用促進

- 人口減少が進む中、住宅着工戸数の減少が見込まれており、木材需要の拡大に向けては、非住宅建築物において、新たな木材需要の創出が必要。
- 非住宅建築物における木材利用を促進するためには、民間商業施設等の木造化や内装の木質化への助成とともに、JAS構造材やCLTの活用促進、JAS認証の取得・維持への支援、木構造に精通した建築士等の育成が重要。
- 本県では、岩手県産木材等利用促進基本計画に掲げる県産木材等の利用推進機関として、「いわて県産木材等利用推進協議会」を令和2年7月に設置し、あらゆる主体が一体となって県産木材の利用の促進を図ることとしており、こうした木材利用促進に資する総合的な施策の強化が必要。

《岩手県の新設住宅着工戸数》

(単位：戸)

年次	R2	R3	R4	R5	R6	R7
着工戸数	5,956	6,609	6,585	6,744	5,850	4,721
うち木造	5,219	5,757	5,440	5,503	4,883	4,151

《岩手県のJAS認証製材工場の状況(R6末現在)》

製材工場数	104 工場
うちJAS認証工場数	23 工場

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、農産園芸課、農業振興課、農業普及技術課、農村建設課、流通課、畜産課、水産振興課、森林整備課、森林保全課、団体指導課  
復興防災部 復興危機管理室

## 39 野生鳥獣対策の継続・拡充

## 【現状と課題】

## 1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

## (1) ツキノワグマ対策について

## ア 現状

令和7年度の出没件数は過去最多となり、人身被害数は令和5年度に次ぐ規模であったが、死者数は5人に及び、深刻な被害となっている。令和7年度の捕獲数は過去最多となる1,200頭を超えており、一層の捕獲体制を確保する必要がある。

《ツキノワグマ出没件数の推移》

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件数	3,316	2,602	2,178	5,877	2,883	9,670

※令和7年度の出没件数はR8.2月末

《ツキノワグマによる人身被害数の推移》

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度※
件数	27件	14件	23件	46件	10件	39件
人数	29人	14人	24人	49人	10人	40人

※令和7年度の人身被害数はR8.2月末

《ツキノワグマ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟	96	63	47	66	57	—
個体数管理	—	—	—	—	1	38
春季捕獲	19	13	16	12	22	21
有害捕獲	440	385	356	820	370	1,150
計	555	461	419	898	450	1,209

※令和7年度の捕獲数は速報値。今後、狩猟が追加の見込み

## イ 対応状況

県では令和7年11月に「ツキノワグマ対策基本方針」を定め、次の5つの柱の施策を総合的に展開している。

項目	内容
ア 人の生活圏への出没防止	誘引物の除去、侵入防止柵整備、緩衝帯の整備
イ 出没時の緊急対応	市街地等での捕獲体制（緊急銃猟等）の整備
ウ クマ類個体群管理の強化	クマの積極的な捕獲、ゾーニング管理の推進
エ 人材の育成・確保	専門職員・ガバメントハンターの配置
オ 対策の実効性を高める体制の整備等	県民への普及啓発、市町村等への支援体制構築

## ウ 課題

ア) 県では、ツキノワグマの生息調査を定期的に行っており、調査結果を踏まえて適正な個体数管理を進めるため、生息調査や捕獲等に必要な財源措置の継続が必要である。また、本県では令和8年度から専門職員・ガバメントハンターを配置し、効果的な個体数管理や捕獲等に向けた調査・研究、市町村への専門的・技術的支援等を担うこととしているが、長期的な対策が求められることから、配置継続のための財源措置が必要である。

イ) 令和8年4月に公表された「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」(クマ編)において、地域個体群ごとの個体数の推定と個体数管理を行うため、環境省が主導して全国統一的な手法による調査を行うこととされたことから、確実な実施はもとより、ツキノワグマの生息域の拡大や市街地等の出没の増加等に伴い、行動変容が進んでいる可能性があることから、科学的な知見での分析が求められる。

## (2) ニホンジカ・イノシシ対策

## ア 現状

ニホンジカ・イノシシともに生息域の拡大に伴い、個体数が増加している。ニホンジカの捕獲数はほぼ横ばい、イノシシにおいては捕獲数は増加しているものの、適正な個体数管理となる捕獲水準までには至っていない。また、野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

## 《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟	903	1,352	882	1,274	692	—
個体数管理	8,302	11,810	11,337	11,516	10,189	10,416
有害捕獲	11,526	13,677	14,335	15,934	15,786	14,156
広域捕獲				414	818	1,173
計	20,731	26,839	26,554	29,138	27,485	25,745

※R7実績は速報値。今後、狩猟分が追加の見込み。

## 《イノシシ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟	27	50	40	46	37	—
個体数管理	213	271	193	736	493	1,087
有害捕獲	422	624	746	805	1,066	1,274
広域捕獲				27	20	91
計	662	945	979	1,614	1,616	2,452

※R7実績は速報値。今後、狩猟分が追加の見込み。

## イ 対応状況

本県では令和7年度にニホンジカで約26,000頭、イノシシで約2,500頭の捕獲等を進めている。

## ウ 課題

ニホンジカ、イノシシによる農作物被害が恒常化しており、捕獲に必要な財源措置をはじめとした捕獲体制の強化が必要である。

## (3) その他の鳥獣対策

## ア 現状

本県では五葉山周辺（大船渡市、釜石市、住田町）を中心にニホンザルが生息し、農作物被害が生じている。また、その他の指定管理鳥獣以外の鳥獣による被害も問題となっている。

## イ 対応状況

ニホンザルの生息数調査を行っており、令和7年度調査の結果、少なくとも4群体・208頭の生息が確認されたが、それ以外の群体の存在も確認されており、生息数は更に増加が見込まれる。

## ウ 課題

本県では令和8年度にニホンザルを対象とした第二種鳥獣管理計画を策定することとしており、生息数の正確な調査とともに、適正な個体数管理を行う必要がある。その他の指定管理鳥獣以外の鳥獣の被害防止対策を講じるに当たっての適切なモニタリングが必要。

## (4) 捕獲の担い手の確保等

・狩猟者に占める高齢者の割合が高く、個体数管理に必要な捕獲の担い手の確保が困難な状況。

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟免許所持者数	3,558人	3,735人	4,024人	4,339人	4,449人	4,689人
うち60歳以上	59%	55%	54%	54%	51%	49%
うち第一種銃猟	1,873人	1,858人	1,921人	2,061人	2,014人	2,100人

※令和7年度の数值はR8.3月末

- ・人力によるヘアトラップ調査では実施範囲に限界があり、調査実施者の危険が伴うものであることから、ドローンなどのICT技術を活用したモニタリング手法の開発が必要。
- ・ニホンジカの捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処理に係る捕獲従事者の負担が増大し、捕獲効率が低下している状況。捕獲従事者の負担軽減となり、かつ適正処理が担保できる処理方法の開発と現場での実用化が必要。

## 2 鳥獣被害防止対策の拡充

- ① ニホンジカによる被害は減少傾向にあるものの、依然として全体被害額の約半分を占めている状況。イノシシによる被害は令和6年度は減少したが、増加傾向。

クマによる被害は、大量出没のあった令和5年度は過去最高となり、令和7年度においても、同様に被害額の増加が見込まれる状況であり、岩手県独自に調査した10月末時点の被害額は約8千万円となっている。

《野生鳥獣による農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①農作物被害額	402	421	408	467	518	413
②うちニホンジカによる被害額	212	227	214	274	243	236
②/①	53%	54%	52%	59%	47%	57%
③うちイノシシによる被害額	18	28	52	41	60	46
③/①	5%	7%	13%	9%	12%	11%
④うちクマによる被害額	44	48	41	33	100	33
④/①	11	11	10	7	19	8%

《令和7年度のクマによる農作物被害額（10月末現在の調査）》（単位：百万円）

作物	被害額
水稻	6
果樹	47
飼料作物	9
野菜	17
その他	2
合計	81

② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価を引き上げることが必要。

《捕獲費用と支援単価》（単位：円/頭）

獣種	①捕獲に要する費用※	②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（上限単価）	差額（②－①）
シカ、イノシシ	18,662	8,000	△10,662
クマ	72,855	8,000	△64,855

※指定管理鳥獣捕獲等事業（令和7年度）の支払単価

《捕獲費用（内訳）》（シカ、イノシシ）（単位：円/頭）

労賃		猟具、事業管理費等	計
捕獲労賃	個体処理労賃		
15,043	1,563	2,056	18,662

《捕獲費用（内訳）》（クマ）（単位：円/頭）

労賃		猟具、事業管理費等	計
捕獲労賃	個体処理労賃		
54,629	3,087	15,139	72,855

③ 物価高騰への対応のため、電気柵の設置に係る上限単価を引き上げることが必要。

《電気柵設置の上限単価の推移》（単位：円/m）

種別	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
電気柵（1段当たり）	124円	148円	148円	148円	148円	148円

※令和3年度以降、上限単価の改訂無し。

④ 鳥獣被害対策実施隊以外が実施する被害防止活動推進に要する経費の補助率の引上げが必要  
鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）で実施できる被害防止活動推進について、鳥獣被害対策実施隊以外が実施する活動については、補助率は1/2となっている。このため、補助率の引き上げにより、わなの設置や見回り等について、狩猟免許を持つ民間事業者等が参画することで、捕獲活動等の推進が期待される。

- ⑤ 鳥獣被害防止総合対策交付金の要望額は増加傾向にあり、岩手県への年度当初の交付額は8割程度にとどまっている。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する当初予算措置状況》 (単位：千円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要望額①	227,528	280,495	335,668	304,810	319,252	391,151
交付額②	178,604	224,225	255,941	220,683	251,046	305,123
配分率②/①	79%	80%	76%	72%	79%	78%

- ⑥ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用市町村は増加している。

《本県における鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用市町村数》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
市町村数	24	25	25	25	27	27

### 3 教育施設等における安全対策への支援

各学校等においては、「岩手県教育委員会危機管理マニュアル」や各市町村のマニュアル等に基づき、ツキノワグマ出没時は、下校時の保護者への引き渡し、バス停や学校までの保護者の送迎などを行っているが、出没機会の増加・長期化により、保護者による送迎の負担、学校職員・スクールガードの不足や安全確保などが課題となっている。

児童生徒や見守りに当たる学校職員等が自ら被害に遭わないようにするために必要な用具等の購入のほか、防犯カメラや電気柵の設置、緩衝帯づくりのための敷地周辺の樹木伐採や除草など、地方公共団体や学校法人等の設置者が各地域や教育施設等の実情に応じた安全確保のための取組を迅速に実施できるよう、国による財政的支援が必要。

遠隔地から通学する児童生徒等や特別な支援を要する児童生徒を含む全ての子どもたちがどの地域に居住していても安心して通学し必要な教育を受けることができるよう、通学支援を行うためのスクールバス・タクシーなどの整備や、ツキノワグマ出没に伴う安全確保のための乗車場所・ルートの追加等に伴う経費などについても国による財政的支援が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課

農林水産部 農業振興課

教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、

保健体育課、生涯学習文化財課

## 40 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

## 【現状と課題】

## 1 農山漁村地域整備交付金の予算確保

- 本県農林水産分野予算における「農山漁村地域整備交付金」は重要な財源であるが、農山漁村地域整備計画（R4～R8）の令和8年度までの充足率は65.7%に止まっている。

《農山漁村地域整備計画（R4～R8）に対する配分状況(国費ベース)》

累計国費（単位：百万円）

項目	R4	R5	R6	R7	R8
農山漁村地域整備計画 (A)	3,005	6,103	9,004	16,797	22,152
国庫配分額（実績） (B)	3,005	5,953	8,821	11,689	14,557
充足率 (B/A)	100.0%	97.5%	98.0%	69.6%	65.7%

## 【参考】

- 農林水産省所管の令和8年度公共事業全体予算は、対前年度比100.9%(6,801億円/6,741億円)、うち「農山漁村地域整備交付金」は、100.0%(762億円/762億円)となっている。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事項	R4		R5		R6		R7		R8	
	当初	+R3 補正	当初	+R4 補正	当初	+R5 補正	当初	+R6 補正	当初	+R7 補正
農業農村整備	3,321	5,153	3,323	5,000	3,326	5,103	3,331	5,368	3,365	5,530
林野公共	1,867	2,634	1,875	2,570	1,877	2,622	1,880	2,697	1,899	2,762
水産基盤整備	727	997	729	999	730	1,030	731	1,051	738	1,077
海岸	36	43	36	51	36	51	37	50	37	50
農山漁村地域整備交付金	784	補正なし	774	補正なし	770	補正なし	762	補正なし	762	補正なし
一般公共事業費計	6,735	8,827	6,737	8,620	6,739	8,806	6,741	9,166	6,801	9,419

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

## 2 農業農村整備事業関係予算の確保

## (1) ほ場整備予算と水田整備率

- 本県の令和8年度ほ場整備予算額は、東北平均を上回っているが、**中山間地域が多いことなどから、水田整備率が上がりにくい状況にある。**
- 現状の予算額でいくと、本県と東北各県との整備率は、ますます**格差が広がる**こととなる。

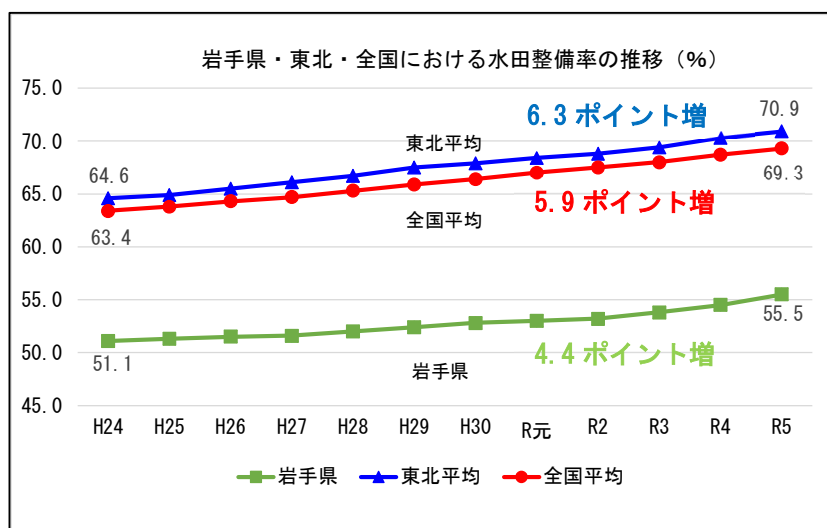
《岩手県と東北平均の比較》

区分	ほ場整備予算※1	中山間地域の割合※2	30a 水田整備率※3
岩手県	102 億円	74%	55.5%
東北平均	85 億円	49%	70.9%

※1 農林水産省公表の令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算の箇所別予算額のうち、農業競争力強化農地整備事業と農地中間管理機構関連基盤整備事業の合計額（非公共事業は含まれていない）。

※2 農林水産省「耕地及び作付面積統計」の田面積のうち農業地域類型区分における中間農業地域と山間農業地域の割合。

※3 農林水産省「農業基盤情報基礎調査（令和5年度実績）」。



(2) スマート農業導入に向けた基盤整備の推進

- 県では、スマート農業技術の活用に関する法律を踏まえた農業生産基盤等の整備を推進。
- 地域からも、水管理自動制御システムの導入、法面の緩傾斜化などのスマート農業導入に向けた整備要望が増加していることから、事業費単価は上昇傾向。
- このため、県では、令和7年度から、県単独事業「いきいき農村基盤整備事業」を拡充し、助成単価の見直しやスマート農業の導入を支援するメニューの追加を行うとともに、予算額を令和6年度比175%増の1億円まで増額。令和8年度も同額を措置。

⇒スマート農業の導入に向けた基盤整備の実施地区の事例（導入予定含む）

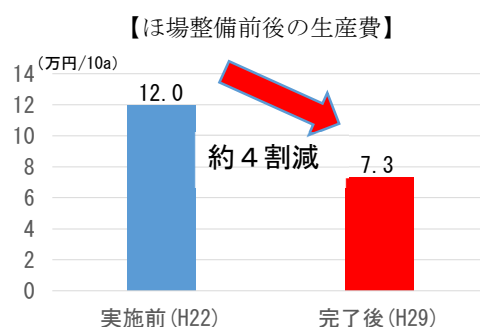
- 水管理システム（自動給水栓）の設置：後藤川地区（八幡平市）ほか10地区
- ロボット草刈機に対応する法面勾配の緩傾斜化：砂子地区（花巻市）ほか37地区
- 排水路の暗渠化：高野・似田貝地区（遠野市）ほか7地区
- GNSS基地局の新設と併せた自動操舵システムの導入：一関遊水地地区（一関市）ほか2地区

⇒スマート農業の導入に向けた基盤整備における掛り増し経費の事例（花巻市平良木地区）

- 水管理システム（自動給水栓）の導入、ロボット草刈機に対応する法面勾配の緩傾斜化、排水路の暗渠化等の実施により、総事業費の約7%の掛り増し [363千円/10a程度上昇]

⇒スマート農業導入地区の効果（花巻市小瀬川地区）

- 直進アシスト田植機の導入により技術の平準化や自動給水栓の設置による水管理の省力化等により、米の生産費は約4割減。



(3) 防災重点農業用ため池に係る防災・減災対策の推進

- 本県の防災重点農業用ため池662か所（廃止ため池（予定）を除く）において、計画的に安全性評価及び安全対策工事を進めていくためには、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、予算の安定的かつ十分な確保が必要。

《岩手県の防災重点農業用ため池》

(単位：か所)

安全性評価の項目	全体	R7 まで	R8 以降	
			うち安全対策工事が必要	
1 豪雨耐性評価	662	662	426	—
2 地震耐性評価		226	120	436
3 劣化状況評価		511	279	151
↓				
安全対策工事が必要なため池 (うち工事着手済み)	—	—	536 (14)	—

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

### 3 国営土地改良事業の着実な推進

#### (1) 実施地区の予算確保

- 現在、本県で8地区の国営土地改良事業を実施しているが、令和9年度以降、順次事業完了を迎える予定であり、これにより県内の大規模な基幹的農業水利施設が国営事業により整備・更新され、食料の安定供給に重要な役割を發揮。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来した場合は、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、十分な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

(単位：百万円)

事業名	地区名	工期	事業費					
			全体	R7 迄	R8 割当	R8 迄	R8 迄進捗率	R9 以降
国営かんがい排水	わがちゅうおう 和賀中央	H25～R9 (R3)	32,372 (21,500)	30,437	950	31,387	97.0%	985
	いわてさんろく 岩手山麓	H26～R10 (R4)	25,862 (17,500)	20,203	2,045	22,248	86.0%	3,614
	さんのうかいぐずまる 山王海葛丸	R6～R15 (〃)	16,692 (13,500)	1,315	921	2,236	13.4%	14,456
国営施設 応急対策	もりおかなんぶ 盛岡南部	H30～R12 (R7)	6,579 (4,000)	3,932	624	4,556	69.3%	2,023
計	4地区		81,505 (56,500)	55,887	4,540	60,427		21,078

※ 工期・事業費のカッコ内は着工時

#### (2) 地区調査等への計画的な着手

- 県内の国営土地改良区実施地区の多くが次々と完了を迎える一方、老朽化が進行し、将来的に維持管理に支障を及ぼす懸念がある大規模な基幹的農業水利施設が存在。

《県内の老朽化が進行している大規模な基幹的農業水利施設が所在する地域》

地域名	所在地	施設の現状	整備構想	調査予定
中田	一関市 (登米市)	・揚水機場の取水能力低下 ・幹線用水路の不同沈下の発生 ・施設の老朽化	・取水口、揚水機場等の補改修 ・機能保全(通水断面確保、漏水対策等)	地域整備方向検討 調査実施中 (R4～R9)
胆沢平野	奥州市 金ヶ崎町	・頭首工の堰堤コンクリートの剥離 ・幹線用水路の漏水 ・用排水路の草刈り、泥上げ等の維持管理負担大	・頭首工の補修 ・幹線用水路の改修 ・小水力発電施設整備	地域整備方向検討 調査着手予定(R8)

- 上記のほかにも、老朽化に加え、近年続けて渇水による用水不足が発生しており、用水再編による水利用の合理化と老朽化対策を合わせて検討する必要がある地区が存在。
- 国営土地改良事業の導入にあたっては、県の財政負担の平準化にも考慮いただきたいことから、完了地区の状況を勘案しながら、国の地域整備方向検討調査及び地区調査の早期着手など計画的な新規地区の推進が必要。

≪県内の国営事業負担金の中長期見通し≫

(単位：百万円)

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施地区数	6 地区	8 地区	8 地区	8 地区	4 地区	4 地区	2 地区	2 地区
事業費	6,743	5,071	5,227	4,113	4,540	7,217	2,965	3,034
県負担金	1,216	1,105	1,022	931	553	855	375	484

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

#### 4 県有林の経営改善に向けた支援

##### (1) 日本政策金融公庫資金に係る起債

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は、平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、県有林事業は対象とされておらず、平成 20 年度以降は措置されていない。  
日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 433 億円、利息 118 億円、合計 551 億円（令和 8 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5%を最高に 3.5%以上の高金利の元金が 164 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している。

##### (2) 特別交付税措置の充実

- 平成 18 年度からは、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても、平成 21 年度から同様の措置がなされている。  
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進め、長伐期施業に取り組んできた県営林事業分の起債 314 億円に係る年間利子相当額 8.6 億円については、特別交付税措置の対象となされておらず、林業公社事業と同様に利子相当額について、特別交付税措置の対象とすることが必要。

【県担当部局】農林水産部 森林保全課

#### 5 松くい虫等被害対策予算の充実及び拡充

##### (1) 森林病虫害等防除事業及び森林病虫害等被害拡大防止緊急対策事業予算の充実

- 本県では近年、松くい虫及びナラ枯れの被害地域が拡大しており、先端地域等で実施する被害木の駆除に十分な予算が措置できない状況となっている。本県の民有林面積の約 2 割を占めるアカマツと民有林面積の約半分を占める広葉樹は本県の産業と深い関わりをもつ重要な森林資源であり、これらを守るために、効果的な防除を実施するには、「森林病虫害等防除事業」の予算を十分に措置することが必要。

≪岩手県民有林における松くい虫被害量と被害発生市町村数≫

(被害量単位：m<sup>3</sup>)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害量	22,545	18,430	14,944	13,751	13,177	調査中
被害発生市町村数	16	17	17	18	18	20

《岩手県民有林におけるナラ枯れ被害量と被害発生市町村数》 (被害量単位：㎡)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害量	5,021	4,950	4,235	3,731	6,978	調査中
被害発生市町村数	15	17	17	19	20	25

《森林病虫害等防除事業予算の推移（国費）》 (単位：千円)

区分	R4	R5	R6	R7	R8
要望額	89,372	89,292	81,246	88,971	60,933
配分額	65,000	65,000	60,930	50,829	42,139
配分率	73%	73%	75%	57%	69%

《森林病虫害等被害拡大防止緊急対策事業（補正）予算の推移（国費）》 (単位：千円)

区分	R4	R5	R6	R7	R8
要望額	—	—	8,869	28,128	—
配分額	—	—	8,869	28,128	—
配分率	—	—	100%	100%	—

(2) 枯死経過木の整理を行う事業の創設

- 松くい虫やナラ枯れ被害対策として、雪害木や風倒木、被圧木などの新たな感染源を適切に整理する必要があるが、既存事業では条件があり活用が限定的。
- 林内に放置された枯死経過木は、倒伏による道路や電線の寸断等、ライフラインに被害を与えるおそれがあるほか、周辺の景観を損ねていることから、枯死経過木の整理を行う事業が必要。
- 自治体の財政力の差によって被害対策が遅滞しないよう、市町村及び県の経費負担を伴わない事業が必要。

(3) ナラ枯れ被害の発生源となる被害木等の伐採・搬出事業の要件緩和

- 令和6年度に、国の林業・木材産業循環成長対策交付金のうち森林健全化促進事業が拡充され、ナラ枯れ被害のまん延防止を目的とする「ナラ枯れ被害の発生源となる被害木及びその周辺に生育する高齢大径の未被害木の伐採・搬出並びに必要により行う焼却又は破碎処理」が創設。
- この事業では、ナラ枯れ被害木及び周辺の未被害木 19 樹種（以下「被害木等」という。）が伐採支援の対象となっているが、本県の広葉樹林は、本事業の対象外の広葉樹が被害木等と混交して生育している場合が多く、被害木等を伐採する際の支障となるため、対象区域内の全ての広葉樹の伐採を補助対象とするよう補助要件の緩和が必要。

《林業・木材産業循環成長対策交付金（ナラ枯れ被害の発生源となる被害木等の伐採・搬出事業）予算の推移（国費）》

(単位：千円)

区分	R6	R7	R8
要望額	1,500	対象区域内の全ての広葉樹の伐採が補助対象とならないことから、市町村等からの要望はなし	
配分額	1,500		
配分率	100%		

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

6 水産基盤整備事業関係予算の措置及び地方財政措置の充実

(1) 水産基盤整備事業関係予算の措置

- これまで、漁港施設等の復旧・復興事業を優先するため、水産基盤整備事業の要望は減少していたが、復旧・復興事業が完了したことや記録的な不漁が続いていることにより、漁業生産の効率化や水産資源の回復などに向けた水産基盤整備の要望が増加傾向。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行など、関係機関・団体からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な措置が必要。
- また、気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害や地震・津波等の大規模自然災害に備えた漁港施設の機能強化や長寿命化対策が重要であることから、「国土強靱化実施中期計画」を着実に実施するため、引き続き、予算の安定的かつ十分な措置が必要。

《水産基盤整備事業の新規地区数》

《水産基盤整備事業関係予算の震災前との比較》

(単位：百万円)

	H26～H30 (A)	R4～R8 (B)	増減率 (C=B/A)
新規地区数	12 地区 (2 地区)	24 地区 (5 地区)	2.0 倍

国費	H22 当初内示 (A)	R7 当初内示 (B)	増減率 (C=B/A)
岩手県 (全国)	2,283 (77,278)	1,136 (73,241)	49.8% (94.8%)

※ 長寿命化対策を除く。カッコ内は年平均値。

※ 農山漁村地域整備交付金、海岸事業、浜の活力再生・成長促進交付金、海業振興支援事業を除く。

《水産基盤整備事業関係予算の配分状況》

(単位：百万円)

区分	R7 当初		R8 当初	
		R6 補正		R7 補正
要求額(A)	1,175	522	1,412	555
配分額(B)	1,136	522	1,372	555
増減率(C=B/A)	96.7%	100.0%	97.2%	100.0%

※ 農山漁村地域整備交付金、海岸事業、浜の活力再生・成長促進交付金、海業振興支援事業を除く

(2) 漁港機能増進事業及び浜の活力再生・成長促進交付金の地方財政措置の充実

- 市町村が事業主体となつて行う漁港機能増進事業及び浜の活力再生・成長促進交付金の地方負担は、公共事業等債の適用となっていない状況。
- このため、計画的に事業が推進できるよう、地方負担の軽減に向けた財政支援が必要。

《参考：現行の地方財政措置》

事業主体	対象となる事業債	備考
県	公共事業等債	充当率 90%、交付税措置あり
市町村	一般補助施設整備等事業債	充当率 75%、交付税措置なし

《整備要望（国費ベース）》

(単位：百万円)

事業主体	実績		整備要望	
	R7	R8	R9	R10 以降
県	40	23	27	141
市町村	15	0	15	166
計	55	23	42	307

## 農林水産省

## 41 全国農業担い手サミットの開催への支援

## 【現状と課題】

## 1 第29回全国農業担い手サミットの概要

## (1) 開催目的

- ・ 全国の意欲ある農業の担い手が一堂に会し、相互研鑽・交流を通じ、農業経営の現状や課題について認識を深め、自らの経営改善と地域農業・農村の発展を目指す。
- ・ 県内外の意欲ある農業者の交流を通じた新たなネットワーク構築により、経営感覚に優れた経営者の育成を図り、本県農業・農村の振興に寄与する。

## (2) 主催

実行委員会（県及び県内の農業関係団体等で構成）、全国農業会議所

## (3) 開催時期

令和9年度

## (4) 内容

- ① 全体会（全国優良経営体表彰（農林水産大臣賞）、基調講演 等）
- ② 交流会（情報交換会、現地研修会）

## (5) 参加者

全国の農業の担い手等 約1,500名

## 2 直近の開催地

開催	開催地	開催日	参加人数	主催
第24回	福井県	令和4年10月	1,600	福井県認定農業者組織ネットワーク、全国農業会議所
第25回	東京都	令和6年2月	500	全国農業会議所
第26回	佐賀県	令和7年1月	1,800	第26回全国農業担い手サミット in さが実行委員会、全国農業会議所
第27回	鹿児島県	令和7年10月	2,000	第27回全国農業担い手サミット in かごしま実行委員会、全国農業会議所
第28回	新潟県	令和8年11月	1,500	第28回全国農業担い手サミット in にいがた実行委員会、全国農業会議所
第29回	岩手県	令和9年11月	1,500	実行委員会（県及び農業関係団体で構成）、全国農業会議所〔予定〕

## 3 「優良経営体表彰等事業」について

- (1) 事業名 農業経営・就農支援体制整備推進事業
- (2) 所管課 経営局経営政策課
- (3) 事業内容 全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援
- (4) 予算額 令和8年度 30百万円（令和7年度 30百万円）

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

## 農林水産省

## 42 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に向けた支援の充実

## 【現状と課題】

## 1 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に向けた支援の充実

- 本県では、立地や気象特性を踏まえ、収量や食味に優れ、病気や冷害に強いなど、生産性・市場性の高い農作物の品種開発等を進めているが、近年の猛暑等により、水稲については、粒が白く濁る白未熟粒や、りんごについては、果実の着色不良などが発生し、農作物の品質に影響を及ぼしている。
- 国の「基本方針」の策定に当たっては、各都道府県における重要品種の育成・普及の課題など、地域の実情に配慮することが必要。
- 法の施行後に見込まれる、「重要品種種苗生産事業活動計画」の作成に当たっては、種苗生産者が取り組みやすい手順とするなど、配慮が必要。
- 種苗の生産に当たって、必要な施設や生産体制の確立・強化が急務となっている。

《本県における品種開発等の状況》

作物	取組状況等
水稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高温登熟耐性を持つ米の新品種の開発の加速化を図るため、二期作栽培が可能な沖縄県との連携により、年2回の栽培試験を行い、開発期間を2年短縮し、高温登熟耐性品種の早期開発を目指している。</li> <li>・ 新品種導入に当たって、種苗生産に必要な施設整備や、種子生産体制の確立・強化が必要。</li> </ul>
りんご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切れ目のないリレー出荷に対応した品種や、消費者や実需者ニーズに対応した品種、高温でも着色が優れる、早生・中生の赤色品種の開発に取り組んでいる。</li> <li>・ 新品種の導入に当たって、省力樹形の普及に向けた苗木生産体制の確立が必要。</li> </ul>
りんどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要を核とした切れ目のない安定出荷に向けて、高温環境下でも開花しやすい品種の開発に取り組んでいる。</li> <li>・ 新品種の導入に当たって、育苗施設等の整備や、種子生産体制の強化が必要。</li> </ul>

## 【参考：国の重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（仮称）の概要】

## (1) 重要品種育成事業（新品種の研究開発）

- ・ 国の基本方針に即して産官学が重要品種の育成事業計画を作成し、農林水産大臣が認定
- ・ 重要品種について、育成者権の出願を義務化

## (2) 重要品種種苗生産事業活動（生産現場への普及）

- ・ 国の基本方針を踏まえ、都道府県が、国と協議の上、都道府県基本計画を作成
- ・ 都道府県の基本計画に即し、種苗生産者が生産事業活動計画を作成し、知事が認定
- ・ 重要品種の効率的な生産を図るため、農地の集団化を目指す地域計画の特例等を措置

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

## 農林水産省

## 43 新たな環境直接支払交付金の創設による環境負荷低減等の取組への支援

## 【現状と課題】

## 1 新たな環境直接支払交付金の創設

国は、「食料・農業・農村基本計画」において、新たな環境直接支払交付金を創設することとしており、先進的な環境負荷低減の取組を行う場合の導入リスク等に応じた仕組みとするとしている。

## 【食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）抜粋】

## 第4-IV-1

## (1) ③ 新たな環境直接支払交付金の創設

クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換には、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保が困難であること等の課題がある。

このため、2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

## 2 岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

県と県内全33市町村は、みどりの食料システム法に基づき「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を令和5年3月に策定。

## 【岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 抜粋】

## 5 環境負荷低減事業活動の取組内容に関する事項

- (1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動
- (2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
- (3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

## 3 みどり認定の認定者数

みどり認定は、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減事業活動に取り組む農業者等が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を都道府県知事が認定するもの。

岩手県の認定者数は、令和8年3月末時点で4,746名となり福井県に続き全国第2位である

《都道府県別の認定者数（上位5県）：令和8年1月末時点（最新の公表値）》

順位	都道府県	認定者数
1	福井県	11,098
2	岩手県	3,913
3	熊本県	1,933
4	宮城県	1,797
5	栃木県	1,461

※令和8年3月末時点の数値と順位は未公表のため、東北農政局に聞き取りしたものです。

4 いわて農業生産強化ビジョンに基づく環境負荷低減と安全・安心な産地づくりへの取組

岩手県で令和7年7月に策定した「いわて農業生産強化ビジョン」において、環境負荷低減と安全・安心な産地づくりに向けて具体的な取組を記載

【いわて農業生産強化ビジョン 抜粋】

第5章 環境負荷低減と安全・安心な産地づくり

1 基本方向

本県では、ブロイラー等の畜産業が盛んであり、堆肥等の地域が持つ豊富な有機資源が利用されています。また、雑穀生産における環境負荷低減の取組や研究成果が蓄積されています。気候変動や生物多様性の低下等、農産物等の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化していることから、こうした変化に対応し、本県農業の持続的発展を確保するため、環境負荷低減を図る取組等の推進や、環境負荷低減により生産された農産物の流通の促進など、環境負荷低減と安全・安心な産地づくりの取組を進めます。

2 具体的な取組

(1) 環境負荷の低減を図る取組等の推進

みどり認定の促進、有機農業の推進、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用量低減の一体的な推進、温室効果ガスの排出量の削減、GAPの推進等

(2) 環境負荷低減により生産された農産物の流通・消費の促進

環境負荷低減により生産された農産物の販路の拡大、《環境負荷低減に対する県民理解の醸成

5 現行の環境保全型農業直接支払の取組面積

環境保全型農業直接支払においては、堆肥の活用等による土づくりと効率的な施肥管理や効率的な病虫害防除と雑草管理、有機農業の取組を進めているところであるが、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保が困難であること等の課題があり、令和2年以降、全体の取組面積が減少している。

新たな環境直接支払交付金支援の創設に当たっては、環境負荷の低減を図る取組等の推進や、環境負荷低減により生産された農産物の流通の促進など、環境負荷低減と安全・安心な産地づくりの取組への支援の拡大が必要。

《取組面積》

(単位：ha)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8 見込
面積	3,043	2,983	2,677	2,755	2,720	2,408	2,649

《国の令和7年度予算配分実績及び令和8年度配分状況》

(単位：百万円)

要望額		配分額		充当率	
R7	R8	R7	R8	R7	R8
119	104	100	10月配分	85%	未定

※ 国費ベース、推進費は含まない。

【県担当部局】 農林水産部 農業普及技術課

## 44 中山間地域等直接支払による支援の拡大

## 【現状と課題】

## 1 本県の中山間地域等直接支払の取組状況

中山間地域等直接支払制度第6期対策(令和7～11年度)を29市町村で実施。

第6期対策は、集落協定の構成員の高齢化や人員不足等により、5年間の耕作・維持管理や関連事務の実施等が困難になったことや、制度の内容が複雑になったことが影響し、協定の廃止や取組面積が縮小。

【ha、百万円】

R6年度			R7年度			増減(R7-R6)		
協定数	取組面積	交付金額	協定数	取組面積	交付金額	協定数	取組面積	交付金額
1,074	23,503	3,594	935	19,724	3,076	△139 (△13%)	△3,779 (△16%)	△518 (△14%)

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

## 45 国土強靱化に資する地方単独事業の制度拡充

## 【現状と課題】

- 国土強靱化の取組の一層の推進を目的とした緊急自然災害防止対策事業や、防災・減災対策に取り組むための緊急防災・減災事業が創設。これら事業について、令和7年度末までであった事業期間が5年間延長され、令和12年度までとなっている。

また、緊急の河川等の浚渫を目的とした緊急浚渫推進事業について、令和6年度末までであった事業期間が延長され、令和11年度までとなっている。

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るためには、必要となる事業費を地方債計画に確実に計上し、事業を推進していくことが求められる。

- こうした中、緊急自然災害防止対策事業は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方公共団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業が対象とされており、令和7年度からは、積雪寒冷特別地域の凍上災害の予防・拡大防止対策のうち、舗装の基層及び路盤を含む対策が、令和8年度には、農道・林道橋梁の改修が対象に追加されるなど、柔軟な制度拡充がなされてきた。

一方、緊急浚渫推進事業の対象施設は、地方公共団体が各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防設備、治山施設、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）とされており、令和7年度からは、農業用排水路が追加。しかし、海岸保全施設は本事業の対象となっておらず、樋管や水門周辺の土砂堆積により、水門等の稼働時に門扉が傾き閉鎖に支障が出るなど、施設の機能低下が懸念。

これらのことから、地域の安全を確保するため、河川等と同様に海岸保全施設を緊急浚渫推進事業の対象とするなど、今後においても、国土強靱化に資するきめ細やかな対策を推進していく必要。

## 1 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）

（維持又は修繕）

第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。

## 2 海岸関係補助事業等

補助事業等	補助/単独	事業内容
海岸メンテナンス事業	補助	長寿命化計画策定 老朽化対策工事等
農山漁村地域整備交付金 (海岸保全施設整備事業)	補助	海岸保全施設整備、津波高潮・危機管理対策、 海岸環境整備
緊急自然災害防止対策事業	単独	(海岸保全施設は事業対象) 施設整備

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課、漁港漁村課  
 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路環境課、  
 下水環境課、都市計画課、港湾空港課

## 46 地籍整備関係予算の措置

## 【現状と課題】

## 1 地籍整備関係予算の措置

- 本県は、昭和27年度から調査を開始し、これまでに22市町村の調査が完了。県全体の進捗率は全国の中でも上位であるものの、沿岸部は内陸部に比べ遅れている。
- 近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等被害からの復旧・復興や、将来発生が懸念される日本海溝・千島海溝地震津波への防災対策として、土砂災害等が発生する可能性が高い地域の調査を重点的に進める必要がある。
- 本県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき県計画を策定し、社会基盤の整備や防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を進めることとしているが、所有者の高齢化や所有者不明土地の増加などにより、境界の確認が困難になりつつある。この状況で土砂災害等が発生した場合、復旧に当たって大きな障害が生じるほか、防災対策の実施も円滑に進まないおそれがある。
- しかしながら、国からの本県に対する当初予算の配分額は要望額を満たしておらず、本県市町の要望に十分に答えることができない状況にあることに加え、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく進捗率も低迷していることから、着実に調査を推進するための予算の確保が必要である。

〔本県の地籍調査実施市町10市町のうち、進捗が特に遅れている沿岸市町の進捗率〕

宮古市 47%、大槌町 48%、山田町 55%

(令和6年度末の県平均進捗率 86.8%)

≪国における地籍関係予算の状況（当初：国費）≫

(単位：百万円)

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地籍整備関係当初予算	10,550 (99%)	10,500 (100%)	10,500 (100%)	10,500 (100%)	10,356 (99%)

※1 カッコ内は対前年度比

※2 計数はそれぞれ四捨五入しているので合計において一致しないものがある。

※3 地籍関係予算とは、「地籍調査費負担金」及び「社会資本整備総合交付金（うち、防災・安全交付金）」等。

≪本県への地籍調査費予算の配分額の状況（国費）≫

(単位：百万円)

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
県要望額	198	244	291	310	364
当初配分額	178	199	219	218	219
充足率	90%	82%	75%	70%	60%

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているので合計において一致しないものがある。

≪第7次国土調査事業十箇年計画進捗状況（県計画）≫

(単位：km<sup>2</sup>、%)

対象地域	R元まで	計画事業量	年度別実施面積										
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
11,173	9,586	455	計画面積	36	78	120	169	215	260	311	357	409	455
			計画進捗率	7.9	17.1	26.4	37.1	47.3	57.1	68.4	78.5	89.9	100.0
			実施面積	26	38	55	80	109	125	145	—	—	—
			実施進捗率	5.7	8.4	12.1	17.6	24.0	27.5	31.9	—	—	—

※ 各年度の面積は累計である。なお、R8の実施は見込みの値。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

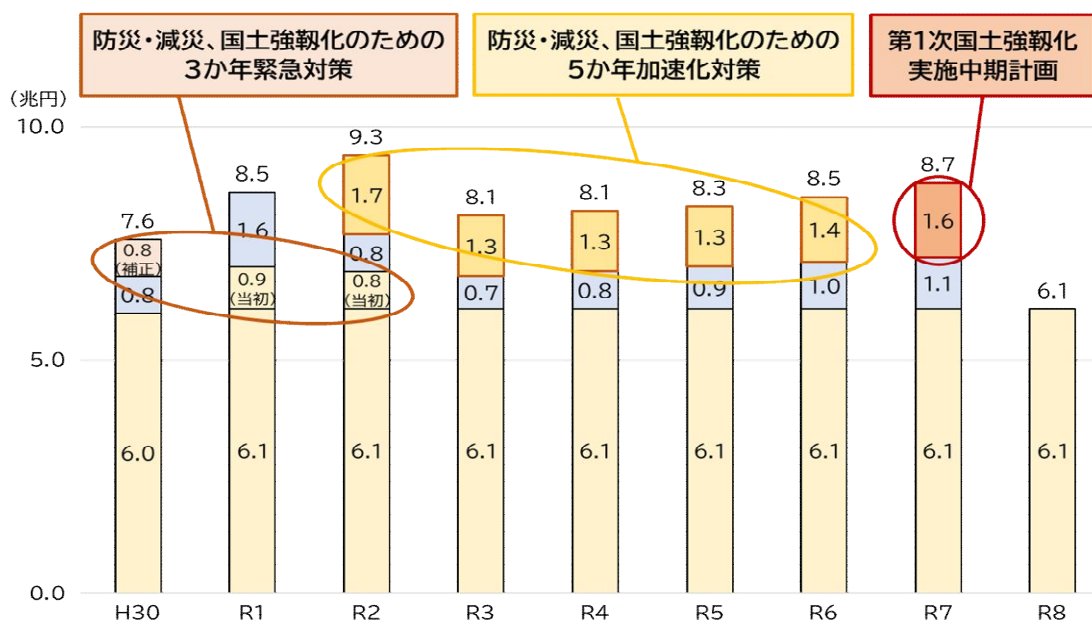
## 47 公共事業予算の安定的・持続的な確保等

## 【現状と課題】

## 1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

- 道路や河川等の社会資本は、激甚化・頻発化する自然災害から生命や財産を守り、あらゆる社会経済活動や暮らしを支える不可欠なもの。
- 近年、国の当初予算における公共事業関係費は6兆円程度で推移。  
国土強靱化や地方創生を推進していくためには、国の公共事業関係費の総額について、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、安定的・持続的に確保していく必要。
- 本県においても、安全・安心を支え、産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備し、適切な維持管理を推進していくことが求められる。直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の公共事業に係る予算を確保していく必要。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》



出典：国土交通省 公共事業関係費（政府全体）の推移

## 2 「第1次国土強靱化実施中期計画」等を踏まえた取組の推進

- 本県ではこれまで、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算等を最大限活用し、国土強靱化の取組を進めてきた。平成28年台風第10号災害で甚大な被害を受けた岩泉町では、一般国道455号乙茂工区の道路整備や本銅口の沢などの砂防堰堤の整備が完了。また、小本川の河川改修は、発災から9年余りの歳月を経て、令和7年10月に完了。令和6年台風第5号の出水の際、平成28年の降雨と同規模の総雨量となったが、治水対策を進めていたことによる水位低減効果が確認され、事業導入区間における家屋等の浸水被害を防止するなど、整備効果は着実に発現。  
一方、後継となる「第1次国土強靱化実施中期計画」が策定。これに基づく予算について、国は補正予算で措置しているが、事業を計画的に推進していくためには、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な予算・財源を確保し、こうした取組を加速化・深化していく必要。

## 【県政】

- 平成 23 年東日本大震災津波や令和 6 年能登半島地震などにおいて、道路ネットワークの代替性確保の観点で再認識された。こうした公共事業の費用便益分析だけでは測れない効果も踏まえ、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築することが求められる。
- 令和 6 年能登半島地震への対応では、国土交通省の TEC-FORCE が発災直後から現地に入り、被災地の復旧・復興に大きく貢献。被災地方公共団体の被害状況や支援ニーズの把握とともに、警察・消防・自衛隊等の人命救助にあたる各機関と情報共有するなど、迅速な被災地方公共団体への支援に繋がっている。近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応に関し、地方公共団体へのみの対応には限界があり、大規模自然災害に備えるためには、地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

## 48 宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入

## 【現状と課題】

## 1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

- 宮古盛岡横断道路は、復興支援道路として国が一部区間を直轄権限代行により高規格道路として整備し、令和2年度には全線が開通。
- 一方、平成28年8月の台風第10号により、現道活用区間において11日間の通行止めが発生したことから、災害に対する脆弱性の解消を図り、信頼性の高い道路としての整備が急務。
- 国では、令和元年度から、権限代行実施の検討を行うための調査に着手し、「国道106号宮古地区道路技術検討会」において、詳細ルート及び技術的課題を取りまとめ、令和2年度に田鎖墓目道路（根市～墓目）、令和3年度に箱石達曾部道路（箱石～達曾部）が直轄により新規事業化。
- 令和4年4月には、これらの事業中箇所が重要物流道路の「事業区間」に指定。
- 引き続き、事業化箇所の整備を推進するとともに、残りの区間についても、国により全線の高規格化が図られることが必要。

《高規格化の状況（令和8年4月現在）》

分類	延長	備考
整備済	53km	宮古箱石道路〔宮古西道路(宮古港IC～宮古根市IC)〕 〃 〔墓目～腹帯地区〕 〃 〔下川井地区〕 〃 〔川井～箱石地区〕 達曾部道路 平津戸松草道路 区界道路 築川道路 都南川目道路（川目IC～手代森IC）
事業中	17km	田鎖墓目道路（令和2年度事業化） 箱石達曾部道路（令和3年度事業化）
高規格化の検討が必要な区間	13km	腹帯～下川井 下川井～川井 達曾部～平津戸 松草～区界 手代森IC～盛岡南IC
計	約80km	

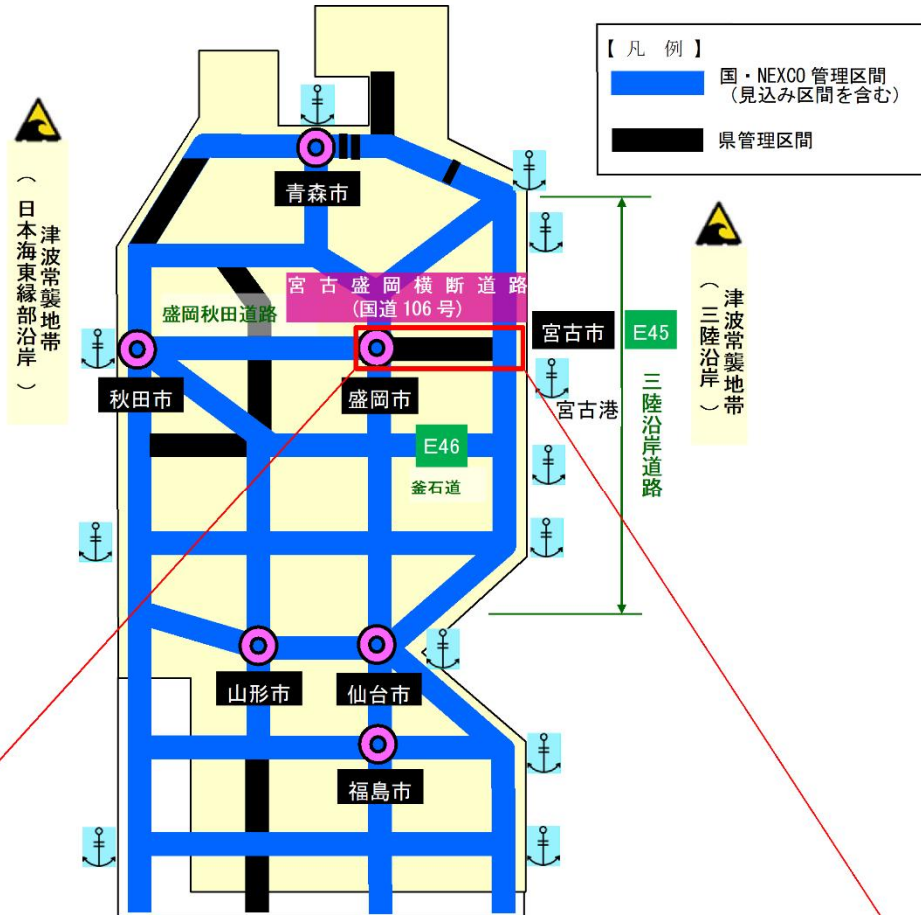
## 2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

- 宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の格子状骨格道路ネットワークの一部を構成することに加え、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線。
- 一方、格子状骨格道路ネットワークの横軸のうち、県庁所在地と主要都市を結ぶ路線で県管理は一般国道106号のみ。
- 令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」において、三陸沿岸道路とともに「高規格道路」に位置づけ。

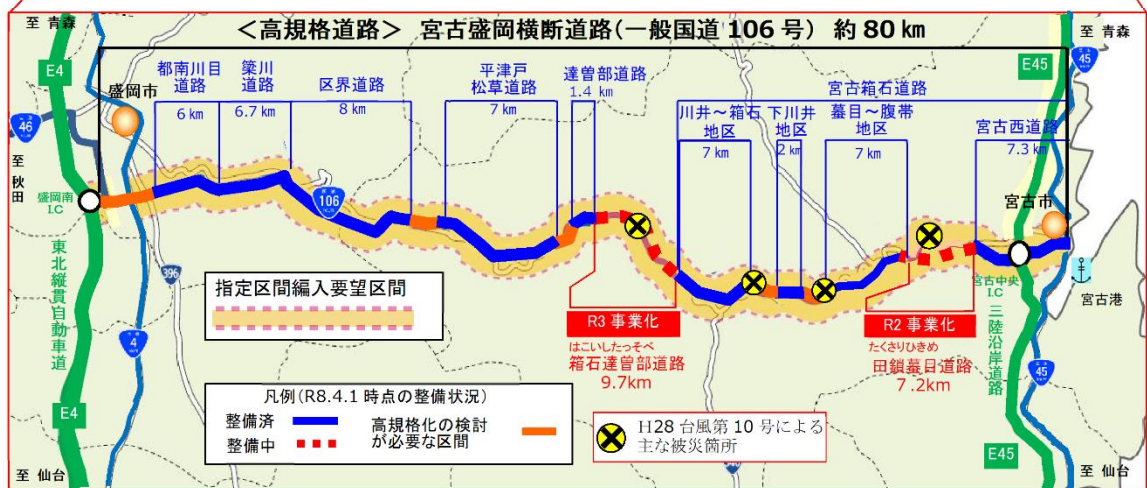
# 【県政】

- 令和4年4月には、国において、全線が重要物流道路の「候補路線」に指定されるとともに、三陸沿岸道路と直結する整備済区間が「供用区間」に指定。
- 長大構造物が連続する（橋・トンネルの構造物比率 53%）自動車専用道路等の規格の高い道路であることから、速やかに全線を一括して指定区間に編入し、直結する三陸沿岸道路の24時間の監視体制と一体となった高度で効率的な維持管理が必要。

## 東北地方の格子状骨格道路ネットワークと宮古盛岡横断道路の整備状況



(出典：国土交通省東北地方整備局ホームページに加筆)



【県担当部局】 県土整備部 道路環境課、道路建設課

## 国土交通省

## 49 直轄事業の推進

## 【現状と課題】

## 1 直轄道路整備事業の推進

- 一般国道4号の4車線化の現状（令和8年4月1日現在）  
県内延長：195.5km、4車線区間延長：64.3km（32.9%）
- 自動車関連産業や半導体関連産業など、東北有数の産業集積地である県南地域の渋滞の緩和や円滑な物流経路の確保を図るためには、一般国道4号水沢東バイパス、水沢金ヶ崎道路、金ヶ崎拡幅及び北上花巻道路の整備推進と2車線区間の早期4車線化が必要。
- 一般国道4号矢巾町から一般国道46号盛岡市永井までの渋滞の緩和や周辺に集積している物流拠点への円滑な物流の確保に加え、県内唯一の高度救命救急センターである岩手医科大学附属病院へのアクセス向上を図るためには、一般国道4号盛岡南道路の整備推進が必要。
- 盛岡秋田道路（一般国道46号）は、東北地方新広域道路交通計画において、高規格道路に位置付けられており、東北地方の人流・物流の円滑化や活性化のため、調査の推進が必要。

《主な整備必要箇所（バイパス、4車線化）》

区分	工区名	全体延長	供用済延長	備考
事業中区間	水沢東バイパス	9.6km	6.9km	事業中
	水沢金ヶ崎道路（4車線化）	3.1km	0.0km	事業中
	金ヶ崎拡幅（4車線化）	5.2km	0.0km	事業中
	北上花巻道路（4車線化）	3.1km	0.0km	事業中
	盛岡南道路	7.4km	0.0km	事業中
未事業化区間（4車線化）	一関平泉地区（4車線化）		—	宮城県境～高梨交差点 大槻交差点～平泉BP南口
調査中	盛岡秋田道路（一般国道46号）		—	盛岡市～秋田県大仙市

- 交通容量不足による渋滞に起因する追突事故等の交通事故削減や通学路における歩道の連続性確保を図るためには、一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の交通安全事業の推進が必要。
- 災害時における緊急輸送の確保及び安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するためには、一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の電線共同溝事業の推進が必要。

《主な整備必要箇所(交通安全事業・電線共同溝事業)》

【交通安全事業】

- ・交差点改良 一般国道4号：紫波町高水寺北、盛岡市南大橋  
一般国道45号：大船渡市権現堂、普代村力持
- ・歩道整備 一般国道4号：一戸町岩館地区  
一般国道45号：陸前高田市米崎地区、陸前高田市川向地区、  
宮古市高浜（歩道・自転車通行空間）地区  
野田村下安家地区
- ・付加車線整備 一般国道4号：一関市荻荘地区、一戸町中山地区
- ・立体横断施設整備 一般国道4号：北上市鬼柳地区（R8新規）

【電線共同溝事業】

- 一般国道4号：盛岡市茶畑地区
- 一般国道45号：大船渡市立根地区、大船渡市大船渡地区、宮古市磯鶏地区、宮古市神林地区、  
宮古市石崎地区、宮古市佐原地区（R8新規）
- 一般国道46号：盛岡市永井地区

2 直轄河川改修事業等の推進

- 昭和22年カスリン台風及び昭和23年アイオン台風の洪水による大水害を契機に計画され、昭和47年に事業化した一関遊水地事業は、一関市市街地の洪水防御とともに下流部の氾濫防止等に資する事業であり、沿川地域の安全・安心を確保するため、早期完成が必要。
- 北上川水系の直轄河川堤防整備は、全国平均と比べても低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。
- 平成19年や平成25年など、近年、四十四田ダムや御所ダムにおいて、ダムの計画高水流量等を上回る規模の洪水が発生し、今後、県都盛岡市に甚大な洪水被害が発生するおそれがあることから、水害リスク軽減の効果が高いダム再生事業の早期建設移行と新規事業化が必要。

《直轄河川改修事業等に係る市町村等からの要望箇所（令和7年度）》

※ アンダーライン箇所は事業着手済

【北上川】

- ・矢巾町土橋地区（築堤）
- ・花巻市新掘地区、八重畑地区、八幡地区、宮野目地区、外台地区（築堤）
- ・北上市黒岩地区、相去町下谷木地区、小鳥崎地区（築堤）
- ・北上市大曲地区（排水ポンプ増強）
- ・金ヶ崎町三ヶ尻地区（築堤）
- ・奥州市水沢佐倉河地区、水沢黒石町鶴城地区、水沢黒石町大久保地区、前沢鶉ノ木地区（築堤）
- ・奥州市赤生津地区（農地冠水頻度軽減対策、河道掘削）
- ・奥州市水沢姉体地区（堤防強化対策）
- ・一関市黄海地区（水門）
- ・花巻地区かわまちづくり、一関地区かわまちづくり

【猿ヶ石川】

- ・花巻市東和町地区（築堤）

## 【一関遊水地】

- ・一関市（磐井川改修、J R磐井川橋梁の対策）

## 3 直轄砂防事業の推進

- 平成26年9月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、岩手山においても、令和6年10月に噴火警戒レベルがレベル2に引き上げられるなど、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、令和8年度は4か所で八幡平山系直轄火山砂防事業が進められる予定。

## 4 直轄港湾事業の推進

- 久慈港湾口防波堤は、令和15年度の完成に向けて事業中であり、津波防災のために早期整備が必要。
- また、湾口防波堤等の整備に伴い静穏水域が拡大し、船舶の安定的な運航や荷役が確保され取扱貨物量の増大が期待。特に、近隣地域での発電所の操業・建設による再生可能エネルギー関連原料及び資材の取扱いや、セメント等の原料となる珪石の移出、県北地域からの原木輸出の増大が期待。また、久慈市沖洋上風力発電の建設・維持管理に伴う静穏域の利用も想定される。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課、港湾空港課

## 50 高規格道路の機能強化

## 【現状と課題】

## 1 暫定2車線区間の4車線化の推進

- 令和元年9月10日に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」では、秋田自動車道北上JCT～大曲IC間が暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間に選定され、令和3年度までに北上西IC～横手IC間が事業に着手。
- 高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るためには、今後も暫定2車線区間の4車線化の推進が必要。

## 2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

- 近年、降雪等に伴う高速道路の通行止めにより、並行する一般国道等へ多くの車両が流入し、スタックによる車両滞留が発生している状況。
- また、秋田自動車道と並行する一般国道107号の北上市から西和賀町については、平成27年3月の土砂崩れ、令和2年12月の雪崩により通行止めが発生。
- 直近では、令和3年5月に西和賀町大石地区で発生した大規模地すべりにより1年7か月間の通行止めが発生。
- こうしたことから、並行する国道等の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を措置することが必要。

《高規格道路に並行する国道等の整備状況》

路線、箇所名	延長	並行する高規格道路
一般国道282号 佐比内	0.8km	東北自動車道（安代IC～鹿角八幡平IC間）
県道二戸五日市線 柿ノ木平	1.9km	八戸自動車道（安代IC～浄法寺IC間）

《近年の国道107号北上市から西和賀町の通行止め発生状況》

通行止め継続期間	原因	備考
H27.3.29～H27.11.28	土砂崩落	H27.11.28～片側交互通行、H28.12.18～通行規制解除
R2.12.16（約8時間）	スタック	並行する秋田自動車道も大雪のため通行止め
R2.12.24～25	雪崩	R2.12.25～片側交互通行、R3.5.1～通行規制解除
R3.5.1～R4.11.30	地すべり	R4.11.30～片側交互通行

## 3 スマートインターチェンジの整備推進

- スマートインターチェンジはこれまでに5箇所開通し、既存の高速自動車国道へのアクセス向上のほか、物流の効率化や地域経済の活性化及び救急医療体制の強化等の効果を発揮している。
- 東北屈指のスキー場を有する安比高原などへの利便性向上による観光振興、医療機関へのアクセス向上による救急医療への支援に加え、450年の歴史を持つイギリスの名門校であるハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機としたまちづくりへの寄与など、多様な効果が期待される（仮称）八幡平スマートインターチェンジの整備推進が必要。

《県内のスマートインターチェンジ》

名称	整備状況
矢巾	平成30年3月24日開通
奥州	平成30年4月21日開通
滝沢中央	平成31年4月20日開通
平泉	令和3年12月4日開通
花巻PA	令和6年3月20日開通
（仮称）八幡平	令和4年度事業化

4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

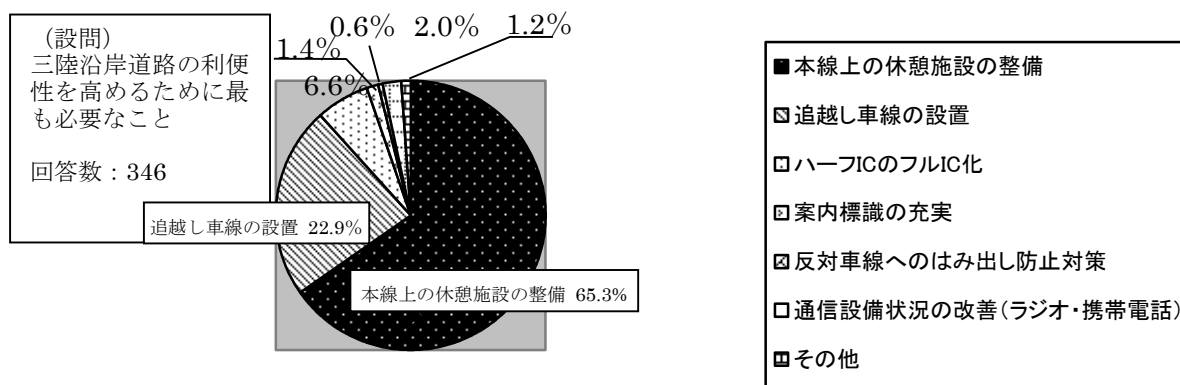
- 三陸沿岸道路のハーフ形式のインターチェンジにおいて、国により、開通後における社会情勢の変化への対応や一般国道 45 号の冠水区間の回避を目的としたフルインターチェンジ化が推進。

《ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化の事業中箇所》

IC 名称	着手年度	整備内容
洋野種市	令和 3 年度	南向きインターチェンジの追加
山田北	令和 4 年度	北向きインターチェンジの追加

- 令和 7 年 12 月、三陸沿岸道路 田野畑南 IC～田野畑中央 IC 間に田野畑思惟 IC が開通。「道の駅たのはた」の利用増進の他、防災機能の強化や地域活性化が期待。
- 令和 3 年度の復興道路全線開通後に県が実施した「物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート」では、回答者の約 6 割が「本線上の休憩施設の整備」を、約 2 割が「追越し車線の設置」を「利便性を高めるために最も必要な機能強化の項目」として回答。

《物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート結果（令和 4 年 2 月）》



- 引き続き、ハーフインターチェンジのフル化に向けた整備を推進するとともに、利便性の向上や開通後における社会情勢の変化に対応した追越し車線、トイレ等の休憩施設及び案内看板の設置などの機能強化が必要。

5 高規格道路の適切な管理体制の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 開通した三陸沿岸道路等の適切な管理を行うため、令和 3 年 4 月 1 日に「南三陸沿岸国道事務所」が設置され、県内における直轄国道の管理体制が強化。
- 頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくためには、高規格道路が災害時に機能することが不可欠であり、全線開通した復興道路や復興支援道路をはじめとする道路を管理するための十分な体制の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

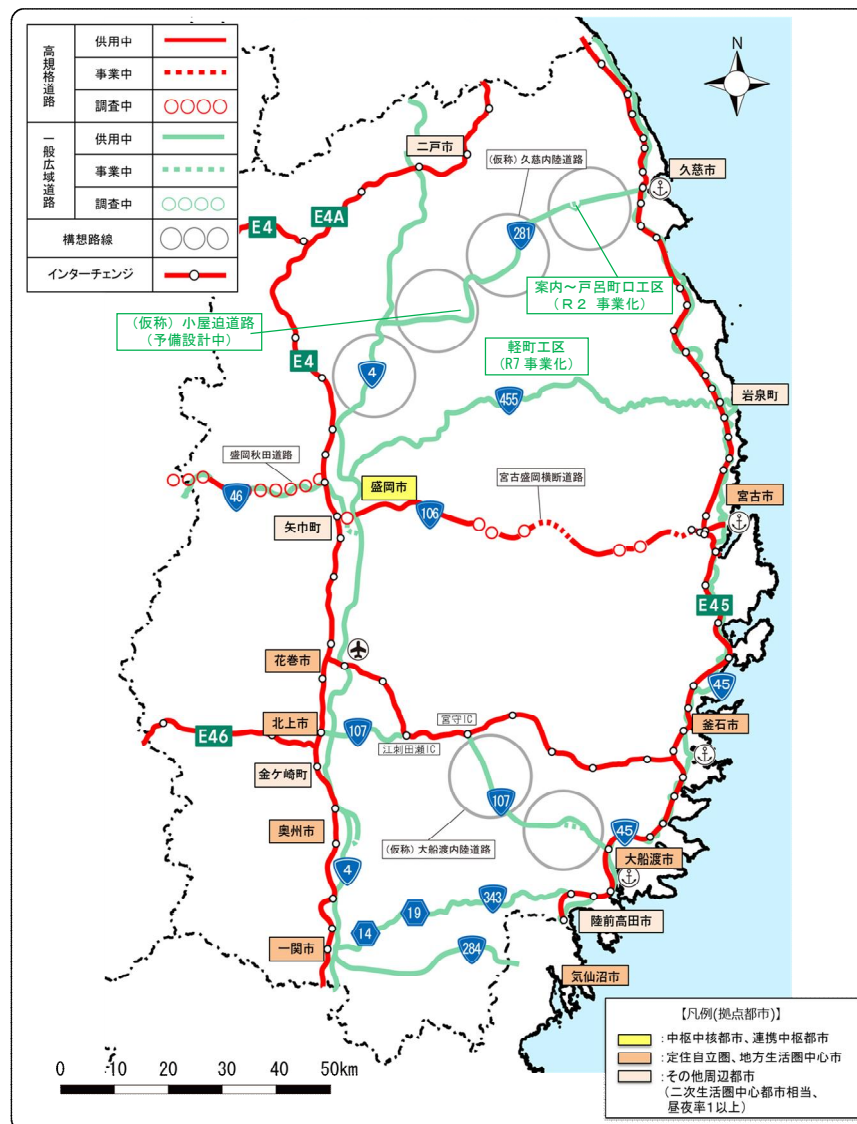
## 51 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

## 【現状と課題】

## 1 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

- 広大な県土を有する本県においては、東北自動車道や三陸沿岸道路の縦軸、釜石自動車道や宮古盛岡横断道路の横軸に加え、これらの道路を補完し、または代替となる道路が一体となって機能することが必要。
- 令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」において、「高規格道路を中心とした災害に強い道路ネットワークの構築」、「内陸と沿岸を結ぶ道路や都市間交流を支える道路ネットワークの強化」を基本方針とした「広域道路ネットワーク」を定めた。

＜広域道路ネットワーク計画図（R3.6月版に事業化区間等を記載）＞



## ＜広域道路ネットワーク路線＞

分類	路線名
高規格道路	東北自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、盛岡秋田道路
一般広域道路	一般国道4号、45号、46号、107号、281号、284号、343号、455号外
構想路線	(仮称)久慈内陸道路、(仮称)大船渡内陸道路

構想路線：高規格道路としての役割が期待されるものの、起終点が決まっていない等、個別路線の調査に着手している段階にない道路

- 人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、「広域道路ネットワーク」で定めた、「構想路線」や「一般広域道路」について、県において調査・検討を推進中。
- 「構想路線」として位置付けた、(仮称)久慈内陸道路、(仮称)大船渡内陸道路は、全国的な広域道路ネットワークにおける必要性や効果等を検証する必要がある。
- 「一般広域道路」には、線形不良箇所など走行上の課題が集中する一般国道343号笹ノ田峠など、あい路区間が未だに存在しており、今後も整備が必要。

一般国道343号笹ノ田峠周辺においては、震災の教訓と伝承のゲートウェイとして機能する「東日本大震災津波伝承館」への観光交流の増加などの環境の変化があるとともに、複数の断層の存在など複雑な地質条件であると把握したことから、専門家が参画した検討協議会を令和5年3月に設置し、これまで5回開催したところであり、技術的課題等の検討を進めているところ。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

## 52 物流の効率化などの生産性向上に資する 社会資本整備への支援

### 【現状と課題】

#### 1 物流の基盤となる道路整備の推進

- 供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路が指定され、県内の補助国道を中心に代替・補完路が指定。
- 平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、基盤となる道路整備に必要な予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援が必要。

#### ＜県内の主な重要物流道路、代替・補完路＞

区分	指定の内容	県内の指定路線
重要物流道路	高規格幹線道路や直轄国道、都市高速道路の供用中区間	東北道、八戸道、秋田道、釜石道、三陸道、一般国道4号、45号、46号
	物流拠点（工業団地等）へのラストマイルの供用中区間	県道水沢米里線（江刺フロンティアパークへのアクセス）、県道花巻平泉線（花巻第一、第二工業団地へのアクセス）等
代替・補完路	重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地、総合病院等）への補完路	一般国道106号、107号、281号、282号、284号、340号、343号、395号、455号、県道盛岡横手線、二戸五日市線、大槌小国線 等

#### ＜県管理道路（重要物流道路、代替・補完路）の主要な事業中工区＞

路線名・工区名	延長	事業着手	重要物流道路「事業区間」	代替・補完路	備考
【宮古盛岡横断道路】田鎖墓目道路	7.2km	R 2	○	—	直轄権限代行
【宮古盛岡横断道路】箱石達曾部道路	9.7km	R 3	○	—	直轄権限代行
【一般国道107号】白石峠工区	2.7km	R 4	—	○	
【一般国道281号】案内～戸呂町口工区	1.0km	R 2	○	—	

#### 2 産業振興に資する港湾の整備推進

- 県や各港湾所在市においては、港湾と港湾後背地の産業集積や地域資源を結び付けた産業振興に取り組んでいるところであり、これらの港湾基本施設の整備の必要が生じた場合、当該事業を着実に進めるための補助事業や交付金などの予算の確保が必要。
- 岸壁背後のふ頭用地の造成や舗装、荷役機械、上屋等の新設・修繕等については、港湾管理者が、港湾整備事業（起債事業）により実施。  
しかし、これら施設は、岸壁等の港湾基本施設と一体となって機能することで、港湾機能が効率的に発揮され、産業振興を通じたより一層の地域の活性化につながる。そのためには、これら施設への幅広い国庫補助や交付金メニューの創設が必要。
- また、老朽化した港湾施設の修繕等を計画的に進めていくことが求められていることから、補助事業や交付金等の予算の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、港湾空港課

## 53 県土の強靱化に向けた防災・減災対策への支援

## 【現状と課題】

## 1 流域治水対策の推進

- 平成 28 年台風第 10 号災害をはじめ、近年、激甚化・頻発化する風水害から県民の生命や財産を守るためには、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水」を推進することが必要。
- 本県では、令和 6 年 10 月までに、県内全ての水系を対象として、「流域治水プロジェクト」を策定済み。  
また、流域治水の実効性を高める取組のひとつとして、一戸町及び葛巻町を流下する馬淵川について、令和 7 年 10 月、「特定都市河川」に指定。  
現在、「流域治水プロジェクト」や「流域水害対策計画」に位置付けたハード、ソフト両面にわたる事前防災対策に取り組んでおり、今後も当該取組を推進していくことが必要。
- ハード対策については、令和元年台風第 19 号（小屋畑川）による近年の豪雨災害に対応した再度災害防止対策を最優先として進めている一方で、その他の河川の事前防災対策（太田川、広瀬川等の防災・安全交付金事業等）について必要な予算が措置されず長期化している。このような中、令和 4 年 8 月には、馬淵川（一戸町）で浸水被害が発生するなど、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。「特定都市河川」への指定も踏まえ、同河川を含めた県内河川のハード対策を加速させるための予算措置が必要。
- 堆積土砂の河道掘削等については、平成 28 年の台風第 10 号により大量の土砂や流木の堆積が発生したこと等も踏まえ、重点的・集中的に推進する必要がある、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の期間終了後においても確実な財政措置の継続が必要。
- ソフト施策については、リスク情報の更なる充実強化に向け、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表や市町村におけるハザードマップの見直し等が必要。

〈リスク情報の充実強化に向けた主な取組（令和 8 年 3 月末時点）〉

家屋倒壊等氾濫想定区域	指定済 60 河川／要指定 294 河川
洪水ハザードマップ	全 33 市町村で作成済み、今後見直しが必要

- 河川整備基本方針及び河川整備計画について、気候変動の影響を踏まえた目標の見直しを行うとともに、目標とする治水安全度の早期確保に向け、様々な手法を活用した対策を進める必要。

## 2 土砂災害対策の推進

- 本県の土砂災害警戒区域は 15, 158 箇所※と東北で最多。  
※ 既指定箇所（13, 305 箇所）と新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」のうち指定が完了した箇所の計

〈土砂災害警戒区域数の状況（令和 7 年 12 月末時点）〉

岩手県	東北六県平均	全国平均
15, 158	8, 169	15, 065

- 平成 28 年の台風第 10 号や令和元年東日本台風では、土砂流出により人命が失われたほか、住家が被災するなど甚大な被害が発生。
- 防災拠点や、要配慮者利用施設がある箇所及び被災履歴がある箇所の整備を優先的に進めているが、令和 8 年 3 月末時点の整備率は 12.4%にとどまっており、整備を推進するためには、安定的・持続的な財政措置が必要。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（令和 8 年 3 月末時点）》

要施設対策箇所(A)	整備済箇所(B)	整備率(B/A)
4,021	499	12.4%

- 令和元年東日本台風等に伴う土砂災害では、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所において被害が発生したことを踏まえ、高精度な地形情報等を用いて土砂災害の発生するおそれのある箇所の抽出に努めるよう、令和 2 年 8 月に土砂災害防止対策基本指針が変更。このことから、高精度な地形情報を用いて、令和 5 年 12 月までに新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」9,992 箇所を抽出し公表。
- 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を加えた基礎調査を概ね 5 年ごとに全箇所実施するためには、国庫補助率の嵩上げや地方交付税の増額などの財政措置の拡充が必要。
- 各自治体において課題となっている基礎調査費を縮減するため、D X の活用など効率的な調査手法の導入に向け、国における検討が必要。

### 3 災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備の推進

- 平成 28 年台風第 10 号の際、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じた。一方、供用を開始していた高規格道路は被災しておらず、救命救急活動や支援物資輸送などが有効に機能。
- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害時等においても有効に機能する復興道路等を補完し、緊急輸送や代替機能を確保する災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備等が必要。
- 特に、令和 6 年能登半島地震を受け、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強が急務となっており、対策を円滑に進めるためには、補助事業化など別枠による財政措置が必要。
- 国は、令和 5 年 7 月に「積雪寒冷地域における道路舗装の損傷に関する有識者会議」を設置。積雪寒冷地域において、融雪期を中心に局所的な舗装損傷が多数発生していることから、気象条件等が舗装損傷に与える影響の解明等を進めている。
- 令和 6 年 6 月に第 3 回会議が開催され、以下が報告されたところ。
  - ・ 地球温暖化による気候変動（みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生）を要因とした路盤の凍結・融解が、舗装損傷を誘発するとの検証結果が得られた。
  - ・ 当該メカニズムにより損傷した箇所の対応については、打換え、水の浸入抑制を基本とし、更なる対策として水を滞水させない路盤構造の検討も必要。
  - ・ ポットホールが発生により交通が阻害され、人・もの・財産に影響を及ぼすことから、今回示されたメカニズムも災害と捉え災害復旧事業の採択要件の材料として検討するとよい。
 これらの内容は、本県を含む積雪寒冷地域にとって重要な内容であることから、同会議における議論の進展も踏まえ、国は、対策を講じる必要。
- 岩手県地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられている道の駅「遠野風の丘」及び道の駅「くずまき高原」は、防災拠点としての役割を果たすためにハード・ソフトの両面から重点的な支援が得られる「防災道の駅」に選定。必要に応じて防災機能の強化が必要。

#### 4 耐震強化岸壁整備の推進

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災において神戸港が大打撃を受けた教訓から、大規模地震等災害時における住民の海上避難や緊急物資の海上輸送の確保が重要であるとして、国では平成8年12月に「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」を策定し、全国177港（358バース）の耐震強化岸壁の整備に関する基本計画を公表した。また、その後の船舶の大型化等の情勢変化を踏まえ、平成15年3月に全国184港（336バース）に基本計画の見直しを行った。
- また近年、港湾BCP（事業継続計画（Business Continuity Plan））の必要性が高まるなか、平成23年3月の東日本大震災津波の発災時においては、耐震強化岸壁を有する港湾が活躍するなど、その重要性が更に増している。
- しかし、本県の重要港湾においては、港湾計画で耐震強化岸壁を位置付けているものの、整備済は、ふ頭拡張時に同時に整備された釜石港のみ。その他の重要港湾にあっては、既存岸壁の改良として位置付けているが、未整備。そうした中、令和6年能登半島地震では、地形的な条件により陸路からの支援が困難な状況にあって、港湾の重要性が再認識されている中、県内の各港湾所在市から耐震強化岸壁の整備について強い要望あり。
- 全国的には、新規岸壁の拡張に伴い、耐震強化岸壁の整備を行う事例がほとんどである。  
一方、既存岸壁を改良し、耐震強化岸壁とする場合、現在の補助事業の枠組みでは、事業評価における便益の確保が困難であるなどの理由から、当該整備は難しい状況にあると思料。
- このため、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、既存岸壁の改良による耐震強化岸壁の整備を一層推進できるよう、制度の拡充等が必要。

#### 【耐震強化岸壁の整備が可能な補助事業】

- ① 港湾改修事業
  - ・ 事業実施に当たっては、事業評価が必要。
  - ・ ただし、既存岸壁の改良（耐震化）のみを単独で実施する場合、十分な費用対効果が得られず、事業化が困難。
  - ・ このため、防波堤、岸壁、ターミナル等の大規模整備と併せて耐震強化岸壁の整備を行い、他の便益も含めて一体的に評価を行うケースが多い。
  - ・ しかし本県では、現時点で大規模整備計画がないことから本事業による整備が困難な状況。
- ② 港湾メンテナンス事業
  - ・ 老朽化した施設の改修事業であるため、事業評価は不要。
  - ・ ただし、既存岸壁が相当程度老朽化していることが必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課、道路環境課、港湾空港課

## 54 盛土規制法による取組の推進への支援

### 【現状と課題】

- 令和5年5月に盛土規制法が施行。盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律で包括的に規制。
- 本県では、令和7年5月23日に盛土規制法の規制区域を指定したところ。

#### 1 県等が行う事務に対する財政措置

- 規制区域指定後、新たに盛土工事等の許可・届出や国・県・中核市からの協議を実施するために必要な審査・検査事務（当該事務を行うため必要なシステムの保守・管理を含む。）、不法危険盛土等の監視・パトロール等が開始され、業務負担が増加している。法に規定の業務を着実に実施するため、地方交付税等による地方財政措置を確実に講ずることが不可欠。特に、届出や協議に関する事務、既存の盛土等への対応など、手数料の収入で賄うことができない地方負担が発生していることから、これらの所要額を基準財政需要額等において算定する必要。

また、盛土等を包括的に管理するため、全国的なネットワークシステム等の構築が必要。

#### 2 基礎調査に対する財政措置

- 基礎調査については、社会資本整備総合交付金等による支援がなされ、令和10年度までに限り、補助率は1/3から1/2に引き上げられている。しかし、規制区域の指定時のみならず、その後においても概ね5年ごとに調査する旨、法において規定されていることから、調査の継続が必要となる。規制区域の見直しや既存盛土等の調査・分布、安全性を確認し、法の実効性を高めていくためにも、引上げ後の補助率を令和11年度以降も維持するとともに、同交付金等に係る地方負担分について、地方交付税等による地方財政措置を確実に講じることが不可欠。

#### 3 制度の円滑な運用等に向けた支援

- 規制区域指定後の制度執行において円滑な実施が図られるよう、他県の許可情報及び不法危険盛土等に関する事例を共有する仕組みの構築などの技術的支援が必要。また、規制対象や許可基準等の制度内容について、国民や関係団体への周知・普及啓発を行うこと及び制度に関する技術的助言の継続が必要。

加えて、旧宅地造成等規制法のもとでは適正な盛土等のうち、盛土規制法の適用でより厳しい規制が求められる場合、所有者等が安全確保のための追加工事等の措置を行う必要が生じるが、経済的負担からこの措置が進まないことが懸念される。よって、盛土規制法の実行性を高めるため、これらの追加措置に要する経費（例：所有者が行う追加工事等に要する経費）に対し支援が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課  
農林水産部 農業振興課、森林保全課  
県土整備部 都市計画課

## 55 隣県と連携した社会資本整備への支援

## 【現状と課題】

## 1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備の支援

- 県内には「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」、「安比高原」、「湯田温泉郷」など、青森県、秋田県の県境付近に豊富な観光資源が存在。
- こうした観光資源へのルートの機能強化などを図るため、青森県及び秋田県と連携し、観光活性化に向けた広域的地域活性化基盤整備計画を策定。
- 北東北の広域観光の活性化を目的とした、広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算の確保が必要。

≪社会資本整備総合交付金（広域連携事業）事業の状況≫

計画期間	計画の名称	連携機関	主な事業箇所
R 8～R 12	北東北の豊かな地域資源を活かした広域観光活性化計画	青森県 秋田県 岩手県	県道金田一温泉線金田一 県道二戸五日市線柿ノ木平 県道一関北上線大久保～内堀
R 4～R 8	四季の魅力あふれる北東北観光活性化計画	青森県 秋田県 岩手県	一般国道 282 号佐比内 県道盛岡横手線泉沢

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

## 国土交通省

## 56 暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援

### 【現状と課題】

#### 1 都市計画道路の整備推進への支援

- 都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るため、引き続き公共交通の利便性確保や公共施設等へのアクセス向上、渋滞箇所の解消・緩和などに必要な都市計画道路の整備が必要。
- 現在、整備を進めている都市計画道路上野西法寺線（一戸町高善寺）は、国道4号と一戸町の市街地を最短で結び、市街地の東西のアクセス向上に資する重要な幹線道路。  
現道の鉄道横断部（アンダーパス）は、これまでも大雨等で度々冠水。令和4年8月豪雨においても冠水による通行止めが発生し、地域住民の生活や産業活動に甚大な影響を及ぼしたことから、代替路線として災害に強く安全で安心な通行を確保するため、早期整備に向けた予算措置が必要。
- 都市計画道路向中野安倍館線（盛岡市仙北三丁目）は、「もりおか交通戦略」に中心市街地と仙北地区を結ぶバスを中心とした公共交通軸として位置付けられるほか、盛岡市の立地適正化計画に位置付けられた重要な道路。  
仙北三丁目地区は現状2車線であり、前後が4車線で整備済みであることからボトルネックとなっており、慢性的な渋滞が発生しバスの定時性・速達性が損なわれている現状。設計等が進み事業化の目途が立ったことから、令和9年度の新規事業化が必要。

#### 2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

- 少子高齢化、人口減少が急速に進展し、若年・子育て世帯や高齢者など住宅の機能や規模等に対するニーズが多様化。
- 多様化したニーズに対応し、若年・子育て世帯や高齢者など全ての入居者が安心して快適に居住できる住環境の整備が必要。
- 公営住宅については、老朽化した公営住宅の改善を計画的に推進するために必要な予算の措置が必要。
- 公営住宅が不足する地域については、民間賃貸住宅を住宅確保要配慮者向けの住宅として活用することにより、住宅セーフティネットの機能の強化を図ることが必要。  
しかし、本県では特に、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の登録数が少ないことから、これを促進するため、空室補償するなどの制度設計や改修補助の増額が必要。
- 全国的に空き家が増加傾向にあり、本県でも増加が見込まれる中、空き家の流通を促進するためには、市町村が設置する空き家バンクの利活用を促進することが重要。  
県内市町村における空き家バンク登録件数は、年間200件程度であり、空き家の流通・活用促進や、市町村の調査・登録事務に対する支援が必要。

#### 3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

- 耐震対策緊急促進事業については、適用期限が令和12年度末まで延長された。
- 本県では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期岩手県耐震改修促進計画」を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいる。
- 本年度、次期計画を策定する予定であるが、平成30年6月に発生した大阪北部地震、令和6年1月に発生した能登半島地震など、近年地震が多発している状況から、改めて建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識され、中でも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれる。

- こうした状況を踏まえ、また、近年の物価及び人件費の高騰により耐震改修工事費が高騰していることから、国においては耐震改修に係る支援が一部拡充された。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進んでいないことから、費用の低減に向けた取組や更なる支援の拡充が必要。

《耐震化率の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	令和元年度（現状）	令和7年度（目標）
住宅	83.4%（H30(2018)）	90%
多数の者が利用する建築物	91.5%	耐震性が不十分な建築物を概ね解消

《耐震診断の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	目 標
住宅	令和3年度から令和7年度までに5,000戸実施。
公共建築物（公営住宅・学校・病院・庁舎）	令和7年度までに、耐震診断率を100%とする。

#### 4 通学路等の交通安全対策の推進

- 本県では、道路管理者、警察及び学校関係者が連携して策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、歩行者に配慮した安全な通学路の確保に取り組んでいる。
- 通学路における県管理道路歩道整備率は、令和7年度で81.6%となっており、歩行者の安全な通行が確保されていない区間が存在していることから、早期に整備を進めていくことが必要。
- 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を契機として、関係機関が連携し、実施した緊急合同点検結果を踏まえた歩道整備等の交通安全対策を個別補助事業により推進しているが、この個別補助事業は令和8年度で廃止されることから、今後においても、継続的な財政措置が必要。（県が対策を行う箇所：113箇所のうち111箇所対策済（R7.3末時点））
- 岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等の自転車を安全で快適に利用するための環境創出が必要。

#### 5 土地区画整理事業への支援

- 空洞化が進行する中心市街地や、防災機能の低下する密集市街地などでは、良好な市街地形成を図るため、道路や公園等の都市基盤整備と街区の再編を一体的に行うことのできる土地区画整理事業が必要。
- 土地区画整理事業の推進においては、都市構造再編集集中支援事業及び社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施している。
- 東日本大震災後の人件費・資材価格の高騰等により移転補償費や工事費が大幅に増えたため、事業期間を延伸しており、事業期間の長期化が課題となっていることから、引き続き、確実な予算の措置が必要。

《岩手県の土地区画整理事業の進捗状況》

施行者	地区名	予算科目	補助対象期間	進捗率（R8.3）
二戸市	新幹線二戸駅周辺地区	防安交 補助（都市構造）	H8～R16	75.2%

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

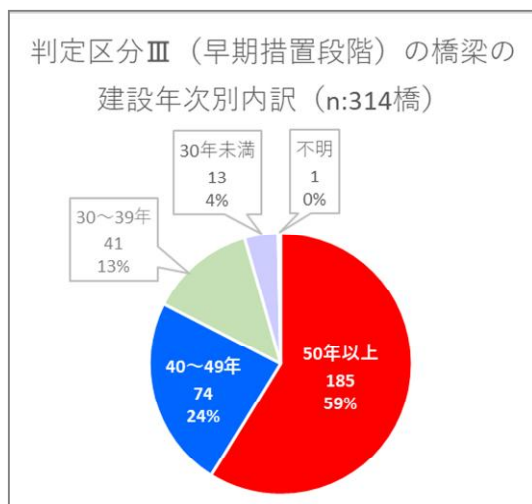
## 57 社会資本の戦略的な維持管理への支援

## 【現状と課題】

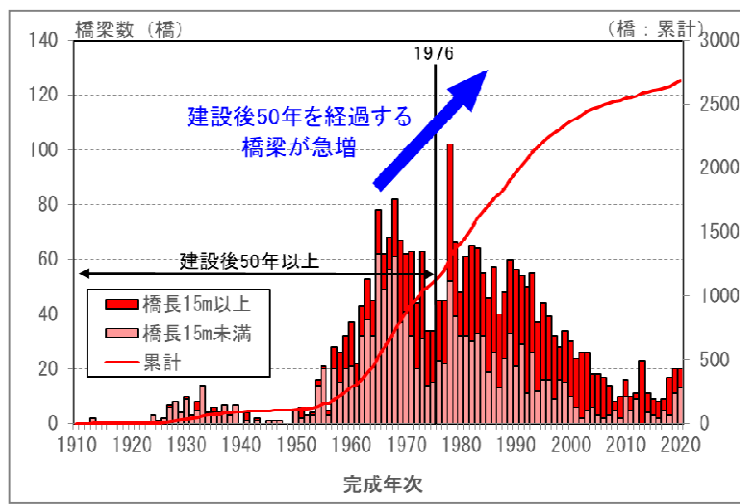
## 1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野においては、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本整備が進んでいることから、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理を実施するために必要な予算の確保が必要。

## 《橋梁の老朽化の状況》



R1～R5の法定点検で判定区分Ⅲと診断された橋梁

早期措置が必要と判定された橋梁の  
6割が建設後50年以上を経過建設後50年を経過する橋梁が急増する時期にあり、  
早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

- 昭和32年竣工の遠野ダムをはじめ、県管理ダム（10ダム）の老朽化が進行。綱取ダムにおいては発電設備の故障も発生。これらに対応するため、長寿命化計画に基づきダム設備の更新・改修を計画的に進めていくための予算の確保が必要。
- 入畑ダムの堆砂率は100%を超える。堆砂掘削効率を向上させるための貯水池管理設備の改修が求められる。貯水機能を回復させる対策への財政措置が必要。
- 湾口防波堤や大水深岸壁等の国有港湾施設の定期点検・維持管理は、国から委託を受け、県が単独事業により実施。しかし、施設の老朽化の進行に伴い、今後の県負担額の増大が懸念されることから、これらの事業費を国庫補助事業の対象にするなど、財政措置が必要。
- 釜石港ガントリークレーンは、県内の産業界に必要不可欠なインフラとして定着しているが、老朽化が著しい状況。国が進めるフィーダー航路の機能強化を図るためには、国際コンテナ戦略港湾と接続する地方港の役割が重要であり、そのための支援が必須。当該施設の維持管理費を国庫補助事業の対象にするなど、財政支援が必要。

- 港湾管理者が港湾整備事業で整備しているふ頭用地、上屋、船舶給水施設等の老朽化が著しい状況。また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故に起因する周辺地域の被害等を鑑みても、施設の適切な維持管理が不可欠。港湾基本施設と一体となって機能を発揮するためには、これら施設の維持管理費を国庫補助の対象にするなど、財政支援が必要。

## 2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

- 平成25年の道路法の改正及び平成26年の同法施行規則の改正により、①道路橋、②トンネル、③シェッド等、④大型カルバート、⑤横断歩道橋、⑥門型標識等の、異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある道路施設については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検及び健全性の診断（以下「法定点検」という。）を行うことが定められたところ。
- 平成26年度から開始した法定点検は令和5年度で2巡目が完了し、令和6年度から3巡目の法定点検を実施。こうした中、県や市町村においては、多数の法定点検対象施設を管理しており、法定点検費用が地方財政を圧迫していることから、法定点検を着実に実施するために必要な予算を確保するとともに、地方債の対象経費とするなど、地方負担に対する財政措置を拡充することが必要。
- また、法定点検では構造物の状態に応じて健全性を4段階に分類するが、健全性がⅢ（早期措置段階）及びⅣ（緊急措置段階）の施設は「道路橋定期点検要領（令和6年3月 国土交通省 道路局）」等に基づき、以下のとおり修繕を行う必要があり、確実な修繕を実施するために必要な予算の確保が必要。
  - ・ 健全性Ⅲ（早期措置段階）：次回点検（5年後）までに修繕の措置を行う必要
  - ・ 健全性Ⅳ（緊急措置段階）：緊急に修繕の措置を行う必要
- 岩手県道路橋長寿命化修繕計画では、緊急輸送道路上で耐震補強未対策の道路橋においては、耐震補強と併せて必要な修繕を実施することとしており、確実な修繕等を実施するためには予算の確保が必要。
- 法定点検対象施設以外にも、舗装、道路土工構造物、小規模附属物（道路標識、道路照明）等、多数の施設を管理しているが、点検要領に基づく点検に至っていない施設もあることから、法定点検対象施設と同様に補助事業等による財政支援が必要。

## 3 道路除雪費等に対する財政措置

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加傾向となっており、厳しい財政運営の中、凍結抑制剤の間欠散布の徹底や、冬期通行止め区間の春先機械除雪を自然融雪に切り替えるなどのコスト縮減に取り組んでいるものの、県財政を圧迫している状況。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 道路除雪費等に係る国庫補助制度として、防災・安全交付金や道路除雪補助があるが、国費が十分に配分されていない状況であり、道路除雪及び除雪機械購入等に対する必要な予算の確保が必要。
- 除雪企業は、降雪状況に関わらず除雪機械やオペレーターを確保するなど一定の固定費が発生している状況であり、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業のオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機料等の経費に対する支援制度の創設が必要。  
《本県における雪寒法対象路線の除雪費配分額の推移》（百万円）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
国費要望額 a	2,661	2,770	3,118	2,592	2,980	3,423
国費配分額 b	2,548	2,279	2,494	1,962	2,382	2,737
国費不足分 c=a-b	113	491	624	630	598	686
国費配分率 d=b/a×100(%)	96%	82%	80%	76%	80%	80%

#### 4 下水道施設の改築等に対する財政措置の継続及び拡充

- 平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は未普及地域の解消及び雨水対策に重点化する方針が提示されたところ。
- しかし、下水道施設の改築に対する国の財政措置が縮小・廃止された場合、必要な改築が十分に実施できなくなり、下水処理場の機能不全等による公共用水域の水質悪化や下水道管の破損等による汚水の流出、道路陥没事故の発生など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。
- また、人口減少が本格化する中、改築費用の財源不足を補うための使用料の引き上げなど住民や自治体負担の増加が懸念される。
- さらに、令和 6 年 1 月の能登半島地震及び令和 7 年 1 月の埼玉県八潮市で発生した下水道に起因する陥没事故により、住民生活に多大な被害を及ぼしたことを踏まえ、今後、下水道施設の耐震化や、老朽化対策及び改築等について、緊急的かつ計画的に取り組む必要がある。
- 下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など不特定多数に便益が及ぶ極めて公共性の高い事業であることから、下水道施設の老朽化対策として、重要な管渠の調査に要する経費や、調査結果に基づく維持補修などの財政措置が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課、河川課、砂防災課、下水環境課、港湾空港課

## 59 学校施設の教育環境整備に係る支援措置の拡充

## 【現状と課題】

## 1 公立学校

## (1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置（令和8年度まで）

## ○ 補助率

区分	原則	地震特措法による特例	
		Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校、幼稚園 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3
	改築	1 / 3	1 / 2

## (2) 耐震化完了の見通し及び課題等

- 公立学校の耐震化については、市町村立の小中学校において、一部に調整中のものがあるものの着実に進んでおり、引き続き、計画的に推進する必要がある。

【公立学校施設の耐震改修状況調査】（文部科学省調査 R7.4.1 現在）

## ① 構造体

	県内耐震化率	全国平均	備考
小中学校	99.5%	99.9%	一関第一附属中含む
高等学校	99.7%	99.9%	盛岡市立高校含む
特別支援	100.0%	100.0%	

※ 非木造（延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上）

## ② 屋内運動場等における吊り天井等の落下防止状況

	県内対策実施率	全国平均	備考
小中学校	98.5%	99.7%	一関第一附属中含む
高等学校	98.0%	99.8%	盛岡市立高校含む
特別支援	100.0%	99.9%	

※ 高さ 6 m 超又は面積 200 m<sup>2</sup> 超

## (3) 冷房の設置に係る現状

- 本県の公立学校における冷房設備の設置状況は、全国平均と比べ低い水準。
- 近年、夏場の猛暑が恒常化しており、特に昨夏は全国的に記録的な猛暑が続き、校内活動の最中に児童生徒、職員が熱中症を発症する事例が多数発生し、生命に直結する問題。
- 学校施設は、災害時には避難所としての役割を果たすことから、避難所機能を強化し耐災害性の向上（冷房設備の設置等）を図ることが求められているが、屋内運動場の空調導入には、補助要件として断熱性が求められ、多くの施設で断熱工事が必要となり費用が増大するため、整備を促進するため、補助率の引き上げと十分な予算確保が必要。

【公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況】（文部科学省調査 R6.9.1 現在）

	普通教室		特別教室		体育館等	
	県内設置率	全国平均	県内設置率	全国平均	県内設置率	全国平均
小中学校	100.0%	99.1%	32.8%	66.9%	1.9%	18.9%
高等学校	100.0%	99.4%	21.7%	58.4%	0.5%	14.0%
特別支援	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	0.0%	40.8%

※小中学校は一関第一附属中を含む。

※高等学校は盛岡市立高校を含む。

## (4) 学校施設環境改善交付金の内定状況

市町村では、学校施設の老朽化や統廃合の状況等を踏まえ、優先度を勘案した施設整備計画を策定のうえ事業を行っているが、令和8年度の学校施設環境改善交付金においては、未採択件数は前年度より減少したものの、依然として未採択による影響が生じており、事業の延期など計画の見直しを余儀なくされ、円滑な事業実施に支障が生じている。

【学校施設環境改善交付金の年度当初における内定状況】

年度	申請事業数（事業額）【A】	内定事業数（事業額）【B】	内定率【B/A】
8	43（770,386千円）	40（738,960千円）	93.0%（95.9%）
7	55（698,885千円）	20 <sup>※1</sup> （392,459千円）	36.4%（56.2%）
6	87（1,651,285千円）	67 <sup>※2</sup> （1,571,225千円）	77.0%（95.2%）

※1 令和7年度の年度当初に未採択となった35事業のうち、3事業が延期、9事業が取下げとなり、残る23事業については、1月までに全事業が交付決定となったこと。

※2 令和6年度の年度当初において未採択となった20事業については、10月までに全事業が交付決定となったこと。

## (5) 国の予算措置状況

- 近年、国の公立学校施設整備に係る当初予算額は全国自治体の事業計画に係る所要額を大幅に下回り、前年度の当初又は補正予算（本省繰越）での対応が多くなっていることから、事業の進捗により繰越が生じた場合には事故繰越となり、繰越の承認が得られないことがあるなど、必要な財源の確保に支障をきたしている。

## (6) 補助単価と実勢単価の乖離の現状

- 近年の物価高騰や資材高騰の影響により、補助単価と実勢単価に乖離が生じている。

【直近の県立学校における公立学校施設整備費国庫負担金の状況】

交付年度	事業名	建築区分	構造区分	認定（補助）単価	実勢単価	差額
令和2年度	特支（小中）	校	W	270,900円	517,600円	246,700円
令和6年度	特支（小中）	校	RC	310,300円	429,300円	119,000円

## 2 学校給食施設の施設整備に対する国庫補助の拡充

- 本県では、小中学校において、児童生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて食生活の改善に寄与することを目的に学校給食を実施しているところ。
- 児童生徒が、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要なことであることから、学校給食を実施することにより、食事に関する指導に取り組んでいるところ。
- 県立中学校では、現在、学校給食を実施していないところであり、今後、市町村営共同調理場等からの運搬により提供を受ける方法で実施することを検討しているが、学校給食の提供を受けるための学校施設整備（改修を含む）については、学校施設環境改善交付金の対象外であること。
- 学校給食の充実を図るため、調理場施設がない中学校が市町村営共同調理場等から給食提供を受ける場合の学校給食施設の新増築など、地域の給食実施方法の実情等を踏まえた施設整備のための予算の確保が必要。

【参考】学校給食施設に係る主な国庫補助制度

学校施設環境改善交付金（※）

※ 学校給食施設の新増築 算定割合：1/2

学校給食施設の改築 算定割合：1/3

⇒ 対象は、給食施設をドライシステムにより新増改築にするもの。給食施設がない学校へ市町村営共同調理場等を活用した学校給食の提供を受けるための学校施設の整備（改修を含む）については当該交付金の対象外であること。

## 3 私立学校

## (1) 耐震改築補助

## ア 耐震改築補助について（小、中、高、特別支援学校）

（補助制度の概要）

- ・ 国は平成26年度に時限措置として制度を創設。（以後、順次期間延長）
- ・ 県では、平成27年度に国の補助金交付決定を受けた事業に上乗せする補助制度を創設。

	補助対象経費	補助対象経費上限額	補助率	補助上限額
国	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））	工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費の合計額	上限・下限なし	なし (予算の範囲内で調整)
県	※単独補助 私立学校施設耐震改築事業費補助（私立学校耐震改築事業費補助）	国交付要綱第2条第1項第2号に規定する耐震改築工事の補助対象経費となった額以内の額	1設置者当たり2億円	補助対象経費の上限が2億円のため、補助額の上限は実質3,333.3万円。

(補助率の比較 耐震改築)

	耐震性	公立 (※)	私立
耐震補強	Is 値 0.3 未満	2/3	1/2
	Is 値 0.3 以上	1/2	1/3
耐震改築	Is 値 0.3 未満	1/2	1/3
	Is 値 0.3 以上	1/3	1/3

※地震防災対策特別措置法の特例による補助率

#### イ 本県の私立学校の耐震化の状況

私立学校の耐震化率は、全体で 92.0%。小中高特では 91.3%であり、全国平均を下回る状況となっている。

	全棟数	耐震性がある棟数	耐震化率 (R6.4.1 現在)	順位
全体	88	81	92.0%	27
幼	19	18	94.7%	17
小・中・高・特	69	63	91.3%	34

「私立学校施設の耐震改修状況調査」(令和6年4月1日現在)

#### ウ 耐震化等に係る課題

- 私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況であり、補助率の引き上げの要望が出ている。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」において、私立の小学校から大学までの耐震化率について令和10年度までに100%を達成することを目標としており、特に耐震化率の低いIs値0.3未満の施設については、令和8年度までに耐震化率100%を達成としている。

#### (2) 老朽化対応に係る事業

私立学校施設の老朽化に対する補助については、幼稚園及び特別支援学校のみが対象とされており、他の学校種においては、多額の自己負担に対する懸念等から、老朽化対応に遅れ。

#### (3) その他施設設備に係る国の支援の状況

上記耐震化事業のほか、以下の各施設設備の事業について、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））による補助が行われている。

しかし、全ての項目について毎年度事業募集が行われているわけではなく、学校においては検討段階で補助金活用の可否が判断できず、事業計画を作成する際の懸念事項となっている。

事業区分	補助対象経費	補助対象経費上限額 (1校当たり)	補助率
エコキャンパス推進事業			
新エネルギー活用型	工事費、実施設計費に 要する経費の合計額	1,000万円以上 2億円以下	1/3以内
省エネルギー型・省資源型 ※照明設備のLED化		1,000万円以上 2億円以下	
木材利用型		1,000万円以上 2億円以下	
緑化推進型 ・建物緑化 ・屋外緑化 ・グラウンド芝生化		・建物/屋外 500万円以上 1,000万円以下 ・グラウンド 2,000万円以上 9,000万円以下	
施設環境改善整備事業			
トイレ改修工事	工事費、実施設計費に 要する経費の合計額	200万円以上 2億円以下	1/3以内
空調設備等工事		200万円以上 2億円以下	

※令和8年度はゴシック体の事業しか募集がされておらず、学校が計画する全ての事業が実施できるよう財源の確保が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室  
ふるさと振興部 学事振興課

## 60 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

### 【現状と課題】

#### 1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

- 日本の古代から中世にかけての移行期に当たる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在している。  
また橋野鉄鉾山は現存する最古の洋式高炉として、江戸時代末から明治時代における日本の近代化を物語る貴重な物証である。しかし本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 「平泉」や橋野鉄鉾山、縄文文化に加え、日本遺産及びユネスコ無形文化遺産に認定・登録されている漆文化に象徴される日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関は未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。
- 東北文化の総合的な研究に際しては「平泉文化」研究が不可欠であり、その中心地である平泉町に研究拠点を置くことが適当であると考えられること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課  
文化スポーツ部 文化振興課

## 61 G I G Aスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充

### 【現状と課題】

#### 1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援(1)～(5) 【公立学校分】

- G I G Aスクール構想の第2期において、義務教育段階における児童生徒用1人1台端末の計画的な更新を行う方針が示され、本県でも令和5年度に基金を造成し、共同調達による更新整備を進めているところ。
- 国が示す学校規模ごとの当面の推奨帯域を達成する学校は、令和5年度調査で全体の2割にとどまっており、通信環境改善への取組は、自治体共通の課題となっている。小中学校、高等学校、特別支援学校でも通信ネットワークの改修及び機器更新が必要となり、財源確保が課題となっている。
- 地域特性により高速通信サービスの提供開始時期等に差があり、当面の推奨帯域を満たすために高額な通信サービスを選択しなければならない地域では、より充実した財政支援が必要となっている。
- 端末を活用するために必要な通信費や有償ソフトウェア、児童生徒の指導に必要となるICT教材の購入費など、新たな財政負担が生じている。
- 次世代校務DX環境は、クラウド環境を前提とした強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策、ネットワーク統合に伴う校務用端末や通信機器の更新など地方自治体の負担が大きく、財政支援が必要となっている。
- 世界的な半導体メモリ不足に加えて、円安、社会情勢の不安等の要因が重なり、パソコン価格が昨年度と比べて大きく上昇している。また、同様の理由でネットワーク機器等の価格も上昇しており、地方自治体における財政負担が大幅に増大する見込みとなっている。
- G I G Aスクール運営支援センターについては、本県においては令和4年度から設置し、ヘルプデスクによるICT機器の不具合対応や、学校への訪問研修の実施など、ICTの更なる利活用に向け欠かせない支援を行ってきたが、令和7年度に国庫の補助対象外となったヘルプデスクを廃止したことから、支援体制が課題となっている。

#### 2 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援(6) 【私立学校分】

- 私立学校におけるICT環境整備に対する補助について、補助率は総じて1/2となっており、さらに整備を促進するため、補助率の引き上げと十分な予算確保が必要。
- 導入した端末を維持するための保守経費等については、端末を導入した年度に係る費用は国庫補助の対象となるものの、後年度に係る経費については補助の対象外とされているところ。公立学校と比較して整備が遅れている私立学校のICT環境の整備を促進するためには、更なる支援の拡充が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室  
ふるさと振興部 学事振興課

## 62 特別支援教育に係る教育環境整備への支援

## 【現状と課題】

## 1 特別支援学校のスクールバスの購入等に係る財政措置の充実

- 本県では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」に基づき、早期からの支援体制の整備・充実、連続性のある多様な学びの場の充実、多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実等に取り組んでいるところ。
- 広大な県土を有する本県において、県内のどの地域に居住していても特別支援教育を受けられるよう、通学支援を行うためのスクールバス購入など環境整備のための予算の確保が必要。

## 【参考】県立特別支援学校における通学バス運行状況等

・令和7年度（県立特別支援学校：15本分校）

通学バス運行	校数	通学バスの運行形態		
		所有バス	業者委託	所有バス+業者委託
実施	7校	4校	1校	2校
未実施	8校	—	—	—

・分教室中学部卒業後における高等部進学に伴う通学距離の変化

学校名	分教室（中学部）	高等部	分教室—本校間距離
花巻清風支援学校	遠野分教室	本校校舎	約60km
一関清明支援学校	千厩分教室	本校校舎	約30km

・県内の石油価格の比較（石油製品価格調査）

調査時期	種類/量目	盛岡広域	県南広域	沿岸広域	県北広域	県平均
令和8年1月	ガソリン	144.2円	150.6円	151.6円	150.6円	149.1円
令和8年3月		183.9円	180.6円	192.3円	181.0円	184.0円
比較		+39.7円	+30.0円	+40.7円	+30.4円	+34.9円

## 2 学校給食施設の施設整備に係る国庫補助の拡充

- 本県では、特別支援学校において、幼児児童生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて食生活の改善に寄与することを目的に学校給食を実施しているところ。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要なことから、学校給食を実施することにより、食事に関する指導に取り組んでいるところ。
- 本県特別支援学校における学校給食については、学校給食施設を有していない一部の学校において、市町村営共同調理場等からの運搬により提供を受ける方法で実施しているところであるが、学校給食の提供を受けるための学校施設整備（改修を含む）については、学校施設環境改善交付金の対象外であること。
- 障がいの重度・重複化、多様化に対応した学校給食の充実を図るため、調理場施設がない特別支援学校が市町村営共同調理場等から給食提供を受けるために必要となる給食受入用配膳室などの学校給食施設の新増築等、地域の給食実施方法の実情等を踏まえた施設整備のための予算の確保が必要。

## 【参考】(1) 学校給食施設に係る主な国庫補助制度

学校施設環境改善交付金 (※)

※ 学校給食施設の新増築 算定割合：1 / 2

学校給食施設の改築 算定割合：1 / 3

⇒ 対象は、給食施設をドライシステムにより新增改築にするもの。給食施設がない学校へ市町村営共同調理場等を活用した学校給食の提供を受けるための学校施設の整備（改修を含む）については当該交付金の対象外であること。

## (2) 県立特別支援学校における給食実施状況

・令和7年度（県立特別支援学校：14 本分校及び9 分教室）

実 施 形 態				
自校調理		外部調理委託 (デリバリー)	共同調理場	市町村営 共同調理場
調理員配置	調理委託			
1 校	8 校	1 校	1 校 (※1)	12 校 (※2)

※1 自校調理（調理委託）の学校において他校の給食を調理し提供しているもの。

※2 市町村営共同調理場からの提供。（本校：2、分校1、分教室：9）

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室

## 63 高校授業料無償化に伴う公立高校等への支援

### 【現状と課題】

#### 高等学校教育改革交付金（仮称）の確保

- 令和8年2月に公表された「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」に基づき、都道府県は「高等学校教育改革実行計画」を策定するとともに、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等を活用した高校改革の取組が求められているところ。
- 一方で、グランドデザインには「安定財源を確保した上で」交付金等の財政支援の仕組みを構築するとされているものの、財源については明示されておらず、制度の詳細についても明らかにされていないところ。
- 本県は、広大な県土に多数の中山間地域を有し、人口減少・少子化が全国平均を上回る速度で進行し、中学校卒業生数は長期的な減少傾向（R7：9,715人→R21推定：5,310人 ▲4,405人）にあり、地域ごとに高等学校の小規模化（R7：49.2%が3学級以下）が進むなど、教育条件の維持・向上が喫緊の課題となっている。
- 本県では、地域ごとに産業構造や就業状況が大きく異なっているなど、画一的な制度では地域課題に十分対応できないため、県が策定する実行計画に基づき、地域の裁量を生かせる柔軟な制度設計が望まれるところ。
- 県内の多くの県立高校では、校舎や実習施設、設備の老朽化が進行しているとともに、専門教育に必要な実習機器・教育備品の更新が大きな課題となっている。自治体単独での対応には限界があるため、施設・設備整備に対する財政支援の一層の充実が必要である。

#### 【令和6年3月時点 校舎等築年数】

校舎等築年数	校数	割合（%）
20年未満	11	16.67
21～30年	4	6.06
31～40年	8	12.12
41～50年	23	34.85

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

## 64 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置

### 【現状と課題】

#### 1 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置の拡充

警察庁が所管する都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備事業）について、実勢工事単価が国の定める補助単価を大きく上回っており、多額の超過負担が生じているため、補助単価を見直す等、財政措置の拡充により県の負担を軽減する必要がある。

【参考】 補助単価と実勢工事単価の比較（信号制御機から抜粋）

（単位：千円）

項 目		単 位	補 助 単 価	実勢工事単価	超過負担
信号 制御機 更新	集中制御機	基	2,518	7,031	4,513
	プログラム多段系統化	基	1,682	5,208	3,526
	プログラム多段化	基	1,354	4,132	2,778
	押ボタン化	基	1,484	2,633	1,149

【県担当部局】 警察本部 交通規制課